

# 大手前短期大学 自己点検・評価報告書

令和8年3月

## 目次

自己点検・評価報告書 .....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	15
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b> .....	18
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	18
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	21
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献] .....	30
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証] .....	33
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b> .....	42
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	42
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果] .....	50
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜] .....	57
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援] .....	61
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b> .....	83
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	83
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	93
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	99
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	102
<b>【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】</b> .....	108
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営] .....	108
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営] .....	111
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	116
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表] .....	119

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の評価基準に準拠して  
大手前短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和7年12月

理事長

福井 要

学長

福井 洋子

ALO

藤本 幹也

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

#### <学校法人の沿革>

学校法人大手前学園は、第2次大戦終結直後の昭和21（1946）年4月、学園創始者・藤井健造が大阪府から指定校の認定を受け、大阪城大手前近くに大手前文化学院を開校したことがはじまりとなる。戦後日本の復興・再建を担うに足る有能で情操豊かな新時代の女性の育成を目指したものであった。当初は財団法人であったが、昭和26（1951）年、学校法人大手前女子学園として認可をえて、同年4月、大阪市東区大手前之町（現在の中央区大手前2丁目、大阪大手前キャンパス）に大手前女子短期大学を開設した。昭和41（1966）年には兵庫県西宮市御茶家所町（現在のさくら夙川キャンパス）に大手前女子大学を開学した。

その後、昭和61（1986）年に短期大学を学園発祥の地・大阪大手前から兵庫県伊丹市（のちのいたみ稲野キャンパス）に移転するとともに、大手前文化学院を大手前栄養文化学院専門学校に改称した。また、学園創立50周年・大学開学30周年にあたる平成8（1996）年に大学院文学研究科を開設している。平成12（2000）年には学校法人名を現在の大手前学園に改称するとともに、大手前女子大学を大幅に改組・拡充し、男女共学の大手前大学として新たなスタートをきった。また大阪大手前のキャンパスでは、平成14（2002）年に当時の大手前栄養製菓学院専門学校から製菓課程を分離・独立させ、大手前製菓学院専門学校を開設。いたみ稲野キャンパスでは、平成16（2004）年に大手前女子短期大学を地域総合科学科構想のもと改組し大手前短期大学と改称、男女共学のライフデザイン総合学科として生まれ変わった。平成28（2016）年には2つの専門学校を再び統合し、大手前栄養製菓学院専門学校とし、令和2（2020）年4月に製菓学科を廃止し大手前栄養学院と改称した。

同年、大手前短期大学さくら夙川キャンパスに「歯科衛生学科（3年制）」を開設すると、翌令和3（2021）年には大手前学園創立75周年、大手前大学創立55周年、大手前大学大学院創立25周年、大手前短期大学70周年を迎え、大手前短期大学ライフデザイン総合学科をさくら夙川キャンパスへ移転した。さらに令和4（2022）年にはさくら夙川Westキャンパスを竣工し、大手前栄養学院専門学校栄養学科を廃止した。令和5（2023）年、大手前短期大学に「医療事務総合学科」を設置した。令和7（2025）年4月現在、「さくら夙川」・「大阪大手前」の2つのキャンパスに2つの高等教育機関（大学、短期大学）を擁する、総合教育機関として発展を遂げている。

表1 大手前学園の沿革

年月	事項
昭和 21 (1946) 年 4 月	大阪府の指定校として認定を受け、大手前文化学院を創設
昭和 23 (1948) 年 9 月	大手前文化学院を財団法人職業学院制とする
昭和 26 (1951) 年 2 月 4 月	学校法人大手前女子学園設立 (藤井健造理事長) 大手前女子短期大学開学
昭和 30 (1955) 年 4 月	大手前文化学院に栄養部設置 (栄養専門学校の前身)
昭和 41 (1966) 年 4 月	兵庫県西宮市に大手前女子大学開学、文学部哲学科・英文学科を設置
昭和 61 (1986) 年 4 月	大手前女子短期大学を兵庫県伊丹市に移設 学園のカレッジアイデンティティを導入 新スローガン“STUDY FOR LIFE”を制定 大手前文化学院を大手前栄養文化学院に改称
平成 3 (1991) 年 4 月	西宮総合グラウンド竣工 専門学校の大阪新学舎完成 福井秀加理事長就任
平成 8 (1996) 年 4 月	大手前女子学園創立 50 周年 大手前女子大学創立 30 周年 大学の新学舎竣工、大学院文学研究科開設
平成 10 (1998) 年 4 月	大学院文学研究科に博士後期課程設置
平成 12 (2000) 年 4 月	学園名称を学校法人大手前学園に改称 大手前女子大学を大手前大学に名称変更、男女共学化 文学部 1 学部から人文科学部・社会文化学部の 2 学部制に改編
平成 14 (2002) 年 4 月	大手前栄養製菓学院から製菓課程を独立させ、 大手前栄養学院と大手前製菓学院の 2 校に分離
平成 15 (2003) 年 4 月	大学・史学研究所オープン・リサーチ・センター竣工
平成 16 (2004) 年 4 月	大手前女子短期大学を共学化、大手前短期大学に名称変更
平成 17 (2005) 年 4 月	福井有理事長就任 大学院文学研究科を比較文化研究科に名称変更 大手前栄養学院創立 50 周年
平成 18 (2006) 年 4 月 10 月	大手前学園創立 60 周年記念事業を展開 (平成 21 年 3 月迄) 学園連合同窓会を開催
平成 19 (2007) 年 4 月 6 月	大手前大学の 2 学部を 3 学部へ改編 大学・メディアライブラリーCELL 竣工
平成 20 (2008) 年 3 月	短期大学基準協会による認証評価で「適格」と認定
平成 22 (2010) 年 3 月 4 月	日本高等教育評価機構による認証評価で大学が認定 大手前大学現代社会学部に通信教育課程を開設
平成 25 (2013) 年 9 月	福井要理事長就任
平成 26 (2014) 年 3 月	短期大学基準協会による認証評価で「適格」と認定

平成 27 (2015) 年 3 月	日本高等教育評価機構による認証評価で大学が認定
平成 28 (2016) 年 4 月	大手前大学健康栄養学部管理栄養学科を設置 大手前栄養学院と大手前製菓学院を統合し大手前栄養製菓学院に改称 大手前学園創立 70 周年 大手前大学創立 50 周年
9 月	大手前大学大学院創立 20 周年記念式典
平成 31 (2019) 年 4 月	大手前大学国際看護学部看護学科を設置
令和 2 (2020) 年 4 月	大手前栄養製菓学院を大手前栄養学院に改称 歯科衛生学科 (3 年制) 開設 (さくら夙川キャンパス)
令和 3 (2021) 年 3 月 4 月	一般財団法人大学・短期大学基準協会による認証評価で「適格」と認定 福井要総長就任 さくら夙川キャンパス大学、短期大学新学舎 E 棟竣工 国際教育研究所 (IIE) 廃止 メディア・芸術学部を「建築&芸術学部」に改称 大手前短期大学、西宮市へ移転 大手前学園創立 75 周年、大手前大学創立 55 周年、 大手前大学大学院創立 25 周年、大手前短期大学 70 周年
令和 4 (2022) 年 4 月	大手前栄養学院専門学校栄養学科廃止 総合文化学部を「国際日本学部」に改称 さくら夙川 West キャンパス竣工
令和 5 (2023) 年 3 月 4 月	日本高等教育評価機構による認証評価で大学が認定 大学院に「国際看護学研究科 看護学専攻 修士課程」設置 大学に「経営学部経営学科」設置 短期大学に「医療事務総合学科」設置
令和 6 (2024) 年 4 月	さくら夙川キャンパス大学、短期大学新学舎 K 棟竣工

### <短期大学の沿革>

大手前短期大学は、昭和 26 (1951) 年に大阪大手前の地に大手前女子短期大学 (服飾科、のちに服飾学科に改称) として開学して以来、学園の主要校の 1 つとして成長し、昭和 61 (1986) 年に兵庫県伊丹市へキャンパス移転。その後、平成元 (1989) 年の秘書科の設置や平成 3 (1991) 年の服飾学科から生活文化学科への改称、平成 12 (2000) 年にコース制の導入などを経て、平成 16 (2004) 年には、大手前短期大学と改称し男女共学制に変更するとともに、地域総合科学科としてのライフデザイン総合学科への改組をおこない大幅なカリキュラム改革を実施した。その基本コンセプトである「ユニット自由選択制」に基づく教育プログラムは受験生からの支持をえて、以降学生確保の実績をあげてきた。平成 28 (2016) 年には大手前短期大学は創立 65 周年を迎えた。開学以来輩出してきた卒業生の数は 2 万 5 千人をこえ、同窓会から積極的な支援を受けるとともに、地元と連携した活動でも支持を受けるなど、広く卒業生・地域からも愛される短期大学として発展した。平成 29 (2017) 年には、「ユニット自由選択制」を基礎にさらに改良を加えたプログラムとして、7 つのコースに組み替えて、「コース自由選択制」を導入した。令和 2 (2020) 年には、社会のニーズに応え、さくら夙川キャンパスに新たな学科である 3 年制の歯科衛生学科を開設した。その後、令和 3 (2021) 年に大手前短期大学 70 周年を迎え、その際に大手前短期大学を西宮市へ移転し、いたみ稲野キャンパスからさくら夙川キャンパスへ、令和 5 (2023) 年には「医療事務総合学科」を設置した。

表2 大手前短期大学の沿革

年月	事項
昭和 26 (1951) 年 4 月	大阪市東区大手前之町に大手前女子短期大学（服飾科）開学
昭和 44 (1969) 年 4 月	服飾科を服飾学科に改称
昭和 61 (1986) 年 4 月	大阪大手前の地から、伊丹市稲野にキャンパス移転
平成元 (1989) 年 4 月	秘書科を設置
平成 3 (1991) 年 4 月	服飾学科を生活文化学科に改称
平成 12 (2000) 年 4 月	生活文化学科をファッションデザインコース、住生活コース、秘書ビジネスコースの3コース制に改編し、秘書科の募集停止
平成 13 (2001) 年 4 月 12 月	大手前女子短期大学創立 50 周年 秘書科を廃止
平成 14 (2002) 年 4 月	カリキュラムの改編とともに、コース名称をファッションビジネスコース、住生活コース、情報ビジネスコースに一部変更
平成 15 (2003) 年 4 月	新たに製菓マネジメントコースを設けて4コース制に変更
平成 16 (2004) 年 4 月	大手前女子短期大学を大手前短期大学に名称変更し、男女共学化 地域総合科学科構想に基づくライフデザイン総合学科に改組（コース制は廃止）、「ユニット自由選択制」導入、生活文化学科の募集停止
平成 18 (2006) 年 3 月	生活文化学科を廃止
平成 20 (2008) 年 3 月	短期大学基準協会による認証評価で「適格」と認定
平成 21 (2009) 年 7 月	文部科学省「大学教育・学生支援事業〔テーマB〕学生支援推進プログラム」に「C-PLATS®導入と企業情報提供の精緻化による就職支援強化策」が採択
平成 22 (2010) 年 9 月	文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に「学生別コンピテンシー伸張の可視化」（大手前大学との共同事業）が採択
平成 23 (2011) 年 4 月	大手前短期大学創立 60 周年記念事業を展開（～平成 24 (2012) 年 3 月）
平成 26 (2014) 年 3 月	短期大学基準協会による認証評価で「適格」と認定
平成 28 (2016) 年 4 月	大手前短期大学創立 65 周年
平成 29 (2017) 年 4 月 6 月	コース自由選択制 導入 学校法人広島文化学園広島文化学園短期大学との短期大学間相互評価の公表（相互評価の実施は平成 28 (2016) 年度）
令和 2 (2020) 年 4 月	歯科衛生学科（3年制）開設（さくら夙川キャンパス）
令和 3 (2021) 年 3 月 4 月	一般財団法人大学・短期大学基準協会による認証評価で「適格」と認定 大手前短期大学、西宮市へキャンパス移転 大手前短期大学創立 70 周年
令和 5 (2023) 年 4 月	医療事務総合学科設置

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和7（2025）年5月1日現在

**表3 学校法人 大手前学園の概要**

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
大手前短期大学	(さくら夙川キャンパス) 〒662-8552 兵庫県西宮市御茶家所町6-42	210人	520人	533人
大手前大学	(さくら夙川キャンパス) 〒662-8552 兵庫県西宮市御茶家所町6-42 (大阪大手前キャンパス) 〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-88	860人 (編入定員) 2年次 14人 3年次 29人	3,421人	3,513人
大学院 比較文化 研究科	(さくら夙川キャンパス) 〒662-8552 兵庫県西宮市御茶家所町6-42	博士前期課程10人 博士後期課程3人	29人	22人
大学院 国際看護学 研究科	(大阪大手前キャンパス) 〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-88	修士課程12人	24人	22人
現代社会学部 通信教育課程	(さくら夙川キャンパス) 〒662-8552 兵庫県西宮市御茶家所町6-42	500人 (3年次編入) 500人	3,000人	3,466人

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和7(2025)年5月1日現在

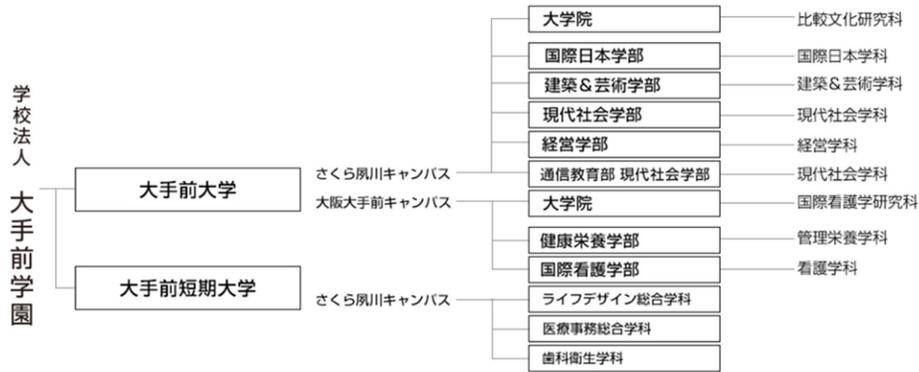


図1 大手前学園組織図

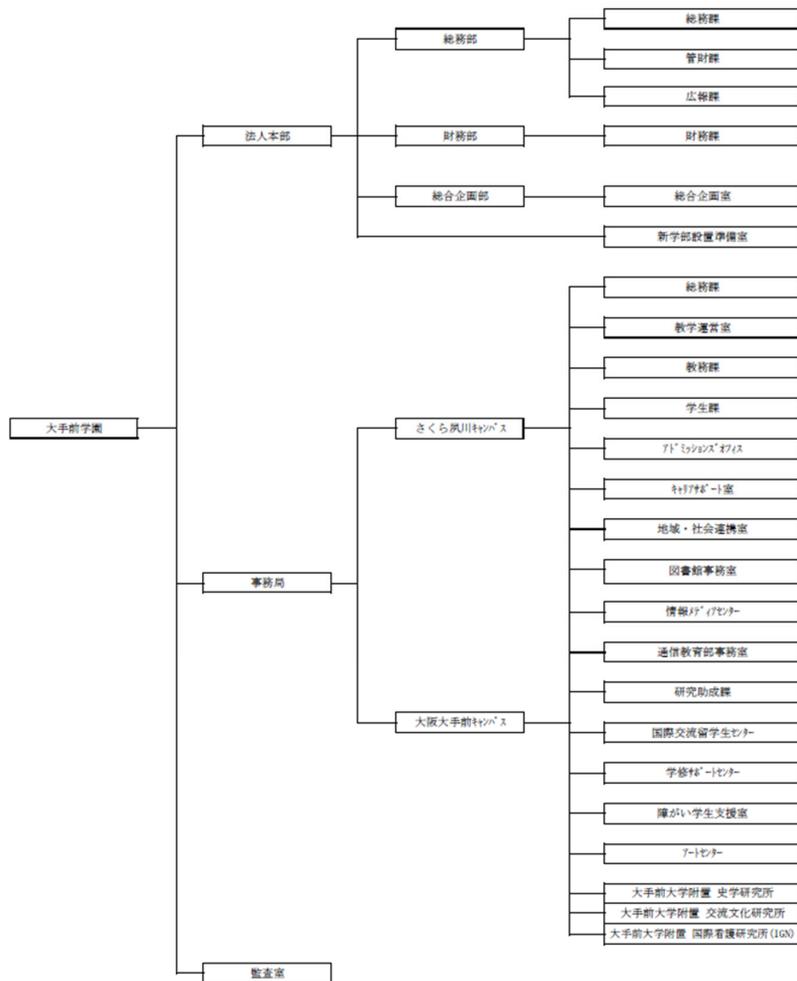
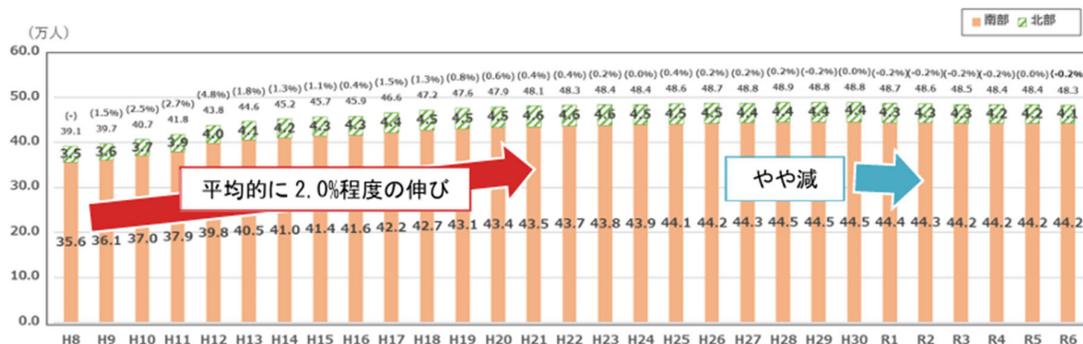


図2 大手前学園事務組織図

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

大手前短期大学が立地する西宮市は、兵庫県の南東部、大阪湾北部沿岸にあり、阪神地域の中心部に位置し、東は武庫川・仁川を境に尼崎市、伊丹市、宝塚市に、西は芦屋市に、北は神戸市にそれぞれ接している。市域の総面積は100.18kmで、南北に長く（南北19.2km、東西14.2km）、北部の山地部と南部の平野部に分かれ、その中央部を東六甲山系の山地が東西に横断している。この東六甲山系の一部は瀬戸内海国立公園（六甲地域）に含まれ、そこから市北部の北摂山系に広がる山地や、桜の名所である夙川、阪神間に残された貴重な自然海浜である御前浜（香櫨園浜）など豊かな自然環境を有しており、海拔約0mから900mに及ぶ起伏に富んだ地形となっている。こうした地理的要因もあり、2025年3月1日現在の推計人口は481,576人となる。平成9年（1997年）から平成19年（2007年）までは概ね1.0～2.5%の人口増が続いていたが、近年は、出生・死亡の自然増と転入・転出の社会増は鈍化の傾向にあり、平成29年（2017年）には、社会増減は減少に転じた。地域別には、南部地域が約44.5万人、北部地域が約4.4万人と人口の約9割が南部地域に集中している（図3）。



※ ( ) は前年からの伸び / 数値は千の位を四捨五入しているため、総数と内訳は必ずしも一致しない

資料：国勢調査（平成12年、17年、22年、27年、令和2年）、推計人口（その他の年次）

図3 西宮市の人口及び人口の推移

<https://www.nishi.or.jp/kotsu/toshikeikaku/master/ritteki1.files/2shou.pdf>

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

過去5年間の入学生の出身地別人数及び割合は（表4）の通りであり、地元である近畿圏（中でも兵庫県・大阪府）出身者の割合が継続して高いのが特徴である。

**表4 学生の入学動向**

地域	令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度		令和 7 (2025) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
北海道	4	1.8	0	0	1	0.4	1	0.5	0	0
東北	0	0	1	0.5	0	0	0	0	1	0.5
関東	0	0	2	0.9	1	0.4	1	0.5	1	0.5
中部	3	1.3	4	1.8	7	3.1	5	2.3	4	1.8
近畿	193	84.6	191	87.2	184	80.7	161	75.6	175	78.8
中国	20	8.8	11	5.0	15	6.6	16	7.5	14	6.3
四国	1	0.4	5	2.3	9	3.9	6	2.8	7	3.2
九州 沖縄	5	2.2	2	0.9	2	0.9	3	1.4	0	0
その他 (留学生等)	2	0.9	3	1.4	9	3.9	20	9.4	20	9
計	228	100	219	100	228	100	213	100	222	100

## ■ 地域社会のニーズ

西宮市は、兵庫県内で都市部と住宅地が融合した地域であり、住民のニーズも多様化している。まず、高齢化が進む地域では、高齢者向けの介護サービスやデイサービスの充実が求められている。高齢者が安全に暮らせる住環境の整備や、地域での健康促進イベントの開催なども重要なニーズである。一方で、ファミリー層の多い西宮市では、子育て支援や教育環境の向上が強く求められている。保育園や幼稚園の整備、子育て支援サービスの提供、さらには放課後の学習サポートなど、子どもを育てる家庭のニーズが高まっている。また、西宮市は阪神間に位置し、交通の便が良いものの、通勤や通学の混雑、特定地域でのアクセス問題など、交通インフラの改善も求められている。自転車道や歩道の整備、安全な移動手段の提供が重要である。地域経済の活性化においては、特に灘五郷に代表される日本酒産業の振興や、新たなビジネスやスタートアップ企業の誘致が課題となっている。地元の商店街や観光資源を活用し、地域経済を発展させる取り組みが必要である。加えて、西宮市は自然豊かな地域が多く、環境保護や防災対策のニーズも高まっている。緑地や公園の保全、防災計画の強化、エコな生活様式の推進などが住民の関心事である。最後に、住宅環境の向上に対するニーズも高く、特に高級住宅地が多い地域では、住宅のリフォームや防犯対策、景観の保全が求められている。西宮市では、これらのニーズに応じて福祉、教育、交通、経済、環境といった多岐にわたる分野での対応が必要とされている。

## ■ 地域社会の産業の状況

西宮市は、都市機能と自然が調和する地域で、多様な産業が発展している。まず、日本酒産業が西宮市を代表する産業の一つであり、灘五郷の一部として、質の高い酒米「山田錦」や豊富な水源を活かした酒造りが盛んである。白鷹や白鹿といった有名な酒造会社が市内にあり、国内外で高い評価を得ている。次に、製造業も重要な産業で、阪神工業地帯の一部として発展してきた背景があり、化学工業や金属加工、精密機械製造など幅広い業種が存在する。特に技術集約型の産業も近年増えており、市の経済を支えている。また、サービス業は市内各地で活発であり、特に西宮ガーデンズなどの大型商業施設が地域の商業を牽引している。小売業や飲食業、医療・福祉などの分野で住民の日常生活を支える重要な役割を果たしている。観光業も日本酒文化や自然景観を活かし、夙川公園や甲山森林公園、六甲山系などへの訪問者が多く、観光と地元産業の連携が進んでいる。さらに、IT 産業やスタートアップ企業の進出も進んでおり、神戸や大阪に近い利便性から、新興企業が集まる地域となっている。最後に、西宮市北部では農業もおこなわれており、地元で生産された農産物が地域の飲食店やイベントで利用されている。都市化が進む中でも、地域の農業と観光産業が結びつき、地域経済の多角化が図られている。こうした多様な産業がバランスよく発展していることが、西宮市の大きな特徴である。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

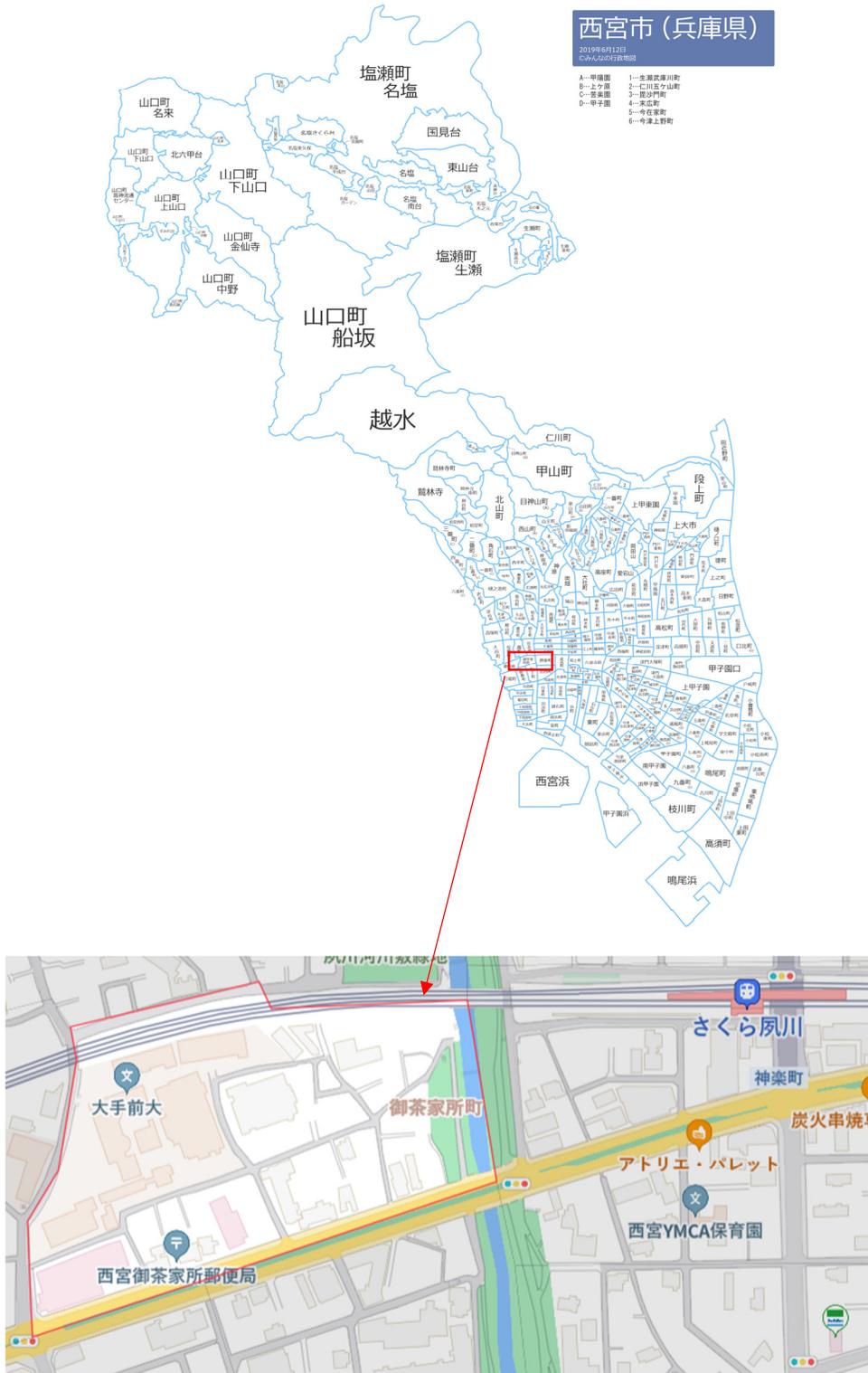


図4 みんなの行政地図:西宮市

<https://minchizu.jp/hyogo/nishinomiya.html>

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

①前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
[テーマD 財的資源] 余剰資金はあるものの、経常収支が学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間支出超過となっている。中・長期計画を着実に履行し、財政の健全化に向けての取組みが望まれる。
(b) 対策
[テーマD 財的資源] 中・長期計画の着実な履行により、短期大学では「歯科衛生学科(令和2年度開設)」の完成や、大学では「国際看護学部(平成31年度開設)」の完成により学生確保に努め、学納金収入の増加に努めた。
(c) 成果
[テーマD 財的資源] 令和3年度決算にて法人全体の経常収支は収入超過、短期大学部門では支出超過。令和4年度決算にて、法人全体の経常収支は収入超過、短期大学部門でも収入超過となり支出超過から収支改善され収入超過へ転じた。令和5年度決算においても、法人全体の経常収支においては収入超過を維持している。

②上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

④評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和6（2024）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費の取扱いに関しては、平成21（2009）年4月に学園として「公的研究費等の取扱いに関する規程」及び「公的研究費の管理・整備のガイドライン」を制定するとともに、本学ウェブサイトの「情報公開：公的研究費の取扱い」(<https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/>)に掲載してその内容を学外者及び教職員に周知し、適正な運営に努めている。また、平成24（2012）年3月には「大手前短期大学公的研究費不正防止計画」を策定し、不正防止の指針としており、（本学独自の研究費とあわせて）その執行状況について毎年度定期的に監査室の内部監査を受けている。平成27（2015）年3月には、「大手前学園における学術研究倫理に関するガイドライン」を制定し、研究活動の基本的な倫理指針と研究者としての活動の規範を定め、同年3月にコンプライアンス推進責任者を明確にするために「公的研究費等の取扱いに関する規程」を改正し、あわせてほかの関連する諸規程の整備をおこなった。なお、平成30（2018）年には「研究活動上の不正行為に係る調査委員会規程」についても各種手続きを明確化し、不正行為に対する対応を強化している。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

「学則」第2条に定める自己点検・評価活動をおこなうため、「大手前短期大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、自己点検・評価の実施に関する事項を審議する機関として自己点検・評価委員会を設置した。その任務は、①自己点検・評価の実施、②認証評価の受審、③評価結果に基づく改善、④その他点検・評価に関する事項である。自己点検・評価委員会は、副学長、学科長及び教学運営評議会において選出された教職員（若干名）で構成される。なお、認証評価機関による評価を受ける場合は自己点検・評価委員会の下に第三者評価部会を組織し、全学的な取り組みで対応する。令和7（2025）年度の自己点検・評価委員会は、副学長1人、学長補佐1人、各学科長3人、教員4人、職員1人の計10人の委員で構成されているが、委員会にはほぼ毎回学長・教務課長がオブザーバーとして出席し、委員会をサポートしている。また、事務局は総合企画室が担当している。第三者評価部会には、①基本理念部会、②教育・学生部会、③資源部会、④管理運営部会の4つの部会が基本設置され、関係する教職員がメンバーとなる。また、学外からの評価を受ける際には「外部評価部会」を組織している。「外部評価部会」は、部会長ほか学内から8人の委員、外部の評価員8人で構成している。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

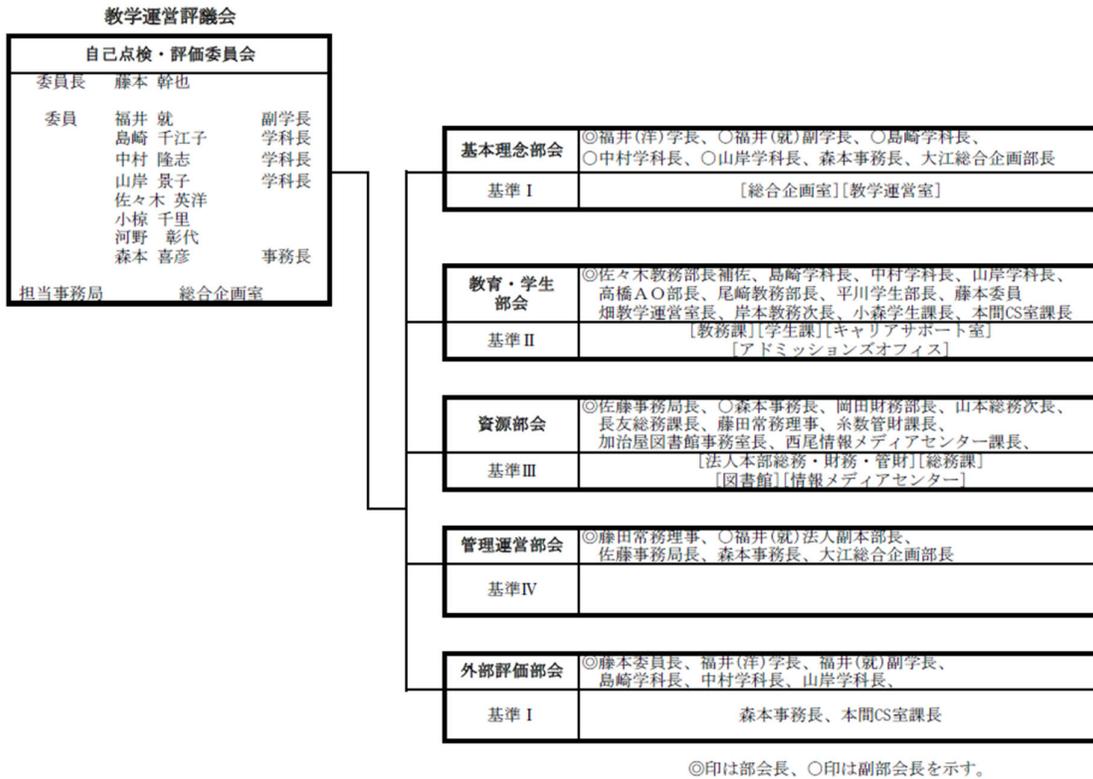


図5 自己点検・評価 組織図

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

日常的な点検・評価活動は、教務委員会、学生委員会などの専門委員会が分担しており、こうした点検・評価による改善施策の提言は「教学運営評議会」に上程審議され、決定された事項が教授会に報告され、実行に移される。教育研究をはじめ組織運営、施設設備などの総合的な状況を自己点検・評価した報告書は、必ずしも毎年度の作成はしていないが、認証評価の以前に段階的に作成しており、令和5（2023）年度には「令和5年度大手前短期大学自己点検・評価報告書【データ編】」を作成し、令和6（2024）年度にも「令和6年度大手前短期大学自己点検・評価報告書【教学のみ】」を作成・公表した。そして令和7（2025）年度は、短期大学基準協会の新基準に則って総合的な点検・評価活動をおこない、「令和7年度大手前短期大学自己点検・評価報告書」を作成して、自己点検・評価委員会にて審議した。その後、令和8（2026）年度においては自己点検・評価委員会の下に第三者評価部会を設置して「令和8年度大手前短期大学自己点検・評価報告書」を作成した上で、令和9（2027）年度第三者評価受審用の「令和9年度大手前短期大学自己点検・評価報告書」の作成に備えることになる。

また継続的な自己点検・評価活動としては、每学期実施している学生による「授業アンケート」の分析及び結果報告書の公開がある。「C-POS」（携帯電話によるリアルタイム授業評価システム）は、質問内容を見直しながら毎年度継続実施しており、授業及び教育活動の評価として改善に有効活用している。その他には平成28（2016）年度より「外部評価部会」を

立ち上げ、学外の評価員からの評価も受け、令和7（2025）年度まで毎年開催しており、今後も継続予定となる。あわせて点検・評価活動の一環として、「学生懇談会」も平成30（2018）年度より開催している。これは学生から直接、要望や意見を聞き取り、今後の学校運営に活かすことを目的としており、こちらも令和7（2025）年度まで毎年開催しており、今後も継続予定となる。

## 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

### 【テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神】

#### ＜根拠資料＞

提出資料 1 大手前短期大学ウェブサイト「建学の精神・使命・教育目標」<https://college.otemae.ac.jp/about/mission/>、2 大手前短期大学学則 [令和7(2025)年度] [https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/files/2025\\_gakusoku\\_tandai.pdf](https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/files/2025_gakusoku_tandai.pdf)、3 2025(令和7)年度履修ガイド [令和7(2025)年度]、4 シラバス [令和7(2025)年度] <https://sb.otemae.ac.jp/syllabus/SyllabusSearch.aspx>

備付資料 1 大手前短期大学中長期計画 [2020(令和2)年度～2025(令和7)年度]、  
2 大手前短期大学中長期計画進捗状況報告書 [令和6(2024)年度]

#### 【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

#### ＜区分 基準Ⅰ-A-1の現状＞

(1)

大手前短期大学は、平成16(2004)年に男女共学制の短期大学として、それまでの大手前女子短期大学から大手前短期大学に名称変更し、新たな一歩を踏み出し、平成18(2006)年の学園創立60周年を機に、当初の「情操豊かな女子教育」という理念と統合するかたちで、“STUDY FOR LIFE”を、本学の新たな「建学の精神」と定めた(提出-1)。“STUDY FOR LIFE”は、「生涯にわたる、人生のための学び」を意味しており、教養を大切に、生涯学び続ける力を育成する本学の理念を表している。このように、建学の精神は本学の教育理念・理想を明確に示している。

(2)

本学は建学の精神である“STUDY FOR LIFE(生涯にわたる、人生のための学び)”を受け、実社会に則した豊かな教養に基づく実務教育をおこなうことで、「社会人基礎力」を身につけさせ、学生が自らの目的を見つけそれを実現させる力を育成することを目指してい

る。また社会人・同窓生にも広く門戸を開放しており、地域社会との連携・交流等の活動も進めている。また、建学の精神・使命に基づき、学則第1条にて本学の目的を次のように定めている（提出-2）。

#### 学則第1条

「本学は、情操豊かな教養ある人格の完成を目指した学園創立の精神に基づき、専門の学芸を教授研究し、職業及び實際生活に必要な能力を育成し、もって社会の発展に貢献し得る人材を育成することを目的とする。」。

上記の記載の様に、教養を大切にして生涯学び続ける力を育成するという建学の精神を受け、実社会に則した豊かな教養に基づく実務教育をおこない、社会の発展に貢献し得る人材を育成することを目的としている。次に、学則第3条の2にて本学各学科における養成する人材等について、次のとおり定めている（提出-2）。

#### 学則第3条の2

(1) ライフデザイン総合学科は、多様な領域を教育研究の対象とし、現代の社会をよりよく生きるための実務的教養を学修し、なりたい自分になるための人生設計と自律的行動のできる人材を養成することを目的とする。

(2) 歯科衛生学科は、歯科衛生士の業務に確実に対応できる専門的知識の修得と併せ、幅広い視野から健康を捉え、口腔ケアのための確かな技術とヒューマン・ケア能力を身につけた歯科衛生の専門家を養成することを目的とする。

(3) 医療事務総合学科は、医師・歯科医師や看護師等の医療従事者と連携して、多様な医療事務業務に的確に対応できる確かな知識と技能をもった人材を養成することを目的とする。

そして、本学の教育目標は C-PLATS®教育を通じて、建学の精神・使命となる「社会人基礎力」の育成・「生涯学び続ける力」の育成をおこなっており、その人材育成の目的の中で、学生が建学の精神を認識できるように努めている。

以上のように、建学の精神は、本学の教育理念・理想を明確に示しており、それに基づいて、「使命」・「教育目標」が定められている。このように、建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

#### (3) 及び (4)

建学の精神は、入学後のオリエンテーションや必修科目にて学生たちに繰り返し情報共有をしている。さらに、本学のウェブサイトにも掲載しており（提出-1）、毎年度作成している履修ガイド等（提出-3）、多くの印刷物に記載して公表することにより、これらを教職員・学生・外部の方にも周知して、ステークホルダーが認識できるよう努めている。特に、履修ガイド（提出-3）には教育目標を掲げ、シラバス（提出-4）においても C-PLATS®を掲げており、各授業で C-PLATS®における、どの能力が伸長するかを示すことで、人材養成の

目的の中で学生が成長を認識できるよう努めている。このように、学内外に建学の精神の周知に努めている。

(5)

建学の精神に基づいた中長期計画（備付-1）を策定することにより、建学の精神の実現に向けた取り組みとして適切な内容となっているかを検証し、中長期計画の進捗管理を通じて、建学の精神を定期的に確認している（備付-2）。

#### **<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>**

私立大学の存在理由は、建学の精神に基づく独自の教育理念を体現する点にある。一方、本学においては、時代の変化に対応した学科再編が進み、近年では「歯科衛生学科」や「医療事務総合学科」など、医療系分野を中心とした新たな学科を設置してきた。こうした取り組みは社会的ニーズに応えるものである一方、資格取得を重視する傾向が強まり、本学が掲げる建学の精神が相対的に希薄化しているとの課題も認識される。

このため、各学科やフォーラムなどの必修科目において建学の精神の理解を再徹底するとともに、学園の歴史や理念を体系的に学ぶための教材である「大手前学入門」の視聴の必修化を含め、教育課程上の対応策を検討する。

#### **<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>**

本学の建学の精神は“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”にあり、学ぶ姿勢を生涯持ち続ける人々のための学習拠点となることを目指している。本学の使命は、この建学の精神を踏まえ、人生を豊かにし社会で生きるうえで役立つ学びを提供するとともに、幅広い教養に基づく実務教育を推進することである。学生には「社会人基礎力」を身につけさせ、自ら目的を見いだし、それを達成する力を育成する。また、同窓生や社会人に対しても学びの機会を開き、地域社会との連携を積極的に進めている。

“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”という建学の精神は、「人生100年時代」と称される現代の社会の要請に極めて適合している。今後も本学は、この建学の精神および使命に根差した教育研究活動をさらに推進し、学びの成果を広く社会へ還元するとともに、地域に根差した生涯学習拠点としての役割を一層強化していく。

## **[テーマ 基準 I-B 教育の効果]**

### **<根拠資料>**

提出資料 1 大手前短期大学ウェブサイト「建学の精神・使命・教育目標」<https://college.otemae.ac.jp/about/mission/>、3 2025（令和7）年度履修ガイド [令和7（2025）年度]、5 企業アンケート集計結果 [令和6（2024）年度]、6 大手前短期大学自己点検・評価委員会外部評価部会記録 [令和6（2024）年度]、7 大手前短期大学学習成果 [令和6（2024）年度]、8 教学運営の基本方針（3つのポリシー） [令和7（2025）年度] <https://college.otemae.ac.jp/about/policy/>、9 アセスメント・ポリシー [令和7（2025）年度] <https://college.otemae.ac.jp/about/policy/>、10 入試ガイド学生募集要項 [令和7（2025）年度] P. 1～P. 3 [https://college.otemae.ac.jp/admission/degital\\_book\\_2026/?pNo=1](https://college.otemae.ac.jp/admission/degital_book_2026/?pNo=1)

提出資料-規程集 1 大手前学園教員選考規程

備付資料 1 大手前短期大学中長期計画 [2020（令和2）年度～2025（令和7）年度]、3 C-PLATS®自己評価表 [令和5（2023）年度]、4 大手前短期大学教務委員会議事録 [令和6（2024）年度]、5 高校教員説明会 [令和7（2025）年度]

### **[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

### **<区分 基準 I-B-1 の現状>**

(1)

大手前短期大学の教育目的・目標は建学の精神“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”及び学則に基づき、次のように確立している。

「しっかり自己を見つめ、自らの目標を定めその目標に向かってチャレンジする自立した学生を育成します。そのため少人数教育を中心として、学生一人ひとりの個性を伸ばす丁寧な教育を目指します。大手前短期大学は、学生一人ひとりが身につけるべき実社会が求める基礎力として“C-PLATS®”という6つのコンセプトを掲げています。」

上記のように、“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”の実現のために、しっかりとした「社会人基礎力」を育成し、人生に役立つ教養に基づく実務能力を身につけることを教育目標としており、学科・専攻の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

(2)

学則第3条の2において、本学各学科における養成する人材等は次のとおり定めており、本学における教育目的・目標を学内外に表明している。

#### 学則第3条の2

(1) ライフデザイン総合学科は、多様な領域を教育研究の対象とし、現代の社会をよりよく生きるための実務的教養を学修し、なりたい自分になるための人生設計と自律的行動のできる人材を養成することを目的とする。

(2) 歯科衛生学科は、歯科衛生士の業務に確実に対応できる専門的知識の修得と併せ、幅広い視野から健康を捉え、口腔ケアのための確かな技術とヒューマン・ケア能力を身につけた歯科衛生の専門家を養成することを目的とする。

(3) 医療事務総合学科は、医師・歯科医師や看護師等の医療従事者と連携して、多様な医療事務業務に的確に対応できる確かな知識と技能をもった人材を養成することを目的とする。

本学では、特に社会人基礎力をC-PLATS®という6つの概念に当てはめており、それらの能力を育むことに力を注いでいる。これらの教育目標は、ウェブサイトをはじめ、履修ガイド等各所に掲げて学内外に表明し、学生・保護者・教職員・企業等のステークホルダーが認識できるよう努めている（提出-1、3）。このように、学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

(3)

学生は「C-PLATS®自己診断」をおこなっており、この自己診断の結果を集計することで教育目的・目標の達成状況を把握・評価している（備付-3）。教員は、カリキュラムや時間割を把握できるので、履修及び卒業に導くよう指導ができる。特に必修授業「フォーラム」（1年次少人数クラス担任制）・「ゼミナール」（最終学年少人数クラス担任制）担当教員は、所属学生の履修状況・単位修得状況を把握し、個別指導をおこなっている。各学期開始後3回目・6回目の授業終了時点で、全学生の必修科目の欠席状況を集約し、欠席回数が多い学生を「フォーラム」「ゼミナール」担当教員に連絡し、就学意欲の維持に努めている。さらに、各学期終了時に修得単位数が著しく少ない学生を洗い出し、同様に個別指導をおこなう。このように、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

(4)

教育目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかについて、主に2つの方法

で定期的に点検し、ステークホルダーから理解を得られるように取り組んでいる。

1つ目は、キャリアサポート室による本学卒業生の就職先企業へのアンケート調査となり、平成 29 (2017) 年度から毎年調査をおこなっている (提出-5)。対象企業は「過去 3 年間で就職実績がある企業」及び「過去 5 年間では実績があり、関係が強い企業」であり、令和 6 (2024) 年度の回答数はライフデザイン総合学科と歯科衛生学科で合計 37 社となる。これまでの調査の C-PLATS®の能力の評価において、ライフデザイン総合学科は、プレゼンテーション能力や言語能力が少し低い傾向にあり、今後はフォーラム・ゼミナールなどを通じて、アクティブラーニングの手法を用い、能力伸長に焦点をあて、改善していく。歯科衛生学科については、どの項目についても評価は概ね好評であり、引き続き C-PLATS®の能力向上に注力していく。

2つ目は、自己点検・評価委員会による「外部評価部会」の実施となる (提出-6)。卒業生の就職実績がある地元の一般企業や医療法人といった関係者の方々に、本学の学外評価委員をお願いして、定期的に本学の教育についてご意見を伺う。近年では、「アルカ」「SATO 社会保険労務士法人」「サンコーインダストリー」「尚和会」「ノーリーズ」「むらまつ歯科クリニック」など、さまざまな企業や医療法人の方々に外部評価員をお願いしている。外部評価員からは、教育がとても行き届いている、今後も積極的に採用をおこないたい、などの概ね好評をえている。

上記の様な取組を通じて、学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

## **【区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

## **<区分 基準 I-B-2 の現状>**

(1)

本学では、3 学科の学習成果を定めている (提出-7)。本学の建学の精神は“STUDY FOR LIFE (生涯にわたる、人生のための学び)”であり、それを実現するために、学生一人ひとりを大切にして、自立した学生を育成し、そして、社会人基礎力をしっかり身につけさせることにより、生涯学び続ける姿勢、人生を送るうえで必要な基礎力を育むという教育目標を定めている (提出-1)。また、それを受けて本学のディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針) を定めている (提出-8)。本学で学ぶことによる学修成果は建学の精神を具体化した教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針) を満たすも

のとなっており、建学の精神及び教育目標に基づいて定めたものといえる。このように、短期大学としての学修成果を建学の精神に基づき定めている。

(2)

本学では3つのポリシーに基づいて機関レベル（短期大学）・教育課程レベル（学科）・科目レベル（個々の授業）の3段階にて学習成果を査定すべく、各時点・各レベルにGPA・単位取得状況・就職率・卒業率・資格取得状況などの指標を配置しており、これらをもってアセスメント・ポリシーとしている（提出-9）。このように、学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

(3)

上記の学習成果については、本学ウェブサイトにおいて公表している。このように、学習成果を学内外に表明している。

(4)

上記に示した学習成果については、学校教育法18条の「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」という規定の趣旨や、短期大学設置基準（第4章 教育課程）などを参照しており、中長期計画の年次振り返りの際に都度点検している。このように、学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

**[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している
  - ②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
  - ③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
- (3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
  - ①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
  - ②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。

- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。
- ①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。
  - ②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
  - ③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

### <区分 基準 I-B-3 の現状>

(1)

本学では学習成果の獲得を目標として、短期大学全体の3つのポリシーを策定している（提出-8）。また、短期大学全体の3つのポリシーで掲げている考え方をもとに、ライフデザイン総合学科・歯科衛生学科・医療事務総合学科それぞれにおいて、各学科の特性に応じて3つのポリシーをそれぞれ策定している。そして本学のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は大手前短期大学の建学の精神・使命・教育目標を踏まえた学習成果を表すものとして定められている。このディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を受けて、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を定めており、これら二つの方針に即して、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を定めている。つまり、学習成果の獲得を目標として3つのポリシーを関連付け、一体的に定めている。このように、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。また3つのポリシーは本学ウェブサイト・学生募集要項・履修ガイド等により学内外に表明している（提出-3、8、10）。

(2)

「建学の精神」及び「使命」に基づき、本学の「3つのポリシー」のうち「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」を、各学科の学習成果に対応させて定めている（提出-7）。学習成果に定められている知識・能力の修得を短期大学及び各学科「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に明記し、学生が修めるべき卒業の要件、成績評価の基準を示している（提出-8）。このように、卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。また、社会的・国際的な通用性については、大手前短期大学中長期計画【2020（令和2）年度～2025（令和7）年度】にて以下のように定めている（備付-1）。

#### 大手前短期大学中長期計画【2020（令和2）年度～2025（令和7）年度】

『豊かな教養に基づく実務教育』の取り組みの強化、就職・編入学に強い短期大学をめざし、有為な人材を育成。さくら夙川キャンパスにおいても地域社会へのさらなる貢献をめざす』

それに則り作られた「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」は社会的にも通用性があると考えられる。その他にも、全開講科目の名称ならびに「成績評価ガイドライン」

に対してそれぞれの英訳対応を実施し「ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)」を国外にも周知を図っている。以上のことから、卒業認定・学位授与の方針に社会的・国際的に通用性があると考えられる。そして令和2(2020)年度及び令和5(2023)年度においては、「ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)」の見直しをおこない、各学科の学習成果を学科新設に合わせて制定した。これは「ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)」を定期的に点検してきた結果となる。このように、卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

(3)

本学のディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)にて掲げる、「豊かな教養に基づく実務教育を通じて社会が求める有為な人材を育成」を実現すべく、各学科の「カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)」を定めている(提出-8)。また「ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)」において求められる知識・能力を修得させるために、各学科においては次のように必修科目・選択必修科目を定めている。

#### 【ライフデザイン総合学科】

1. 「体系的専門知識・技術」のための科目  
⇒「専門教育科目5コースのうちいずれか1コースから10単位以上修得」ならびに「ゼミナールA」「ゼミナールB」
2. 「実践的な基礎ビジネス知識・能力」のための科目  
⇒「選択科目(資格科目)・(キャリア科目)」
3. 「社会人としての基礎力」のための科目  
⇒「ライフデザイン」「コンピュータ演習」「フォーラムA」「フォーラムB」ならびに「基礎英語」または「コミュニケーション演習」

#### 【歯科衛生学科】

1. 「歯科疾患の予防と口腔保健の向上に貢献できる能力」のための科目  
⇒「専門分野」「ゼミナール」
2. 「高齢化社会に伴い、求められる歯科・口腔保健のニーズに対応できる能力」のための科目  
⇒「専門分野」「医療・介護多職種連携」「ゼミナール」
3. 「歯科衛生に関する知識と高度な技術の習得と、多様な人間関係に必須なコミュニケーション能力」のための科目  
⇒「専門分野」「専門基礎分野」「ゼミナール」
4. 「歯科衛生士としての職業倫理観」のための科目  
⇒「基礎分野」「選択必修分野」「フォーラムA」「フォーラムB」「共通教育科目選択必修科目」「ゼミナール」

#### 【医療事務総合学科】

1. 「医療事務従事者に必要とされる知識と技能」「チーム医療の一員として、医療現場で求

められる多様な業務に的確に対応できる能力」のための科目

⇒「専門科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「専門基礎科目（必修科目・選択必修科目）」「教養科目」「コンピュータ演習」ならびに「基礎英語」または「コミュニケーション演習」

2. 「医師・歯科医師・看護師等の医療従事者及び対象者との人間関係に対応できるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力」のための科目

⇒「専門科目Ⅱ・Ⅲ」「ゼミナールA」「ゼミナールB」「フォーラムA」「フォーラムB」「教養科目」

3. 「医療事務従事者として医療現場での様々な課題を見出し病院等の管理運営に貢献するために主体的に行動することができる」ための科目

⇒「専門科目Ⅲ」「専門基礎科目（必修科目）」「教養科目」

4. 「人の健康と命に関わる医療業務の一翼を担う医療事務従事者として高い倫理観と人権意識」のための科目

⇒「専門基礎科目（選択必修科目）」「教養科目」

上記のように、規定の科目・単位数を充足することを含め、ライフデザイン総合学科・医療事務総合学科では合計 62 単位、歯科衛生学科では合計 106 単位修得することが卒業要件となる。

以上のことから、本学の教育課程及び教育実施の方針は「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に対応している。

また、教育課程の方針の定期点検については、教員採用の手続きを経歴・業績を基に、短期大学設置基準に則り適切におこなっている。教員の資格や業績の分野が本学の教育課程などに適応するか、書類審査及び模擬授業や面接により精査され、「大手前学園教員選考規程」（提出-規程集 1）に準じて採用をおこない、また、教員の専門分野に基づいて担当科目を決定している。科目に関する詳細について議論をする教務委員会は学長を除く各学科の専任教員ならびに教務課職員により構成される（備付-4）。

委員会は原則として 8 月を除く毎月第 4 火曜日（学園行事等により週が前後する場合あり）に開催している。令和 6（2024）年度の教務委員会の開催状況については、次の通りとなる（表 I-1）。

**表 I-1 令和 6(2024)年度教務委員会開催実績**

開催日	主な審議事項
4月9日	令和6（2024）年度春学期閉講科目および増設科目等について
4月30日	資格取得における単位授与（案）について 令和6（2024）年度春学期 C-POS 実施科目（案）について
6月25日	資格取得における単位授与（案）について 令和7（2025）年度カリキュラム（案）について
7月23日	令和7（2025）年度開講科目一覧について
9月12日	令和6（2024）年度秋学期閉講科目および増設科目等について
9月24日	令和7（2025）年度カリキュラム変更（案）について

10月22日	資格取得における単位授与（案）について 海外研修参加者の単位授与（案）について
11月19日	令和7（2025）年度新入生オリエンテーション関連行事（案）について
12月17日	アセスメント・ポリシー改善案について
1月28日	令和6（2024）年度夏季インターンシップ単位授与（案）について
2月25日	令和7（2025）年度時間割（最終案）について
3月25日	令和7（2025）年度新入生オリエンテーション（最終案）について

「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」を踏まえて学内で議論を重ねて、ライフデザイン総合学科については、以下の通り「専門コース」を設立（表I-2）。

**表 I-2 令和7(2025)年度「専門コース」一覧**

年度	コース名	コース数
令和7（2025）	デジタル・デザイン、ビジネスキャリア、ファッションビジネス、建築・インテリア、留学生日本語	5

歯科衛生学科・医療事務総合学科においては、学習成果を学科内及び教務委員会にて議論の上、科目の新規開講・閉講・時期変更をおこなってきた。特に歯科衛生学科では、令和5（2023）年度より、「基礎実習」「臨床臨床実習Ⅰ・Ⅱ」「地域歯科保健実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するには、2年次春学期までの通算GPAが1.5以上を必要とする「GPAによる履修制限」を設けた。学外の実習に臨むにあたり、最低限必要な知識を身につけておく必要があるとなり、学生がより深く「体系的専門知識・技術」を修得できるように、学科の教育課程の見直しをおこなった結果となる。このように、教育課程の見直しを定期的におこなっている。

(4)

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）で求める学習成果、そして学習成果を導く、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に定める6つの能力「C-PLATS®」の開発と育成に対応した形で、「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」を定めている（提出-8）。このように、入学者受入れの方針は学習成果に対応している。またアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）は学生募集要項の巻頭ページに記載しており、入学者受入れの方針を明確に示している（提出-10）。その他、高等学校（それと同等の学校を含む。）の学習成果を評価の対象とすることも明記しており、入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。また毎年6月に高校の進路指導関係の教諭の方々を対象とした「高校教員説明会」を実施している（備付-5）。その際に受け付けた質問や意見を参考として、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を定期的に点検することで、令和5（2023）年度より現行のものとなった。このように、入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

### ＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

短期大学では、4年制大学に比べて在籍期間が短く、専門教育・教養教育・キャリア教育をうまく組み合わせ、学生の学びの成果を確かめることが課題となっている。さらに、社会人基礎力や幅広く応用できる力をどのように見える形で示し、学習成果として評価していくかが重要なポイントとなっている。

本学では、ステークホルダーからの意見を得る貴重な機会として、就職実績のある企業に対してアンケートを実施しているものの、依然として回収率が低い状況にある。今後は、一方的に送付するだけでなく、電話による協力依頼や企業訪問時の記入依頼など、回収率向上に向けた積極的な働きかけが求められる。

### ＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

なし

## [テーマ 基準 I-C 社会貢献]

### <根拠資料>

備付資料 1 大手前短期大学中長期計画 [2020 (令和 2) 年度～2025 (令和 7) 年度]、  
6 公開講座パンフレット [令和 7 (2025) 年度]、7 包括連携に関する協定書 (伊丹市・伊丹市教育委員会) [令和 7 (2025) 年度]、8 包括連携に関する協定書 (西宮市) [令和 7 (2025) 年度]、9 包括連携に関する協定書 (芦屋市) [令和 7 (2025) 年度]、10 地域貢献ボランティア活動協定書 (パステルの森) [令和 7 (2025) 年度]、11 ウェブサイト「お知らせ」地域貢献ボランティア [令和 7 (2025) 年度] <https://college.otemae.ac.jp/news/detail/1290>、<https://college.otemae.ac.jp/news/detail/1350>、<https://college.otemae.ac.jp/news/detail/1163>、12 年間活動・業績報告書 [令和 6 (2024) 年度]

### [区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。
- (2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
  - ①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
  - ②地方自治体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
  - ③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。
- (3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

### <区分 基準 I-C-1 の現状>

(1)

本学では、「STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）」を建学の精神と定め、使命として、「地域のニーズに応えるとともに、文化継承、生涯学習の拠点として積極的に地域との連携・交流を推進していきます。」と謳っている。

また、学則第 1 条に本学の目的を次のように定めている。

#### 学則第 1 条

本学は、情操豊かな教養ある人格の完成を目指した学園創立の精神に基づき、専門の学芸を教授研究し、職業及び實際生活に必要な能力を育成し、もって社会の発展に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

すなわち、教養を大切にし、生涯学び続ける力を育成するという建学の精神を受け、実社会に則した豊かな教養に基づく実務教育をおこない、社会の発展に貢献し得る人材を育成することを目的としている。また、中長期計画【令和2（2020）年度～令和7（2025）年度】においても、『豊かな教養に基づく実務教育』の取り組みの強化。就職、編入学に強い短期大学をめざし、有為な人材を育成。さくら夙川キャンパスにおいても地域社会へのさらなる貢献をめざす」を目的として掲げており、このように社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している（備付-1）。

(2)

大手前短期大学は、生涯学習の場の提供として、地域・社会に向けた公開講座を大手前大学と連携しておこなっている。公開講座は毎年4月から7月を前期、9月から12月を後期として前期4回、後期4回の計8回、前期、後期それぞれにテーマを設定しておこなっている（備付-6）。令和7（2025）年度前期は、西宮市市政100周年記念として「西宮の100年を語る」をメインテーマに、講師として西宮市長をはじめ西宮にゆかりのある方々を講師として招き、各回とも200人前後の受講者が集まり、大変盛況であった。後期は、「阪神地域の文化・文学・歴史」をメインテーマに4回実施する予定で、各回とも150人近くの参加申込がある。また、公開講座のほかに実践英会話講座を毎年実施している。本学のネイティブ教員が、前期15回、後期15回の日程で、初級、中級、上級のレベル別クラス編成をおこない、受講生のレベルに合った講座にて対面形式を中心（一部オンライン形式）に実施している。令和7（2025）年度前期では110人の受講者が集まった。また平成30（2018）年度に、伊丹市及び伊丹市教育委員会との間で包括連携協定を締結した（備付-7）。この協定に基づき、キャンパス移転後も「伊丹アピールプラン」へ参画し、毎年実施している伊丹市のワンデーウォーキングにボランティアスタッフとしてライフデザイン総合学科の学生が参加し、地域の取り組みと連携した活動をおこなっている。西宮市にキャンパス移転した令和3（2021）年度には、西宮市と包括連携協定を締結し、近隣の保育園にライフデザイン総合学科の学生が作成した小物フェルトを寄贈するなどボランティア活動を積極的におこなっている（備付-8）。また、令和6（2024）年度には芦屋市との包括連携協定を締結しており、今後、市と企業及び団体等の相互連携と協働による地方創生に資する活動を推進し、市民と参画協働による豊かな地域社会の活性化と住民の方々が安心して暮らせる地域づくりに貢献できるよう取り組む予定である（備付-9）。このように、地域の自治体及び教育機関等と協定を締結するなど連携している。

ライフデザイン総合学科では、伊丹市の魅力をアピールすることを目的とした「いたみアピールプラン推進協議会」に専任教員がメンバーとして参加し、各種イベントの企画及び実施について、検討、協議、運営をおこなっている。また、学生は毎年実施している伊丹市ワンデーウォーキングにボランティアスタッフとして参加。当日の運営のほか、伊丹市の公式SNSでイベントの紹介、参加者募集を学生が主体的におこなった。西宮市においては、毎年学生が作成した小物フェルトを近隣の保育園に寄贈している（備付-10）。歯科衛生学科では、三木市歯科医師会と連携し、「いい歯の日」のイベント用として歯磨き指導等の動画を学生が作成し、市民に公表した。また、神戸市内の児童養護施設での口腔衛生指導やフィリピン・セブ島の子供たちへのオンラインによる歯磨き指導を学生が主体的におこなった。産学連

携事業としては、企業及び歯科クリニックと連携し、阪神タイガース公認グッズ「タイガース歯ブラシ」の開発に学生が積極的に関わった(備付-11)。このように、学生及び教職員は、ボランティア活動を通じて、近隣地域・社会に貢献している。

(3)

地域・社会への貢献活動については、毎月1回開催される大手前大学との合同の社会連携委員会において、各担当教員からの報告を基に確認をおこなっている。公開講座や英会話講座については、受講生のアンケート集計結果等を社会連携委員会で報告、振り返りをおこない、次年度のテーマ設定、運営方法等の改善を検討している。また、専任教員には毎年度「活動・業績報告書」の提出を必須とし、報告書の記載項目である当該年度におこなった社会連携・地域貢献活動について、学長、副学長、学科長が確認、点検をおこなっている(備付-12)。

#### **<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>**

本学では、伊丹市ワンデーウォーキングやフェルト寄贈等の地域貢献活動を実施しているものの、参加者の多くが「地域貢献演習A・B」の履修学生に限られており、全学的な周知が十分とはいえない。今後は、これらの活動情報を学科横断的に共有し、幅広い学生が参加できる体制の構築が求められる。

また、西宮市が主催する「わがまちクリーン大作戦」など、地域のボランティア活動に関する情報についても、学科を問わず全学生に積極的に発信し、社会貢献の機会拡大につなげる必要がある。

さらに、地元である西宮市との協働を強化する観点から、新たな連携事業の開拓を進め、地域との結びつきを一層深めていくことが課題である。

#### **<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>**

なし

## **[テーマ 基準 I-D 内部質保証]**

### **<根拠資料>**

提出資料-規程集 2 大手前短期大学自己点検・評価委員会規程

備付資料 3 C-PLATS®自己評価表 [令和 5 (2023)年度]、5 高校教員説明会 [令和 7 (2025)年度]、13 大手前短期大学自己点検・評価委員会議事録 [令和 6 (2024)年度]、14 大手前短期大学自己点検・評価委員会外部評価部会記録 [令和 6 (2024)年度]、15 授業アンケート集計結果 [令和 6 (2024)年度]、16 C-POS (携帯端末による授業評価) ご協力のお願ひ [令和 7 (2025)年度]、17 学生生活アンケート [令和 6 (2024)年度]、18 広島文化学園短期大学と大手前短期大学との相互評価 [https://college.otemae.ac.jp/about/accreditation/files/sougo\\_hiroshima.pdf](https://college.otemae.ac.jp/about/accreditation/files/sougo_hiroshima.pdf)、19 IRに関する研修会 [令和 7 (2025)年度]、20 大手前短期大学自己点検・評価報告書 [令和 6 (2024)年度]、21 高校訪問報告書 [令和 6 (2024)年度]、22 【短期大学】2023 年度卒業生学習・学生生活アンケート集計 <https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/files/2024-tandai-03-seikatsu.pdf>、23 企業アンケート集計結果 [令和 7 (2024)年度]、24 大手前短期大学自己点検・評価委員会学生懇談会記録 [令和 6 (2024)年度]、25 高大連携イベント資料 [令和 6 (2024)年度]、26 CPLATi について・集計結果 [令和 5 (2023)年度]、27 ゼミナール全体説明会について [令和 6 (2024)年度]、28 el-Campus 大手前大学・大手前短期大学-学生用操作説明書-教育・学習支援システム (UNIVERSAL PASSPORT EX) 操作説明書 [令和 7 (2025)年度]、29 FSD セミナー資料 [令和 6 (2024)年度]、30 大手前短期大学卒業生アンケート調査 [令和 6 (2024)年度]、31 学校法人大手前学園ガバナンス・コード遵守点検表 [令和 6 (2024)年度]

### **[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

### **<区分 基準 I-D-1 の現状>**

(1)

本学の学則第 2 条に定める自己点検・評価活動をおこなうため、「大手前短期大学自己点検・評価委員会規程」(提出-規程集 2) を制定し、自己点検・評価の実施に関する事項を審

議する機関として自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は、副学長、各学科長及び教学運営評議会において選出された教職員（若干名）で構成される。令和7（2025）年度時点の自己点検・評価委員会は、副学長1人、学長補佐1人、各学科長3人、教員4人、職員1人の計10人の委員で構成されているが、委員会にはほぼ毎回学長・教務課長がオブザーバーとして出席し、委員会をサポートしている。委員会は学校教育法第109条第1項に定める点検及び評価に関すること、同条第2項に定める認証評価に関すること、認証評価機関の評価を受け、その結果に基づく改善に関すること、その他の点検・評価に関することを業務としている。事務局は、総合企画室が担当している（備付-13）。なお、認証評価機関による評価を受ける場合は、自己点検・評価委員会の下に第三者評価部会を組織し、全学的な取り組みとして対応することになっている。

第三者評価部会には、学長・事務局長がメンバーとして加わるとともに点検項目などに応じて、①基本理念部会、②教育・学生部会、③資源部会、④管理運営部会の4つの部会が設置され、関係の教職員が部会メンバーとなっている。また、学外評価者より評価を受ける際には「外部評価部会」を組織している。「外部評価部会」は、部会長ほか学内から8人の委員、外部の評価員8人で構成している（備付-14）。このように、自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

## (2)

自己点検・評価委員会は1～2か月に1回開催され、日常的に自己点検・評価活動をおこなっている。日常的な点検・評価活動としては、カリキュラム編成を教務委員会、学生の生活支援・課外活動を学生委員会、就職を就職委員会、進学を編入学委員会、入試・学生募集を入学試験委員会、FD活動をFD委員会が、それぞれに担当している。そこでの改善施策の提言は教学運営評議会に提言・上程され、審議・決定された事項は教授会で報告された後、実行される体制である。定期的な自己点検・評価の活動としては、まず毎学期の学生による「授業アンケート」の実施と分析結果を掲載した報告書の公開がある（備付-15）。また「C-POS」（携帯電話によるリアルタイム授業報告システム）は、定期的実施を続けており「C-POS」実施後直ちに評価を確認し、次の授業で改善がなされたかを再度確認できる（備付-16）。このシステムは、授業改善が主たる実施目的であるが、教育活動の評価としても有効に活用している。その他、在学生を対象とした学生生活アンケートを実施し、集計結果を教授会で報告し全教職員で共有し改善に努めている（備付-17）。このように、定期的に自己点検・評価をおこなっている。

## (3)

平成17(2005)年度から始まった短期大学基準協会による認証評価において、平成19(2007)年度、平成25(2013)年度、令和2年(2020)年度に受審し、いずれも「適格」との認定を受けている。また、平成28(2016)年度は、広島文化学園短期大学との間で短期大学基準協会の定める新基準に則って相互評価しており、その結果を「平成28年度相互評価報告書」としてまとめて提出し、ウェブサイトにも掲載しており学内外に公表した（備付-18）。また、短期大学基準協会のウェブサイトでも公表されている。この相互評価を通じて、本学の優れている点や問題点等を相手校の視察や意見交換から認識することができた。とくに、広島文

化学園短期大学の退学者を出さないためのきめ細かい学生支援を参考にして、本学独自の学修支援システム「e1-Campus」を活用した出席管理体制を強化することができ、成果を上げた。さらに令和3（2021）年度より大阪成蹊短期大学との間で授業評価アンケートの分析方法などIRに関する研修会を実施することにより（備付-19）、相互評価を契機に教育研究をはじめ組織運営・施設設備などの総合的な状況について定期的な点検評価をおこない、結果を基礎資料として報告書を作成し、自己点検・評価報告書をウェブサイトで学内外に公表している。このように、定期的に自己点検・評価報告書を公表している（備付-20）。

(4)

自己点検・評価委員会の活動は、委員長から教学運営評議会、教授会、学科会議で教員へ、事務長から事務長会、事務連絡会等で職員に報告され、それらの報告を受けて各担当教員及び事務部署責任者から職員に適宜指示が出され実行されるなど、全教職員が評価・点検・改善に関わる体制となっている。このように、自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

(5)

高校には定期的に訪問して聞き取り調査をおこない、本学に対する意見を集めている（備付-21）。また、毎年6月に高校の進路指導関係の教諭の方々を対象とした「高校教員説明会」を実施しており、その際受け付けた質問や意見を集めている（備付-5）。このように、自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

(6)

自己点検・評価活動の結果、改善が必要と判断された場合は教授会、教学運営評議会での審議・承認を経て改善の方向で直ちに実施されている。特に、カリキュラム編成では「社会や学生のニーズによって変化するカリキュラム」の実現と、自己点検・評価の結果も踏まえた、改善・改定を毎年度おこなってきた。令和2（2020）年度には、長寿化が進むことで歯科医療は治療歯科から予防歯科に移り、今後さらに歯科衛生士の必要性が高まることから歯科衛生学科を開設、さらに、令和5（2023）年度には医療の現場で活躍できる医療従事者を養成する医療事務総合学科を開設し、ライフデザイン総合学科においても社会のDX化もふまえたデジタル・デザインコースを令和5（2023）年度に設置するなど、本学は社会で求められる教育と学生一人ひとりを大切にする親身な指導を実現するために、カリキュラム全体で教育の質向上を目指している。これらの変更等は、学生が自らの目標を定めて各々の進路を達成しやすくすることを目的としている。

また、学生の満足度調査を「卒業生アンケート」としてライフデザイン総合学科・歯科衛生学科にて実施しており、学修満足度についてはライフデザイン総合学科では「大変満足」が28.2%に、「ある程度満足」が68.2%となり、「満足」と感じている学生が合わせて96.4%となる。歯科衛生学科では「大変満足」が9.2%、「ある程度満足」が81.5%となり、「満足」と感じている学生が合わせて90.7%となり、各学科とも本学のカリキュラム内容を高く評価していると認められる（備付-22）。このように教育の効果を考慮した各種取り組みを継続的に実施するとともに、自己点検・評価にあたっては、企業の評価員が参加する外部評価部会を毎年定期的に開催し意見聴取するようにしている（備付-14）。外部評価部会においては、

聴取した企業の外部評価員のご意見を学校運営に反映させている。例として下記のようなご意見があった。

- ・令和6（2024）年度の新卒として大手前短期大学の学生1人を採用した。弊社は学歴に関係なく総合職のみの採用となっており、卒業生も活躍している。なぜ卒業生が活躍しているかと考えると、ポータブルスキルをしっかりと持っている人が多いからではないかと考えている。仕事というのは人との関わりの中から生まれてくることなので、コミュニケーション能力や話を聴くこと等人間力が必要となるが、そのような力を持っている卒業生が多いのではないかと。
- ・学校案内等を見ても大手前短期大学は学生にとって居心地の良い短期大学、学生にとって楽しめるカリキュラムだと感じる。居心地の良い環境だということは良いことだと思うが、就職先がそのような環境だとは限らない。自分から探しに行くことや見つけに行くことが必要になってくる場合もあるかと思うので、与えすぎるのも良くないのでは。社会に出れば御校の教員のような距離が近い上司ばかりではないので、そうでない場合は苦労されることもあるのではないかと。
- ・今後の短期大学の強みを活かすのならば、広いキャンパスであることの強みを考えるべきである。カフェテリアの存在や他学科との交流等、一見当たり前に思える事だが、オフィスビルが多い専門学校生からは羨ましい環境であり、学生にとって華やかなキャンパスライフは資格の合格率と並ぶくらい魅力的にうつるものである。
- ・今後の歯科衛生士の振興を考える上で重要な事は小中高校のより早い時期から歯科衛生士に触れる長期的な環境づくりが課題となると思われる。自身においてもトライやる・ウィークにて中学生を受入れているが、まだまだ歯科衛生士に日常的に触れる機会は少なく知名度の向上は依然として課題となる。

等、これらの意見は大変参考になるものとなり、今後の教育や就職指導に反映させている。本学の卒業生が就職する企業・学校法人に「学生に求める資質・能力」「在学中に実施してほしい教育内容等」に関するアンケート調査を実施して「学力の三要素」の評価項目の決定に反映させている（備付-23）。

また、学生の代表者とおこなっている学生懇談会では、下記のようなご意見があった（備付-24）。

- ・座学の授業は10分でもいいので頭をリセットできる時間がほしい。
- ・パソコンを使う授業を増やしてほしい。
- ・生協で電子決済ができるようにしてほしい。

等の、貴重な学生の生の声を聴くことができている。このほかにも多くの意見が出されており、各担当部署が対応や改善が可能か検討し、対応内容を学生に情報共有できるようにしている。また、高校との間で大学体験イベントを実施しており、職業についてやりがいを持って働くことへの意義について理解を深めることに努めている（備付-25）。これは高校生が目標を定める一助となり、大学として直接的に高校生の将来への考え方を把握できるという

意味もあり、進学後に本学の学習成果を獲得させるための方策を考えるためにも有意義である。

ここまでの記載の様な自己点検・評価の活動を通じて C-PLATS®自己評価表に基づいたさらなる客観的な評価基準の必要性が挙げられている（備付-3）。そのため、C-PLATS®による客観的な評価・分析について研究をおこなった結果として、CPLATi という指標を活用する手法（備付-26）をスタートさせて、分析結果を自己点検・評価委員会において報告し、授業内容、授業手法の改善ができるような体制づくりを検証している。このように、自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

上記の様に、本学では、自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。また日常的に自己点検・評価をおこなっており、定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。そして、自己点検・評価活動を全教職員で情報共有し、担当部署が関与している。その他、自己点検・評価委員会で高等学校等の関係者の意見聴取した内容を報告し入試や広報活動にも取り入れており、自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

### 【区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

### <区分 基準 I-D-2 の現状>

(1)

本学では、3つのポリシーに基づき、機関レベル（短期大学）・教育課程レベル（学科）・科目レベル（個々の授業）の3段階で学習成果を査定すべく、各時点・各レベルに指標を配置しており、これをもって以下のようにアセスメント・ポリシーとしている（表 I-3）。

表 I-3 大手前短期大学アセスメント・ポリシー(令和7(2025)年度版)

レベル	入学前・入学直後	在学中	卒業時
機関レベル (短期大学)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種入学試験</li> <li>・各種学生調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リテンション率</li> <li>・学生意識アンケート調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業率</li> <li>・学位授与数</li> <li>・就職者数</li> <li>・就職率</li> <li>・進学者数</li> <li>・進学率</li> <li>・卒業時アンケート調査</li> </ul>

教育課程レベル (学科)	・各種入学試験	・GPA ・C-PLATS®に基づく自己評価表	・GPA ・資格・検定取得状況 ・単位取得状況
科目レベル (個々の授業)	・入学時学力確認テスト ・英語クラス分けテスト	・成績評価 ・授業アンケート (C-POS 含む)	
<p><b>【データの収集と分析・改善】</b>  原則、教学運営室 (IR)・教務課・総合企画室・アドミッションズオフィス・キャリアサポート室・学生課が上記データを収集し、各委員会にて調査検討をおこないます。調査結果は分析の上、自己点検・評価委員会に報告し、委員会・部署に改善計画の策定を依頼します。</p>			

学習成果の獲得状況については、具体的に以下のように測定している。

学習成果 1： 専門教育科目群を中心に、知識・技術を学修し、体系的な専門性を修得している。これは、卒業率、学位授与数、単位取得状況など卒業要件を満たしているかにより測定する。

学習成果 2： 自らキャリア設計を行い、社会で活躍する能力を修得している。また、資格取得をはじめとした知識、能力を修得している。これは、必修科目及び選択必修科目の修得、また各種資格・検定取得状況、就職者数、就職者率などにより測定する。

学習成果 3： 社会人として求められる一般常識・教養を修得している。また、社会において良好なコミュニケーションを取ることができ、周りと協調しながらも主体的に行動する力を修得している。これは、上記 1, 2 に加えて、C-PLATS®自己評価表、CPLATi、進学者数、進学者率により測定する。

現在、ライフデザイン総合学科では各授業科目における C-PLATS®能力を可視化するために、授業で得られたグレードポイントを関連させた新しい指標となる CPLATi を用いて、より客観的な C-PLATS®能力の測定をしようという計画を進めている (備付-26)。この指標 CPLATi を用いることにより、その傾向分析や「C-PLATS®自己診断シート」(備付-3) に記載された各学生の自己診断との比較をおこなうことが可能となり、学習成果を保証する授業に向けた PDCA サイクルを回しやすくなる。また、ライフデザイン総合学科では 2 年次秋学期終了時に実施しているゼミナール全体発表会で確認している (備付-27)。当該発表会は、2 年次のゼミ活動の成果発表会であり、学生が 1 年かけて研究した成果を発表し、1 年次も交えて相互に参観するものである。社会人基礎力の総仕上げとしての研究発表とその参観は、学生にとって大きな目標となっており、また 1 年次にとっては、自分の興味関心への刺激となり、2 年次のゼミ選択に役立っている。歯科衛生学科・医療事務総合学科では、国家資格試験合格に向けゼミナールなどにおいて指導が徹底され、合格率向上のための重要な科目となっている。学習成果の獲得を測定した結果は、自己点検・評価委員会において、毎年度の始めに報告され、十分な成果が見られない場合は、各担当委員会、各担当部署におい

て改善計画が立てられ、各学科会議の検討を経て、計画が実行に移される。ライフデザイン総合学科では、学生一人ひとりの目標や履修形態が異なるという地域総合科学科の特徴により一律な方法、学科が統一して目指す国家資格の取得率などの基準を持つことが難しい。よって従前より、1年次は「フォーラム」、2年次は「ゼミナール」での担任制による個別指導を中心として、卒業後の目標や進路実現のための履修状況、成績及び修得単位の状況を確認しながら、「C-PLATS®」の進捗状況・資格取得の状況などすべてを勘案して学生の現状を把握して、助言などをおこなっている。そのための資料となる成績評価・履修状況・学生時間割などの基礎データは、担当教員が教育・学習支援システム (UNIVERSAL PASSPORT EX) 及び「el-Campus」によっていつでも確認でき、問題があると思われる場合は直ちに対応している (備付-28)。また、担当教員だけでは解決できないようなケースは、関連部署と問題を共有し対処している。知識・技能に関する評価は GPA を中心とし、それ以外の学力要素である「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については、本学独自で開発した細分化された要素項目による評価法である「C-PLATS®」の自己評価を手法として用いて、毎年入学時から卒業まで複数回にわたり定期的実施している。また、自己評価だけでなく客観的指標としての数値を「C-PLATi」として算出する方法を試行しており、その有効性の検証をおこなっている。歯科衛生学科、医療事務総合学科では、目標とする資格があるので、資格取得状況がアセスメント対象となる。また今後、「C-PLATi」も導入する予定である。このように、学習成果を焦点とする査定 (アセスメント) の手法を有している。

(2)

アセスメントの手法について自己点検・評価委員会で定期的に点検している。「授業アンケート」(備付-15) や1年次春学期終了時の「学生生活アンケート」(備付-17) は年度ごとに質問項目や質問の仕方などを検討し、必要があれば改善をおこなっている。このように、査定の手法を定期的に点検している。

(3)

学内の課題解決のため教職員全員参加が原則のFD・SDにおいて広く課題について意見交換をおこなっている。令和5(2023)年度には、「教育DXとオープンエデュケーションの活用に向けて」を開催し、先進的な大学の取り組みと、教育における教材・コンテンツ活用の動向を知るための情報交換おこなった。また、令和6(2024)年度には、教育・研究のための統計法、本学教育における生成AI活用に関するFSDセミナーを開催し、教職員の学生支援や、授業活用に役立つ取り組みをしている(備付-29)。本学のライフデザイン総合学科は、平成16(2004)年度に地域総合科学科へ改組転換しており、その特徴である「専攻を持たず、社会、学生のニーズによって変化するカリキュラム」を実現するため、カリキュラム改善を継続的に実施してきた。さらに、令和2(2020)年度には「歯科衛生学科」、令和5(2023)年度には「医療事務総合学科」の2学科が開設され、令和5(2023)年度にはライフデザイン総合学科に新たにデジタル・デザインコースを新設するなど、社会の動きに適応した教育改革をおこなっている。また、学科ごとの特徴や目標が異なることから、学生のニーズに対応したカリキュラム改革や新たに必要な授業科目も検討されるが、その場合、まず教務委員

会（学科別に専任教員が参加）で委員から出された意見が検討される。そこで承認された改正案について、教学上の重要事項を審議するための教学運営評議会に上程し、そこでの了承を経て教授会に報告した上で直ちに実行する迅速な体制をとっている。その他の教学に関する事項についても、学生の入学、休・退学、成績評価、卒業、厚生補導などの教授会での審議事項を除き、各委員会での審議・検討を経たのち教学運営評議会に上程され、審議結果が教授会に報告される体制をとっている。さらに、内部質保証に取り組むために、IR を活用した情報収集・分析（自己点検・評価）、及びその改善指摘に基づいて自己点検・評価委員会で報告・審議をおこない、その結果を受けて学長より改善を指示するという PDCA サイクル体制を構築した。その一環として、平成 30（2018）年度より卒業年次生を対象として卒業生アンケートをおこない、修学期間中における本学の教育全体について学生の意見を聞くことにしており、このアンケートの分析結果を教授会で報告し教育の向上・充実のために活用する PDCA サイクルの仕組みを取り入れた（備付-30）。このように、教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

(4)

自己点検・評価活動によって「教育の質」を保証するためには、法令に準拠した教育活動となっているかを確認することが重要となる。本学では、総合企画室や教務課が担当部署として学校教育法・短期大学設置基準等の変更などを確認し、それに対応することで法令遵守に努めており、学校教育法施行規則改正に基づいて教育研究活動の情報を積極的に公表することや、短期大学設置基準改正によって義務づけられた、社会的・職業的自立に向けた指導体制（キャリア教育）を整備することにも、それぞれ対応した。また、課程認定や各種資格取得などにおいても、関係の規程・規則の改定があれば、それに沿って該当年度以降のカリキュラムに反映している。授業科目の変更などのような「学則」記載事項の変更に関わることについても、必要な学内手続きを経て、文部科学省に遺漏なく届出手続きをおこなっている。学内ガバナンスあるいはコンプライアンスの体制整備についても、中央教育審議会から出される各種答申などに則った体制を構築している。このように、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している（備付-31）。以上の通り、自己点検・評価に基づく自主的・自律的な改革・改善のため、点検結果を改善に結びつける実施体制を確立し、継続的に内部質保証に取り組んでいる。

#### <テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

本学における内部質保証の重要なエビデンスとして、学生生活アンケートの結果が挙げられる。学生生活アンケートについては、教授会等を通じて多くの教職員に共有されているものの、その結果を踏まえた具体的な改善計画の策定には十分に至っていない状況である。今後は、アンケート結果を改善サイクルに結び付けるための体制整備を進め、計画的な改善方策を検討・実施できる仕組みの構築が求められる。

また、授業アンケートについては、内部質保証の観点から、全授業でアンケートを確実に実施することを前提に、担当教員によるコメント入力率 100%達成を目指す。これにより、教育内容の振り返りと改善が全学科にて定着することが期待される。

＜テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項＞

なし

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

#### <根拠資料>

提出資料 3 2025 (令和7年度) 年度履修ガイド [令和7(2025)年度]、4 シラバス [令和7(2025)年度] <https://sb.otemae.ac.jp/syllabus/SyllabusSearch.aspx>、12 時間割表 [令和7(2025)年度]

提出資料-規程集 3 大手前短期大学留学生・日本語コース規程

備付資料 3 C-PLATS®自己評価表 [令和5(2023)年度]、4 大手前短期大学教務委員会議事録 [令和6(2024)年度]、15 学生による「授業アンケート」の集計結果 [令和6(2024)年度]、16 C-POS (携帯端末による授業評価) ご協力のお願ひ [令和7(2025)年度]、28 el-Campus 大手前大学・大手前短期大学—学生用操作説明書—教育・学習支援システム (UNIVERSAL PASSPORT EX) 操作説明書 [令和7(2025)年度]、32 非常勤講師懇談会資料 [令和7(2025)年度]、33 C-PLATS®自己診断データ [令和5(2023)年度]、34 ウェブサイト「就職実績」 [令和6(2024)年度]、<https://college.otemae.ac.jp/career/result/>、35 資格受験者数・取得者数表 [令和6(2024)年度]

**[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 単位授与の要件を定めている。
- (2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。
  - ①単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
- (3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。
- (4) 進級判定がある場合は周知している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

- (1) 学則第21条、第23条に成績評価及び単位授与の要件を定めている。

#### 学則第 21 条

学年末又は学期末において、所定の履修科目について、試験の上成績評価を行う。ただし、第 20 条第 4 号の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

#### 学則第 23 条

履修科目の成績評価は、A、B、C、D 及び F の 5 段階に分け、A、B、C、D の評価を受けた科目については、所定の単位を与える。F の評価を受けた科目については、単位を与えない。

(2)

履修ガイド内「12. 成績評価」に単位授与に関する要件を、「16. 卒業」に卒業要件をそれぞれ記している（提出-3）。これらの要件については入学前・入学後オリエンテーションでも説明している。単位の実質化を図るため、「1 単位 45 時間」の学習を充足するよう、シラバスに授業時間外学習（予習・復習）の時間ならびにその内容を記載することを担当教員に求めている（提出-4）。また、1 年間に履修できる単位数の上限「CAP」を定めている。ライフデザイン総合学科・医療事務総合学科の学生は年間 50 単位（ライフデザイン総合学科長期履修生は年間 32 単位）、歯科衛生学科の学生は年間 52 単位を CAP と定めている。一定の条件を充足する成績優秀な学生、事前に申請願を提出することで CAP が緩和される措置がある（歯科衛生学科を除く）。このように、単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。

(3)

各学期末の「臨時教授会（卒業判定等）」において、各学科の卒業要件単位数を確認したうえで卒業年次の全学生の卒業判定を審議している。このように、単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。

(4)

履修ガイド内「15. 進級」に、歯科衛生学科における進級について、各学年末での進級判定会議において判定すること、及び進級要件を記している（提出-3）。このように、進級判定がある場合は周知している。

### **【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

①学習成果に対応した、授業科目を編成している。

- ②専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。
  - ③シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑥通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。
  - (3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

### <区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

(1)

短期大学「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に掲げている「豊かな教養に基づく実務教育を通じて社会が求める有為な人材を育成」を実現すべく、短期大学の「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」を定めている（提出-8）。その中の「各授業において『C-PLATS®』の、どの能力が育成されるかを学生に明示し、その実現に努めます。」に従って、学習成果に対応した、授業科目を編成している。

短期大学設置基準に則り、時間割表において、その年度の春学期・秋学期の全開講科目の時間割・シラバスを明示しており、学生は教育・学習支援システム (UNIVERSAL PASSPORT EX)（備付-28）において、その年度の春学期・秋学期の全開講科目の時間割（提出-12）・シラバス（提出-4）を閲覧することができる。シラバスに「授業の到達点・学習成果」ならびに「成績評価の方法及び基準」を明示している。学習成果の獲得のために達成可能な課題や作品提出、小テスト、口頭発表などを適切な比率で評価すること、ならびにシラバスに記載した内容にしたがって成績を判定することを全教員に徹底している。学期途中に2回実施する「C-POS」授業評価システム（備付-16）や学期末に実施する非常勤教員担当科目を含む学生による「授業アンケート」（備付-15）の結果を通じて学生の理解度などを定期的に把握し、各教員が授業改善を図っている。「C-POS」は、授業時間の最後約10分を利用して学生に必携PC、スマートフォンで回答させる授業アンケートである。内容は、「理解度」「新発見」「授業の進め方」「授業の満足度」「必携PCの授業での活用」「必携PCの授業時間外学習での活用」に関して4択で回答する設問と、『今日の授業』に対する意見』『今後の授業』に対する意見をそれぞれ自由記述する設問からなる。アンケートの集計結果や学生の自由記述を見て、担当教員は学生の授業に対する評価を把握し、直ちに次回の授業に学生の意見を反映させることができる。自由記述を分析した結果、「授業を進める速さ」「課題など自主学習の際の時間確保への要望」「板書の速さ（書く・消すいずれも）」などが特徴ある回答として抽出されている。学生による「授業アンケート」については、アンケート結果に全教員がそれぞれの担当科目の授業改善の観点からの所見を記し、全科目分を学修支援システム

「e1-Campus」に公開している（備付-28）。なお、学生と教職員が閲覧可能な設定となっている。以上のように、「C-POS」ならびに学生による「授業アンケート」についても、評価・判定の結果をフィードバックする仕組みがある。非常勤講師懇談会を毎年度授業開始前の時期に開催し、専任教員と非常勤講師との間で授業内容における指導方針について打ち合わせをおこなっている（備付-32）。このように、教育課程編成・実施の方針は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

(2)

教務委員会においてカリキュラムの見直しを検討及び審議している（備付-4）。委員会は原則として8月を除く毎月第4火曜日（学園行事等により週が前後する場合あり）に開催している。令和7（2025）年度の教務委員会の開催状況は、次の通りである（表Ⅱ-1）。

**表Ⅱ-1 令和6(2024)年度教務委員会開催実績**

開催日	主な審議事項
4月9日	令和6（2024）年度春学期閉講科目および増設科目等について
4月30日	資格取得における単位授与（案）について 令和6（2024）年度春学期C-POS実施科目（案）について
6月25日	資格取得における単位授与（案）について 令和7（2025）年度カリキュラム（案）について
7月23日	令和7（2025）年度開講科目一覧について
9月12日	令和6（2024）年度秋学期閉講科目および増設科目等について
9月24日	令和7（2025）年度カリキュラム変更（案）について
10月22日	資格取得における単位授与（案）について 海外研修参加者の単位授与（案）について
11月19日	令和7（2025）年度新入生オリエンテーション関連行事（案）について
12月17日	アセスメント・ポリシー改善案について
1月28日	令和6（2024）年度夏季インターンシップ単位授与（案）について
2月25日	令和7（2025）年度時間割（最終案）について
3月25日	令和7（2025）年度新入生オリエンテーション(最終案)について

「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」を踏まえながら学内で議論を重ね、以下の通り「専門コース」を設立・改編しながらカリキュラム改革をおこなった（表Ⅱ-2）。

**表Ⅱ-2 令和2(2020)～令和7(2025)年度「専門コース」一覧**

年度	コース名	コース数
令和2（2020）	ビジネス実務・医療事務、国際コミュニケーション、ファッションビジネス、建築・インテリア、留学生日本語	5

令和3 (2021)	ビジネス実務・医療事務、国際コミュニケーション、ファッションビジネス、建築・インテリア、アカデミックブリッジ、留学生日本語	6
令和4 (2022)	医療事務、ビジネスキャリア、ファッションビジネス、建築・インテリア、アカデミックブリッジ、留学生日本語	6
令和5 (2023)・ 令和6 (2024)	デジタル・デザイン、ビジネスキャリア、ファッションビジネス、建築・インテリア、アカデミックブリッジ、留学生日本語	6
令和7 (2025)	デジタル・デザイン、ビジネスキャリア、ファッションビジネス、建築・インテリア、留学生日本語	5

歯科衛生学科、医療事務総合学科においては、学習効果を学科内及び教務委員会で確認の上、若干数の科目の新規開講、閉講、開講時期変更をおこなってきた。特に歯科衛生学科では、令和5 (2023) 年度より、「基礎実習」「臨床臨地実習Ⅰ・Ⅱ」「地域歯科保健実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するには、2年次春学期までの通算GPAが1.5以上必要とする「GPAによる履修制限」を設けた。学外実習に臨むにあたり、最低限必要な知識を身につけておくためである。学生がより深く「体系的専門知識・技術」を修得できるように、学科の教育課程の見直しをおこなった結果である。このように、教育課程の見直しを定期的におこなっている。

(3)

本学は専門職学科を設置していない。

**【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>**

(1)

本学の教養教育とは「社会人として求められる一般常識・教養」「社会において良好なコミュニケーションを取ることができ、周りとの協調しながらも主体的に行動する力」を修得させることであると考え、学習成果として

(ライフデザイン総合学科)

「3. 社会人として求められる一般常識、教養、基礎力を修得し、社会においてそれらの能力を活用できるようになっている。」

(歯科衛生学科)

「3. 歯科衛生に関する知識と高度な技術を習得し、多様な人間関係に必要なコミュニケーション能力を身につけている。」

(医療事務総合学科)

「2. 医療従事者及び対象者との人間関係に対応できるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を有している。」

と示している(提出-7)。これらを実現すべく、全学科において必修科目「コンピュータ演習」「フォーラムA」「フォーラムB」の他、各学科の特色に応じた共通教育科目を必修科目・選択必修科目として配当している。これにより本学の教養教育の内容と実施体制が確立している。このように、教養教育の内容と実施体制が確立している。

(2)

上記の必修科目・選択必修科目を修得することで、専門教育科目の内容についてより理解が深まり、「体系的専門知識・技術」の修得につながると考える。すなわち、「社会人としての基礎力」から「体系的専門知識・技術」へ進む学びの柱を形成しており、教養教育と専門教育との関連を明確なものにしている。このように、教養教育と専門教育との関連が明確である。

(3)

全科目においてC-PLATS®のいずれの能力をつけるか指定されており、授業を履修する中で「社会人基礎力」を身につける仕組みになっている。すなわち、教養教育の実施体制として、本学のカリキュラムは十分機能している。全学科において、「C-PLATS®自己評価表」によりどれだけそれらの力が身についたか自己診断をおこなう時間を「フォーラム」「ゼミナール」内で在学中に計5回取っている(備付-3)。この自己診断の際には、上記各必修科目・選択必修科目の学修成果の獲得に関する設問も設けており、この自己診断は本学の教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組むためのものである。このように、教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

### <区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

(1)

「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に掲げた「2. 実践的な知識・能力」の育成は、教養教育で培われる「社会人としての基礎力」ならびに専門教育の「体系的専門知識・技術」の両者を伸長させ、それらの学習効果を社会で発揮させるための重要な手段として身につけさせる教育であると考え、以下の通り各学科において実施している（提出-8）。

#### 【ライフデザイン総合学科】

キャリア科目として、「キャリアデザイン」「キャリアプランニング」の2科目のうち1科目2単位を選択必修科目としている。また資格教育科目として「Word 演習」「Excel 演習」（MOS Word・Excel 取得を目指す）の他、各「専門コース」で取得を推奨する資格一覧を掲げ、その対策となる授業内容の科目を配当している。「留学生日本語コース」（提出-規程集3）の学生も同様である。これらの科目を履修し単位修得することで、それぞれ該当する資格試験の合格や自分がデザインするキャリア実現を目指すことができる仕組みである。これらの通り、社会人として特に有用な資格の取得ならびにキャリア育成を目指すことに特化した、選択必修科目を専門教育科目に配当している。

#### 【歯科衛生学科】

歯科衛生士の3大業務（「歯科予防処置」「歯科診療補助」「歯科保健指導」）に対応できる知識・能力を育成し「歯科衛生士国家試験」の合格を目指すための科目を「専門教育科目」の「専門基礎分野」「専門分野」「選択必修分野」に配当している。

#### 【医療事務総合学科】

診療情報の電子化、医療技術の進歩、チーム医療の一員としての役割の拡大により、複雑化・多様化する医療制度や法規に対応できる専門知識・スキルを育成するための科目を「専門教育科目」の「専門基礎科目」「専門科目Ⅰ」「専門科目Ⅱ」「専門科目Ⅲ」に配当している。またコンピュータを事務で活用できる能力を育成するために「Word 演習」「Excel 演習」を配当している。

以上により専門教育と教養教育を主体とする、職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確であると考え。このように、学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続をはかる職業教育の実施体制が明確である。

(2)

令和4（2022）年度（ライフデザイン総合学科）、令和5（2023）年度（ライフデザイン総合学科・歯科衛生学科）及び令和6（2024）年度（ライフデザイン総合学科・医療事務総合学科）における卒業生においては、対就職希望者に対していずれも就職率100%を達成し

た（令和6（2024）年度卒業生（歯科衛生学科）は同98.5%）（備付-34）。また歯科衛生学科において、令和5（2023）年度卒業生65人全員が「歯科衛生士国家試験（令和6（2024）年3月実施）」合格、令和6（2024）年度卒業生76人中、75人が「歯科衛生士国家試験（令和7（2025）年3月実施）」合格をそれぞれ果たした（備付-35）。

これらは職業教育の効果を測定・評価し改善してきた結果と考える。このように、職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### **<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>**

本学では、「授業アンケート」とは別に、C-POSを通じて学生の意見を収集する仕組みを構築している。しかし一方で、C-POSにおける授業結果の閲覧権限は、C-POS担当教員および当該授業を担当する教員に限定されており、教務課等の部署単位での結果の共有・把握が十分に行われていない。

そのため、学生から授業改善に関する要望が寄せられた場合であっても、各教員の自主性に委ねられているのが現状であり、結果の体系的な共有が今後の課題となっている。

#### **<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>**

なし

## **[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]**

### **<根拠資料>**

提出資料 3 2025（令和7）年度履修ガイド [令和7（2025）年度]、9 アセスメント・ポリシー [令和7（2025）年度] <https://college.otemae.ac.jp/about/policy/>、35 教授会議事録 [令和6（2024）年度]

備付資料 3 C-PLATS®自己評価表 [令和5（2023）年度]、4 大手前短期大学教務委員会議事録[令和6（2024）年度]、13 大手前短期大学自己点検・評価委員会議事録[令和6（2024）年度]、14 大手前短期大学自己点検・評価委員会外部評価部会記録 [令和6（2024）年度]、22 大手前短期大学卒業生アンケート調査 [令和6（2024）年度]、23 企業アンケート集計結果 [令和6（2024）年度]、26 CPLATi について・集計結果 [令和5（2023）年度]、36 成績分布状況等 [令和6（2024）年度]、37 大手前学園事業報告書 [令和6（2024）年度]

### **[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

### **<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>**

(1)

本学では各学科の学習成果を定めている。またシラバスには授業科目ごとの履修に必要な事項を記している。各回の授業内容も、その概要を詳しく記すよう専任・非常勤を問わず全教員に求めている。これにより学習成果を測定する仕組みとなっている。成績評価は「成績の評価基準」に則して実施され、学習成果の獲得の評価は GPA として定量的な値で表される。以上により、本学の学習成果に具体性がある。

(2)

Semester制のため各学期内で授業が完結しており、一定期間内で学習成果が獲得可能である。

(3)

学修成果の獲得を測定する仕組みとして「GPA 分布」の集計がある（備付-36）。令和6（2024）年度の GPA 分布は以下の通りである（表Ⅱ-3、表Ⅱ-4、表Ⅱ-5）。

**表Ⅱ-3 令和6(2024)年度 1・2年次生 通算 GPA 分布【ライフデザイン総合学科】**

GPA 範囲	1年次生 (99人)		2年次生 (109人)	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
3.5 以上 4.0 以下	18	18.2	11	10.1
3.0 以上 3.5 未満	19	19.2	30	27.5
2.5 以上 3.0 未満	26	26.3	23	21.1
2.0 以上 2.5 未満	15	15.2	24	22.0
1.5 以上 2.0 未満	11	11.1	9	8.3
1.0 以上 1.5 未満	6	6.1	7	6.4
0.5 以上 1.0 未満	1	1.0	4	3.7
0.0 以上 0.5 未満	3	3.0	1	0.9

平均 1年次生：2.64、2年次生：2.55

**表Ⅱ-4 令和6(2024)年度 1・2・3年次生 通算 GPA 分布【歯科衛生学科】**

GPA 範囲	1年次生 (81人)		2年次生 (72人)		3年次生 (82人)	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
3.5 以上 4.0 以下	10	12.3	11	15.3	4	4.9
3.0 以上 3.5 未満	16	19.8	23	31.9	30	36.6
2.5 以上 3.0 未満	18	22.2	17	23.6	25	30.5
2.0 以上 2.5 未満	24	29.6	13	18.1	22	26.8
1.5 以上 2.0 未満	9	11.1	6	8.3	1	1.2
1.0 以上 1.5 未満	2	2.5	2	2.8	0	0.0
0.5 以上 1.0 未満	1	1.2	0	0.0	0	0.0
0.0 以上 0.5 未満	1	1.2	0	0.0	0	0.0

平均 1年次生：2.61、2年次生：2.80、3年次生：2.81

**表Ⅱ-5 令和6(2024)年度 1・2年次生 通算 GPA 分布【医療事務総合学科】**

GPA 範囲	1年次生 (33人)		2年次生 (39人)	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
3.5 以上 4.0 以下	1	15.2	9	23.1
3.0 以上 3.5 未満	7	21.2	6	15.4
2.5 以上 3.0 未満	7	21.2	7	17.9
2.0 以上 2.5 未満	3	9.1	6	15.4
1.5 以上 2.0 未満	9	27.3	7	17.9
1.0 以上 1.5 未満	1	3.0	4	10.3
0.5 以上 1.0 未満	1	3.0	0	0.0
0.0 以上 0.5 未満	0	0.0	0	0.0

平均 1年次生：2.60、2年次生：2.62

また、指定された科目を履修し単位を修得することで、実社会において有益な資格（全国大学実務教育協会資格など）や受験資格（二級建築士、歯科衛生士国家試験など）が取得でき、履修が各種検定試験対策にもつながっている（表Ⅱ-6、表Ⅱ-7、表Ⅱ-8）。授業科目における学生の単位修得状況、GPA 分布状況、資格取得や各種検定試験などの合否状況を把握することも、学習成果の獲得を評価・判定する仕組みとなっている。

**表Ⅱ-6 令和6(2024)年度 資格取得状況【ライフデザイン総合学科】** (人)

資格名	取得条件	取得者数
二級建築士受験資格（実務0年）	課程修了	13
ブライダルコーディネーター技能検定3級	検定合格	4
ビジネス実務士	課程修了	2
MOS Word スペシャリスト	検定合格	36
MOS Excel スペシャリスト	検定合格	43
MOS Word エキスパート	検定合格	5
MOS Excel エキスパート	検定合格	1
色彩検定2級	検定合格	1
色彩検定3級	検定合格	1
ファッションビジネス能力検定2級	検定合格	1
ファッションビジネス能力検定3級	検定合格	9
ファッション販売能力検定2級	検定合格	2
ファッション販売能力検定3級	検定合格	8
秘書技能検定2級	検定合格	2
日商簿記検定3級	検定合格	3
ファイナンシャルプランニング（FP）技能検定3級	検定合格	1

**表Ⅱ-7 令和6(2024)年度 資格取得状況【歯科衛生学科】** (人)

資格名	取得条件	取得者数
歯科衛生士国家試験受験資格	課程終了	76
歯科衛生士国家資格	試験合格	75

**表Ⅱ-8 令和6(2024)年度 資格取得状況【医療事務総合学科】** (人)

資格名	取得条件	取得者数
医科2級医療事務実務能力認定試験	検定合格	10
看護助手認定実務者試験	検定合格	3
医師事務作業補助者実務能力認定試験	検定合格	19
医療事務認定実務者試験	検定合格	10
診療報酬請求事務能力認定試験	検定合格	9
電子カルテオペレーション実務能力認定試験	検定合格	7
調剤事務認定実務者試験	検定合格	10

MOS Word スペシャリスト	検定合格	16
MOS Excel スペシャリスト	検定合格	24

これらの結果を教務委員会が把握し、必要に応じて各学科及びワーキンググループでカリキュラム改革を検討するなど、フィードバックできる仕組みとしている。このように、学習成果は測定可能である。

### **【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
- (2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
- (3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

### **<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>**

(1)

本学の学習成果はディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を満たすものとなっている。各授業科目は各学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との関連性を定め、シラバスに明示している。このように、各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学修成果に対応している。

(2)

履修ガイド（提出-3）「12. 成績評価」に記載した「成績の評価基準」に基づき、教員は学習成果を厳正に評価している。このように、教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。

(3)

「アセスメント・ポリシー」（提出-9）に基づき、全科目の「教員及び科目ごとのGPA及び成績分布」を、教務委員会で算出・分析をおこなっている（備付-36）。調査結果は分析の上、自己点検・評価委員会に報告し、教務委員会に改善計画の策定を依頼している。このように、教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

**【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。
- (3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
- (5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

**<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>**

(1)

GPA 分布、単位数取得分布、資格試験の合格率などのデータを各コース・分野別に教務課が中心となって調査し、教務委員会において活用している。このように、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

(2) 及び (3)

学生による C-PLATS®自己評価を在学中に 5 回実施し集計している（備付-3）。インターンシップや留学などへの参加者数、大学編入学者数、在籍率、就職率、卒業生数を集計し、教授会で報告しており、各種データについてはカリキュラム見直しなどで活用している（提出-35）。このように、学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(4)

年度末に卒業生を対象に、本学独自の「卒業生アンケート」及び「【全国学生調査】短期大学 卒業年次生アンケート」を実施している。翌年 10 月に「卒業生アンケート」の分析結果を自己点検・評価委員会にて審議している。

採用実績のある企業数社に参画いただき、カリキュラムやキャリア教育、就職支援の在り方について忌憚のないご意見を聴取する、「外部評価部会」を自己点検・評価委員会の活動として、ライフデザイン総合学科及び医療事務総合学科、そして歯科衛生学科の二つに分かれて開催している。部会では、3つのポリシー及びアセスメント・ポリシー、GPA などの成績評価指標などについて説明した後、意見交換をおこなった（備付-14）。外部評価員からは、面接では 4 大生と遜色なくしっかりと受け答えができており、入社後の成長も著しいとの意見をいただいた。4 大生に見劣りしない短期大学生の活躍と成長が確認できる貴重な機会となった。外部評価員の方々との結びつきがより強固なものとなると同時に教育課程への反映がより実質化される取り組みとなった。

また、過去3年間に就職実績のある企業を対象としたアンケート調査を実施し、計37社から回答を得た(備付-23)。職場での人間関係や業務遂行状況では概ね高評価で、C-PLATS®のコミュニケーション能力、言語能力、チームワーク、自己管理能力で優位な結果となった。産業界側の意識や考え方が伺い知れ有効な調査となった。このように、卒業生への調査、卒業生の進路先からの評価を聴取している。

(5)

外部評価部会(備付-14)や企業アンケート調査の結果(備付-23)は、自己点検・評価委員会で報告され十分な議論により、教育課程の改善に活かされている(備付-13)。このように、聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### **[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
- (2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
- (3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

#### **<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>**

(1)

入学から卒業年次学期末までの在学中に5回実施する「C-PLATS®自己評価表」において、6つの社会人基礎力「CPLATS」において学生自身が得られたと診断するレベル、及び「卒業後の目標と半期ごとの目標」「卒業後の目標の達成度と感想」を実施の都度自由記述で記載したものが蓄積した形で記録され、学生及び担任教員が確認することができる(備付-3)。このように、学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。

(2)

「C-PLATS®自己評価表」において、C-PLATS®についての説明及びこの自己評価の目的を記載している(備付-3)。フォーラム・ゼミナール担当教員はこれを自己評価の際に担任の学生へ説明している。また、各学科の「フォーラムA」「フォーラムB」各期末試験において、各学科の学習成果を再度掲示したうえで、学生自らが得た学習成果の振り返りをおこなう問題を出題することを、教務委員会で審議し承認した(備付-4)。このように、学生に獲得した学習成果を自覚できるよう、根拠を基に説明している。

(3)

「大手前学園事業報告書〔令和6(2024)年度〕」の【研究改革】「①研究成果や制作作品の社会への公開と授業への活用」及び【社会連携・社会貢献】に、学外や社会における学生の活動及び獲得した学習成果を公表している(備付-37)。このように、学習成果の獲得状況

について、根拠を基に公表することに努めている。

**<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>**

本学では、C-PLATS®自己診断によって3学科共通で学習状況の進捗を可視化し確認できる仕組みを整えている。

能力に関するチェック項目については長年見直しが行われていない。時代の変化に即した内容となっているか、改めて検証する必要がある。

**<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>**

なし

## **[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]**

### **<根拠資料>**

提出資料 8 教学運営の基本方針（3つのポリシー）[令和7（2025）年度] <https://college.otemae.ac.jp/about/policy/>、10 入試ガイド学生募集要項 [令和8（2026）年度] [https://college.otemae.ac.jp/admission/degital\\_book\\_2026/?pNo=1](https://college.otemae.ac.jp/admission/degital_book_2026/?pNo=1)、14 大手前短期大学案内パンフレット [令和7（2025）年度] [https://my.ebook5.net/otemae\\_college/2026/](https://my.ebook5.net/otemae_college/2026/)

提出資料-規程集 4 入学試験委員会規程

備付資料 39 ウェブサイト「入試Q&A」[令和7（2025）年度] [https://college.otemae.ac.jp/admission/degital\\_book\\_2026/?pNo=56](https://college.otemae.ac.jp/admission/degital_book_2026/?pNo=56)

### **[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
- (3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者、その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
- (4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
- (5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
- (6) アドミッション・オフィス等を整備している。

### **<区分 基準Ⅱ-C-1の現状>**

(1)

「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」で求める学習成果、そしてこの学習成果を導く「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に定める6つの能力「C-PLATS®」の開発と育成に対応した形で、「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」を以下の通り定め下記のように、入学者受入れの方針は学習成果に対応している（提出-8）。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

大手前短期大学は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに則り、「豊かな教養

に基づく実務教育を通じて社会人基礎力を育む短期大学」を目指します。本学が重視する社会人基礎力とは、コミュニケーション力・プレゼンテーション力・言語能力・芸術的センス・チームワーク・自己管理能力です。入学試験においては、高等学校（それと同等の学校を含む。）の学習成果のほかに、これら社会人基礎力の資質や素養も評価の対象とします。

(2)

多様な選抜をおこなっているが、それぞれ学生募集要項に記載された選考基準に基づき、高大接続の観点により公正かつ適正に実施している（提出-10）。このように、高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

(3)

専門職学科に該当する学科なし。

(4)

入学者試験の実施に関しては入学試験委員会規程を定めており、この規程に基づいて入学者選抜を実施している（提出-規程集4）。入学試験委員会は、学長、副学長、学科長、教務部長、学生部長、アドミッションズオフィス部長、学長が指名した教職員若干名から構成されている。委員長は学長が指名し、委員会を招集し議長を務める。入学試験委員会では、「入学者選抜の基本方針」や「学生の募集に係る重要事項」を審議する。入学試験委員会の下に「出題」「試験実施」「学生募集」に関する各小委員会を置く。このように、入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。

(5)

前述の入学試験委員会は、学長が参加し、学長が指名した委員長のもとで開催するものであり、入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制が明確に示されている。

(6)

募集広報から入試の実施、各種データ管理までを担当する事務部署としてアドミッションズオフィスを整備している。業務の効率化と職員の専門性を高めるため、担当業務内容に応じて職員を渉外、入試、宣伝の3グループに分けた体制をとっている（表Ⅱ-9）。なお前述の入学試験委員会が「学生の募集に関わる重要事項」「入学者選抜の基本方針」に関することを担当しており、委員会の事務は、アドミッションズオフィスがおこなっている。

表Ⅱ-9 アドミッションズオフィス グループ体制

グループ	主な業務
渉外	高校訪問、進学ガイダンス、出張授業及び説明会、高大連携
入試	入試実施、入試データ管理、情報収集、願書・入試ガイド制作
宣伝	学生募集広報・広告・宣伝、イベント企画、データ分析、受験生サイト運営管理

## **[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
- (3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

### **<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>**

(1)

「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」は学生募集要項の巻頭ページに明確に記載している（提出-10）。このように、学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

(2)

学生募集要項の各選抜区分のページに募集定員を明確に示している（提出-10）。

(3)

学生募集要項に学費・奨学金制度のページを設定しており、ここに各学科の授業料その他入学に必要な経費を明示している（提出-10）。

(4)

電話や進学相談会などでの受験生からの問い合わせは、アドミッションズオフィス全体で対応している。学校見学などでは担当の教職員も加わり適切に対応している。質問の多い内容については、本学ウェブサイト「入試 Q&A」として掲載している（備付-39）。各種広報誌作成においては、必要に応じて学長、学科長や関係教員も検討に加わり適切な内容の公開に努めている。このように、受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

### **<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>**

全国の短期大学の募集傾向を見る限り、本学も毎年安定的に学生を定員確保できる状況であるとはいいがたい。その危機を教職員一丸となり、乗り越えていかねばならない。

近年の短期大学の志願者の大きな傾向は早期化である。それに対応すべく、年を明けてすぐの教員を含めた高校訪問の対応が望まれる。

近年では、分業化が進み、アドミッションズオフィスを中心に学生募集活動を行っているが、学生の早期化に向けての募集活動はアドミッションズオフィスの職員の人的資源を考えると、限界がある。アドミッションズオフィスが訪問しきれない、地方の高校を中心に教員も協力体制のもと、高校訪問を行い、教職協働を目指すことが望まれる。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項＞

なし

## 【テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援】

### ＜根拠資料＞

提出資料 3 2025（令和7）年度履修ガイド [令和7（2025）年度]、14 大手前短期大学案内パンフレット [令和7（2025）年度]、35 教授会議事録 [令和6（2024）年度]

提出資料-規程集 5 大手前学園学生委員会規程、6 大手前学園奨学生規程、7 学園創立75周年記念奨学金規程、8 短大創立40周年記念奨学金規程、9 大手前短期大学入試特別奨学金規程、10 大手前学園利子補給奨学金規程、11 大手前短期大学学費納付規程、12 大手前短期大学ライフデザイン総合学科長期履修生規程、13 大手前学園奨励金規程、14 大手前短期大学就職委員会規程

備付資料 11. ウェブサイト「お知らせ」地域貢献ボランティア [令和7（2025）年度] <https://college.otemae.ac.jp/news/detail/1290>、<https://college.otemae.ac.jp/news/detail/1350>、<https://college.otemae.ac.jp/news/detail/1163>、17 学生生活アンケート集計結果（短大編）について [令和6（2024）年度]、27 短期大学ゼミナール全体発表会について [令和6（2024）年度]、28 el-Campus 大手前大学・大手前短期大学－学生用操作説明書－教育・学習支援システム（UNIVERSAL PASSPORT EX）操作説明書 [令和7（2025）年度]、38 入試ガイド学生募集要項 [令和8（2026）年度] [https://college.otemae.ac.jp/admission/digital\\_book\\_2026/?pNo=46](https://college.otemae.ac.jp/admission/digital_book_2026/?pNo=46)、40 大手前短期大学入学前オリエンテーション [令和7（2025）年度]、41 大手前短期大学新入生オリエンテーションスケジュール・配布資料 [令和7（2025）年度]、42 在学生ガイダンス資料 [令和7（2025）年度]、43 海外留学希望者に向けた印刷物等 [令和6（2024）年度] <https://college.otemae.ac.jp/international/language/>、44 学生委員会議事録 [令和6（2024）年度]、45 学園バス運行表 [令和7（2025）年度]、46 大手前大学・大手前短期大学学生相談室のご案内・健康相談室資料 [令和7（2025）年度]、47 大手前短期大学自己点検・評価委員会学生懇談会記録 [令和6（2024）年度]、48 大手前短期大学保護者懇談会資料 [令和7（2025）年度]、49 国際交流学生スタッフ Team Colors ポスター [令和7（2025）年度]、50 大手前大学・大手前短期大学障がい学生受入ガイドライン [令和7（2025）年度]、51 入学手続書類綴 [令和7（2025）年度]、52 FSD 研修開催案内 [令和7（2025）年度]、53 バリアフリーマップ [令和7（2025）年度]、54 ウェブサイト「お知らせ」ボランティア部 [令和7（2025）年度] <https://college.otemae.ac.jp/news/detail/1329>、55 就職支援システム「就カツくん」画面 [令和7（2025）年度]、56 就職支援・スケジュール [令和7（2025）年度]、57 就職委員会議事録 [令和6（2024）年度]、58 ウェブサイト「就職実績」 [令和7（2025）年度]、<https://college.otemae.ac.jp/career/result/>、59 就職先一覧・進学先一覧 [令和6（2024）年度]、60 短大入学生対象編入学プログラム募集のお知らせ [令和7（2025）年度]、61 ウェブサイト「アカデミックブリッジプログラム 合格実績」 [令和7（2025）年度] <https://college.otemae.ac.jp/departments/lifedesign/transfer/>

## 【区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（web サイトを含む）を発行している。
- (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
- (11) 学生の海外への派遣（長期・短期）を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

### <区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

(1)

入学予定者・新入生への授業や学生生活に関する情報提供は、以下の通りである。

まず、入学手続書類とともに、入学前オリエンテーションの出席案内を送付している（備付-40）。3学科ともに、1月下旬に「入学準備講座」（希望者のみ）、入学前オリエンテーション（入学生全員対象）を2回実施して、入学後の円滑な学習環境への導入を進めるとともに、将来の進路としての希望職種や資格取得という目標から入学後の学習プランを考えさせる。

「入学準備講座」では「パソコン入門講座」「レポートの書き方」を各90分にて実施し2学科計44人の入学生が参加した。入学前オリエンテーションは3月上旬に実施して、将来の進路としての希望職種や資格取得という目標から入学後の学習プランを考えさせる。学習の動機付けに焦点をあわせて学習方法や授業科目を選択することは、学生にとって自分の時間割を作成する上でより効果的であるためである。

入学前オリエンテーションの1回目は、ライフデザイン総合学科では、コース別にユニット・開講科目の内容や履修方法を説明する。どのコースで学ぶかを決める上で具体的に理解できて役立つと学生から好評をえている。学生は、幅広い専門分野の中からコースやユニット、科目を選択して履修するので、それに従って各自の「履修ユニット計画」を提出する。医療事務総合学科では専門教育科目全般について説明する。両学科ともコンピュータ演習のレベル別履修クラスのアンケートもおこなう。教務課では、「履修ユニット計画」・アンケ

ートを参考に履修人数を積算して希望に応じた開講クラス数を用意するのに役立てている。

歯科衛生学科では、まず歯科衛生士の3大業務を紹介し、学科のカリキュラムや担当教員、さらに歯科衛生士国家試験とその対策について説明をおこなう。

入学前オリエンテーションの2回目は、さらに詳しい情報提供と資格の説明に加え、実際に時間割表を配布し、時間割を作成する。入学後スムーズに授業へ入っていくためである。この際、「フォーラム」クラスを決定し、クラスごとに集まって座席を指定することで、クラス担任教員とのコミュニケーションを取ることができる。このように、入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

(2)

新入生オリエンテーションは、入学式前後から春学期授業開始日までに、9日間にわたり実施している(備付-41)。このように、入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等をおこなっている。

(3)

1年次終了時においても在生ガイダンスを実施している(備付-42)。修得単位状況などを踏まえて「ゼミナール」担当教員及び職員が、学習の動機付けに焦点をあわせた履修指導をおこない、個別相談に応じている。このように、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等をおこなっている。

(4)

学習支援のための資料として、履修ガイドを発行し新入生に配布している(提出-3)。また本学ウェブサイトへ学生生活のための「学びのサポート」ならびにシラバス(提出-4)を掲載しており、学生だけでなく保護者なども閲覧可能となっている。このように、学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。

(5)

ライフデザイン総合学科・医療事務総合学科ともに、1年次の学生に対して「フォーラム」クラスにおいて担当教員は、個人面談の時間を設け、履修相談を個別におこない、履修登録に不備がないか確認をおこなっている。2年次が開始する前にも卒業に向けて、履修の再確認をおこない、引き続き、「ゼミナール」において担当教員が、卒業に向けての単位修得について個人指導をおこなっている。このように、学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援をおこなっている。

歯科衛生学科の3年次学生では、国家試験対策を中心とした「ゼミナール」を実施している。ここでは、専任教員による対策授業のほか外部講師によるセミナー、国家試験形式の模擬テストなどをおこなっている。

(6)

「フォーラム」及び「ゼミナール」において担当教員は、各学生の学習上・生活の悩みなどの相談に乗り、適宜指導・助言をおこなっている。特に1年次「フォーラム」において、

各クラスの教員が「フォーラム」の学生全員に個人面談をおこない、教育・学習支援システム (UNIVERSAL PASSPORT EX) の「プロフィール」欄にその内容を記述し、2年次の「ゼミナール」担当教員に引き継いでいる (備付-28)。

また、経済的困窮により学習が困難になった学生には、奨学金の紹介や、1年次終了時点での長期履修制度への転換の推奨をおこなうなどの学習支援を実施している。このように、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

(7)

ライフデザイン総合学科においては、1年次の「フォーラム」で各クラスの担任が個人面談をおこなって、これまでの学習状況を把握し、基礎学力が不足している学生に対しては個別に学習支援を実施している。

歯科衛生学科では、1年次の「フォーラム」において、各クラスの担任 (専任教員) が学生全員を対象として春学期および秋学期に個人面談をおこない、各学生の特徴や成績を把握するようにしている。この担任は、卒業までの3年間、各学生の相談相手となり、必要に応じて学習支援を実施している。

医療事務総合学科においては、医療機関、調剤薬局などへの就職を目標としており、在学中に後述の資格取得 (民間試験) を目指してカリキュラムが組まれている。授業では、実際に電子カルテの入力や、レセプトの作成をおこなうため、学習速度の遅い学生に対しては、授業時間以外に教員が個別指導をおこなっている。このように、基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等をおこなっている。

(8)

ライフデザイン総合学科「ゼミナール」において担当教員がゼミ生の個別指導をおこない、進度の速い学生や、能力の高い学生に対しては、より進んだ研究課題を与え取り組ませている。

「ゼミナール」は、「ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)」における「体系的専門知識・技術」修得の集大成として実施する専門教育の中核である。特に、ライフデザイン総合学科において長年教育内容の改善を続けてきた「ゼミナール」については、以下に詳しく述べることとする。

現在、8分野の「ゼミナール」を開講している。学生からのニーズに応える形であり、「ブライダル」「MC・アナウンス」のゼミナールも、学生対応に支障がないように専任教員を副担任に配置したうえで、非常勤教員の担当で開講している。各ゼミナールの学習内容は、5コースのうちいずれかの1コースに対応したものとなっている。「ゼミナール」の担当教員が提示した配属のための条件に合致していれば、2年次 (長期履修生は3年次) 前にほとんどの学生が希望する「ゼミナール」に配属される仕組みである。

表Ⅱ-10 令和6(2024)年度「ゼミナール」一覧

ゼミナール	対応するコース
現代ビジネスキャリア	ビジネスキャリア

海外文化研究	ビジネスキャリア
Web デザイン・CG	デジタル・デザイン
快適な住環境	建築・インテリア
ファッションビジネス	ファッションビジネス
ブライダル	ファッションビジネス
ラジオパーソナリティ・アナウンス	ビジネスキャリア

「ゼミナール受講ガイドライン」（「履修ガイド」記載）に「ゼミナールを受講するには、1年次終了時において16単位以上を修得していることを原則とする」として、「ゼミナール」の質を落とさないようにしている（提出-3）。「ゼミナール」では担当教員の専門性に基づき、学生一人ひとりが1年間かけて研究・作品制作に取り組んでいる。研究・制作内容を授業外・学外で発表している「ゼミナール」もある。「ゼミナール」は、短期大学としての広報の一端を担っている。

**表Ⅱ-11 令和6(2024)年度「ゼミナール」研究・制作内容の授業外・学外での発表一覧**

ゼミナール	発表内容
快適な住環境	大手前大学・短期大学学園祭における研究内容・作品展示
ブライダル	挙式の実施
ラジオパーソナリティ・アナウンス	「エフエムにしのみや」での番組制作、番組出演

ライフデザイン総合学科「ゼミナール全体発表会」では、全短期大学生が一堂に集まり、各「ゼミナール」から選出された1～3人の代表が、PowerPoint スライドならびに実際に作成した作品を用い研究・制作内容を発表する。1年次及び長期履修生2年次にもこの全体発表会に出席するよう促し、次年度に配属予定の「ゼミナール」の研究内容をより深く理解する機会としている（備付-27）。

**表Ⅱ-12 令和6(2024)年度 ライフデザイン総合学科  
「短期大学ゼミナール全体発表会」発表題目一覧**

ゼミナール	発表題目
ラジオパーソナリティ・アナウンス	ラジオで地域と繋がる
ブライダル	ホテルニューオータニ大阪ブライダルプロデュース
海外文化研究	超少子高齢化社会における介護の現状と将来
アカデミック・ブリッジ	外国人移民政策の現状と課題について
現代ビジネス・キャリア	就職活動による課題と提言
快適な住環境	伝統を繋ぐ宿泊施設
Web デザイン・CG	EXIT BOX -Unity でつくる脱出ゲームの世界-

ファッションビジネス	「推し活」がファッションビジネスに与える影響
------------	------------------------

いずれの「ゼミナール」も発表時間は10分以内で、各部の発表終了後、学生のアンケート回答記入、学長の講評、発表者の「優秀賞」表彰をおこなっている。

「歯科衛生学科」ゼミナールでは「歯科衛生士国家試験」対策として、担当教員がマンツーマンで対応している。

医療事務総合学科では、学習速度の速い学生や、能力の高い学生に対して、より高度な資格試験、診療報酬事務能力認定試験、医師事務作業補助者実務能力認定試験の受験を推奨し、資格試験前には、補習を実施し、資格試験の合格のために学習支援をおこなっている。

「医療事務総合学科」ゼミナールでは、前半は、各資格試験対策を実施した。後半は学生が下記の医療に関して興味のあるテーマを調査・研究し、PowerPoint 作成の上、ゼミナールで発表し、全員で評価し、卒業論文作成を指導している。

**表Ⅱ-13 令和7（2025）年度「医療事務総合学科」ゼミナール研究テーマ**

研究テーマ	
医療事故について	症状検索エンジンについて
音楽療法士について	海外と日本の歯科治療の違い
蚊に噛まれやすい人の特徴	「忘れる」だけじゃない認知症
医療事務と AI	自然分娩と無痛分娩の比較
在宅医療について	民間療法について
「断らない救急医療」の現実とその課題	医療ドラマの裏側
美容医療について	遷延性新生児肺高血圧症について
病院食について	安楽死と臓器移植について

「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」の「豊かな教養に基づく実務教育」の一つとして、ライフデザイン総合学科において「資格取得による単位授与制度」を設けている。本学指定の資格を取得した者には、本学の該当科目を学習したものとみなし、単位を授与している。資格取得時期は入学前、入学後を問わない。この制度は在学生の資格取得を促すとともに、過去に取得した資格に対して単位授与することで、特に社会人が短期大学へ入学するのを促進するためのものである。基準Ⅱ-A-2で述べたように、一定の条件を充足する成績優秀な学生、事前に申請願を提出することで CAP が緩和される措置を設けている（歯科衛生学科を除く）。

また、本学の独自の英語カリキュラムである「LEO (Language Education of Otemae)」では学習進度が速く、成績優秀な学生の能力をさらに高める制度を導入している。英語教育の専門家である外国人講師が、英語を母語としない人を対象に英語で教えるカリキュラムである。4つの習熟度別クラスを開講しており、最上級レベルの授業では、米国の大学授業を想定したリサーチの方法、論文の書き方、ディベートなどを学習している。

以上の通り、学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援をおこなっている。このように、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上

の配慮や学習支援をおこなっている。

(9)

通信による教育をおこなう学科又は専攻課程はない。

(10)

3学科ともに、1年生の入学後の早い時期に、フォーラムで図書館の利用方法の動画を視聴させ、学生の図書館利用を促進している。

医療事務総合学科では「フォーラムA」で図書館を利用して調べるプログラムを企画し、図書館を必ず利用させている。歯科衛生学科では「フォーラムB」で、図書館を利用してキャリア形成の文献を検索するプログラムを実施している。

(11)

ライフデザイン総合学科、医療事務総合学科では学生の海外派遣は実施していない。

歯科衛生学科では韓国、ソウルに、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度まで（令和8（2026）年度からは隔年の予定）歯科衛生研修を毎年7日間実施している（備付-43）。

(12)

ライフデザイン総合学科の「職業教育」として、就職後に役に立つ資格（MOS Word、MOS Excel、日商簿記検定2・3級、リテールマーケティング（販売士）検定2・3級）、ファイナンシャルプランニング（FP）技能検定3級取得のための共通教育科目「資格科目」を開講している。

それらの科目を履修した学生に対し、さらにより確実な資格取得を目指すための「資格取得直前対策講座」を授業外の時間に開講している。各「資格科目」の担当教員は外部講師を依頼し、該当する科目を履修した希望学生は、無料で受講できる。令和6（2024）年度に開講した上記資格の対策講座の内訳は以下の通りである。

**表Ⅱ-14 資格取得直前対策講座(令和6(2024)年度実施)**

**開講コマ数・受講者数**

(人)

対策講座	開講コマ数	申込者数
MOS Word スペシャリスト	2	11
MOS Excel スペシャリスト	2	—
ファイナンシャルプランナー（FP）技能検定3級	2	4
日商簿記検定2・3級	—	—

これらの資格取得へのモチベーションをさらに高めるために、「選択必修の資格取得者褒賞」をおこなっている。日商簿記検定2・3級、リテールマーケティング（販売士）検定2・3級、ファイナンシャルプランニング（FP）技能検定2・3級、MOS Word・Excel エキスパートの各資格を取得した学生に対して、表彰状・記念品を贈呈するものである。

以上は、学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検した結果、

おこなった施策である。

医療事務総合学科において、2年間で取得を計画している資格は下記の通りであり、各資格取得のための科目を専門科目Ⅰ（必修科目）と専門科目Ⅱ（選択必修科目）において開講している。

**表Ⅱ-15 2年間で取得を計画している資格**

資格試験	開講科目
2級医療秘書実務能力認定試験	「医療事務概論」「医療事務基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「医療事務演習Ⅰ・Ⅱ」
診療報酬事務能力検定試験	「診療報酬請求事務演習Ⅰ・Ⅱ」
医師事務作業補助者実務能力認定試験	「医師事務作業補助者Ⅰ・Ⅱ」
電子カルテオペレーション実務能力認定試験	「医療事務コンピュータ演習Ⅰ・Ⅱ」
調剤事務認定実務者試験	「調剤報酬演習」
看護助手認定実務者試験	「看護助手特論」

受験は任意であるが、2級医療秘書実務能力認定試験、医師事務作業補助者実務能力検定試験、電子カルテオペレーション実務能力認定試験はほとんど全員が受験する。これらの科目の受講に加えて、「フォーラムA・B」「ゼミナールA・B」内で、試験対策の指導、および下記の対策講座をおこなっている。

**表Ⅱ-16 資格取得対策講座（令和7(2025)年度）**

資格名称	開講コマ数	受講者数
2級医療秘書実務能力認定試験	6コマ	令和7年3月実施 27人
診療報酬事務能力検定試験	6コマ	16人
医師事務作業補助者実務能力認定試験	6コマ	令和7年3月実施 17人
電子カルテオペレーション実務能力認定試験	3コマ	27人

これらの対策の代表的な成果として、診療報酬事務能力検定試験では、令和7(2025)年度の合格者は8人(16人受験)で合格率が50%と全国の合格率33.4%を大きく上回ることができた。

他の資格においてはほぼ全国合格率レベルである。

なお、直近(令和6(2024)年度～令和7(2025)年度)の資格試験の合格率は以下の通りである。

**表Ⅱ-17 資格試験合格率**

資格名称	本学合格率	全国合格率
2級医療秘書実務能力認定試験	20人/24人中 83%	75%
診療報酬事務能力検定試験	8人/16人中 50%	33.4%
医師事務作業補助者実務能力認定試験	18人/26人中 69%	71.8%
電子カルテオペレーション実務能力認定試験	17人/27人中 63%	71%

歯科衛生学科では、歯科衛生士の国家資格を取得するのが最大の目標であり、3年次秋学期のゼミナール（週2コマ）に加えて、国家試験対策授業（週8～12コマ）、模擬試験（7回）、1日から2日の外部講師によるセミナーなどを実施している。成績不良の学生に対しては、さらに専任による特別補講を実施している。これらの対策の結果、令和6（2024）年度（令和7年3月実施）の歯科衛生士国家試験では卒業生77名中76名が合格（98.7%）し、全国平均の新卒合格率94.3%を上回ることができた。

このように、学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

### **[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

### **<区分 基準Ⅱ-D-2の現状>**

(1)

学生サービスや厚生補導を担当する常設委員会として「学生委員会」（大手前大学との合同委員会）を設置している。短期大学と大学がキャンパスを共有しており、学生支援については共通案件も多いため、「大学・短大合同委員会」としている。構成メンバーは学生部長のほか、短期大学4人、大学11人の教員と大学通信教育部事務室職員1人並びに学生課職員3人で構成している。学生委員会の下に、「課外活動活性化専門部会」「保健管理専門部会」

「学生支援専門部会」を置いている（提出-規程集5）。「課外活動活性化専門部会」は、課外活動団体への助成金支援や執行部への指導などを担当し、「保健管理専門部会」は、要支援学生への支援や発達障がいに関する勉強会の企画・実施等を担当している。「学生支援専門部会」は、本学の奨学金制度の運営、学生寮の運営支援や学生生活アンケートなどの企画・実施を担当している。学生課は学生生活・課外活動・交友関係や経済的支援等の窓口として、入学前の手続きから奨学金や学費納入、寮生活・課外活動・アルバイトなど、学生の具体的な相談に幅広く対応している。令和6（2024）年度の学生委員会及び短大小委員会での審議事項等の詳細は議事録（備付-44）の通りである。このように、学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

(2)

クラブ活動や大手前祭などの学園行事は、短期大学・大学合同で活動している。令和6（2024）年度現在、公認の課外活動団体は、体育会14団体（公認9団体、準公認5団体）と文化会23団体（公認16団体、準公認7団体）がある。各団体の顧問は、短期大学もしくは大学の専任教員とし、自主的な運営を基本として積極的な活動をおこなっている。

課外活動団体の代表学生による「課外活動本部」が組織され、毎月第4金曜日に会議をおこない、課外活動活性化のための企画立案から実現にむけての積極的な活動をしている。

例年4月には、新入生に対し課外活動団体を紹介する場として「さくら祭」を開催し、11月の「大手前祭」は、大手前祭実行委員会が企画から運営までおこなっている。2月実施の「リーダーズキャンプ」は、翌年度の課外活動のリーダー候補が一堂に会し、親交・結束・リーダーシップ養成のための研修として企画・運営されている。そのほかに、課外活動団体の活動紹介のための冊子・ポスター製作など、課外活動を活性化するための自主的な活動を積極的におこなっている。また、令和6（2024）年度にサークル設立基準を緩和した事などにより、新規サークル設立の機運が高まっている。短期大学・大学とも、課外活動団体には助成金等の支援を積極的におこなっている。こうした活動によって、近年、クラブ所属の全体学生数も増え、活発な活動がおこなわれている。短大生は活動日数が月1～2回、または、週1～2回程度の比較的参加しやすいサークル（ボランティア部・バレー部やアウトドアサークル等）への加入が目立っている。

**表Ⅱ-18 クラブ所属学生数（令和4（2022）年度～令和6（2024）年度）（人）**

令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
34 (ラ:28 歯:6)	48 (ラ:30 歯:13 医:5)	73 (ラ:43 歯:25 医:5)

**表Ⅱ-19 クラブ別所属学生数(令和6(2024)年度)(短期大学)** (人)

クラブ名	人数	クラブ名	人数
大手前祭実行委員会	1	弓道部	2
生協学生委員会	0	モルック部	1
バトミントン部	4	写真部	2

ダンス部	5	茶道部	2
バスケットボール部	0	現代視覚文化研究部	1
硬式テニス部	0	吹奏楽部	3
準硬式野球部	1	English Club Otemae 同好会	1
バレー部	12	ネットデザインサークル	1
音楽部	1	アウトドアサークル	9
軽音楽部	2	サッカーサークル	6
アコースティックサウンド部	1	NST サークル	5
ボランティア部	13	総合計	73

体育館は、授業やクラブ活動で使っていないときに学生に開放し、自由に使えるようにしている。このように、クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動がおこなわれるよう支援体制を整えている。

(3)

学生食堂では、授業のある期間中、委託業者による食事の提供をおこなっている。加えて、昼食時には「キッチンカー」を定期的（開店日は、ウェブサイト・エントランス等にて告知）にキャンパス内に開店して軽食やパン、スイーツなどを提供している。また、大手前短期大学・大手前大学の学生・教職員の出資による「大手前大学生活協同組合」の売店があり、教科書・文具・書籍の販売から、パンや弁当・菓子類の飲食物も販売している。喫食のための学生ラウンジ Mirou（ミル）には、学生たちの憩いの場として活用できる他、大学からのお知らせが表示されるデジタルサイネージを6台設置し、常に最新の情報が掲載されている。また、AV（音響映像）システムが装備されており、スライドを利用したイベントやセミナーなどにも利用できるようになっており、学生の休息や活動の場として提供している。昼食時には一部教室も飲食の場として開放している。このように、学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

(4)

大手前短期大学・大手前大学共通の学生寮は以下の4施設である。

- ① 「エス・キュートパル神戸御影」は、男女別々のエリアに分かれており、管理人が常駐している。令和6（2024）年4月現在、43人（うち、短期大学生10人）が入寮している。
- ② 「JUDY'S EAST」は、キャンパスから徒歩圏内の女子寮で日中（平日）に女性管理人が常駐している。現在は23人（うち短期大学生5人）が入寮している。
- ③ 「JUDY'S WEST」は、キャンパスから徒歩圏内の寮で、海外からの留学生が中心の女子寮で、女性管理人が常駐している。現在51人（うち、短期大学生20人）が入寮している。
- ④ 「Goumen 男子寮」は、キャンパスから徒歩圏内の男子寮で、現時点で45人（うち、短期大学生6人）が入寮している。

また、大手前大学生生活協同組合及び学園が出資する事業会社(株)大手前ファシリティーズが宿舎のあっせん等さまざまなサービスで学生生活をサポートしている。このように、宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）をおこなっている。

**表Ⅱ-20 学生寮(①エス・キュートパル神戸御影)入寮状況** (人)

	短期大学生	大学生	計
1年次生	5	9	14
2年次生	4	8	12
3年次生	1	13	14
4年次生		3	3
計	10	33	43

**表Ⅱ-21 学生寮(②JUDY'S EAST)入寮状況** (人)

	短期大学生	大学生	計
1年次生	4	7	11
2年次生	1	5	6
3年次生	0	6	6
4年次生		0	0
計	5	18	23

**表Ⅱ-22 学生寮(③JUDY'S WEST)入寮状況** (人)

	短期大学生	大学生	計
1年次生	10	12	22
2年次生	10	8	18
3年次生	0	2	2
4年次生		9	9
計	20	31	51

**表Ⅱ-23 学生寮(④Goumen 男子寮)入寮状況** (人)

	短期大学生	大学生	計
1年次生	2	8	10
2年次生	4	4	8
3年次生	0	12	12
4年次生		15	15
計	6	39	45

(5)

本学のあるさくら夙川キャンパスは、阪急夙川駅、JR さくら夙川駅、阪神香櫨園駅の3路線3駅からのアクセスが可能で、いずれの駅からも徒歩約7分の立地で通学に至便であ

る(提出-14)。駐輪場及びバイク専用駐車場を設置し、自転車やバイクで通学する学生には、所定の要件を満たした者に対して許可している。なお、障がい者など特別な場合を除いて、自動車通学は禁止である。また、学園バスをさくら夙川キャンパス、西宮浜グラウンド間で常時運行し、施設の共同利用・学生の交流・クラブ活動のために便宜を図っている(備付-45)。さらに、課外活動の指導引率に係る旅費について援助をおこなっている。学内指導者・学外指導者とも年2回まで申請することが可能で(公式戦はこの限りではない)、交通費の実費が支給される。このように、通学やグラウンド等への移動の便宜(駐輪場・駐車場の設置、バス運行及び学外施設への移動交通費援助)を図っている。

(6)

昨今の社会情勢や経済状況の悪化に伴い、学生の約45%が日本学生支援機構奨学金を利用している。令和2(2020)年4月より、支援が必要な低所得世帯の子どもたちが経済的理由から修学を断念することのないよう、経済的負担の軽減を図る「高等教育の修学支援新制度」が導入された。この制度により、授業料等減免と給付型奨学金をあわせた手厚い支援制度となり、申請・給付を受ける学生が増加している。一方、この新制度の対象となる学生は主に「住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生」や「多子世帯」となっており、対象とならない学生等を対象とする経済的支援をおこなうために、本学独自の奨学金・奨励金を維持・活性化を図っている。

本学独自の奨学金・奨励金としては、学業成績が優秀で経済的困窮者を対象に、「大手前学園奨学金」(提出-規程集6)を若干名に給付している。「大手前学園創立75周年記念奨学金」(提出-規程集7)は、卒業年次生を対象に、学業成績優秀ながら経済的理由で秋学期学費の納付が困難である者若干名に、秋学期学費相当額を給付。「短大創立60周年記念奨学金」(提出-規程集8)は、卒業年次生を対象に、学業成績優秀ながら経済的理由で学費の納付が困難である者若干名に学費相当額を給付している。また、入試時において、勉学の意志がありながらも、経済的理由により修学が困難な学生や外国人留学生のために、「大手前短期大学入試特別奨学金」(提出-規程集9)を設け、(在籍数の約1/3)学生に対して学費面などのバックアップ体制を整えている。そのほかに、国の教育ローンや学園が提携している金融機関の教育ローンを紹介しており、あわせて教育ローン利用者は「大手前学園利子補給奨学生」(提出-規程集10)の申請を可能としている。教育ローン以外にも学生のニーズに応じて、提携金融機関による学費サポートローンを紹介している。学費の納付に当たっては、「大手前短期大学学費納付規程」(提出-規程集11)に基づき、必要な手続きを経たうえで延納・分納を認めている。各奨学金・奨励金の詳細については、下記の通りである。このように、奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

**表Ⅱ-24 令和6(2024)年度 奨学金の取得状況**

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	奨学生数	对在籍学生(533人)比率	年額(円)
高等教育の修学支援新制度(給付奨学金)	学外	給付	74	14.00%	59,306,700

日本学生支援機構 第一種奨学金	学外	貸与	93	17.50%	51,201,200
日本学生支援機構 第二種奨学金	学外	貸与	144	27.20%	113,140,000
大手前学園奨学金	学内	給付	4	0.75%	720,000
大手前学園創立 75周年記念奨学金	学内	給付	1	0.19%	300,000
大手前短期大学 創立60周年記念 奨学金	学内	給付	1	0.19%	728,000
大手前学園 利子補給奨学金	学内	給付	0	0%	0
入試特別奨学金	学内	給付	175	32.80%	29,274,400
ASEAN 留学生 学修サポート奨学金	学内	給付	6	1.10%	1,320,000
大手前学園社会人 学生特別奨学金	学内	給付	0	0%	0
福井秀加奨学金	学内	給付	1	0.19%	360,000

(7)

学生の健康管理のため、健康相談室を設置し、看護師1人が常駐して対応している。近年、利用回数が増加しており、同じ学生が毎日来室している現状が見受けられる。また、メンタルヘルスケアやカウンセリングのために、学生相談室を設置し、予約で相談を受け付け、臨床心理士が対応している（週4日）。健康相談室と学生相談室は隣接して設置している。メンタル面での相談の多い学生相談室への入退室が健康相談室からもできるようにするなど、学生が利用しやすいよう工夫も重ねている（備付-46）。それぞれの利用状況については下表の通りである。健康相談室の利用状況は令和3（2021）年度と比べ令和6（2024）年度は男女ともに利用者数が増加傾向にある。要因としては、留学生・要支援者・医療（メンタルクリニック等）受診者が男女ともに増加、また、コロナ禍後、積極的に課題活動等に参加する学生が増えたこと等から健康相談室の利用が増加したと思われる。一方で、令和4（2022）年度から徐々に減少しているが、今後、課外活動参加や留学生・要支援者・医療受診者の増加状況により、一定数の利用が見込まれる。学生相談室の利用状況については、令和6（2024）年度に急増加しているが、実数は7人で1人の学生が毎週（時には毎日）利用するなど頻繁に利用した事による増加となっている。今後、学生相談室についても、健康相談室同様、要支援者や医療受診者の増加等により、一定数の利用が見込まれる。このように、学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

表Ⅱ-25 学生相談室利用者延べ人数状況(令和3(2021)年度～令和6(2024)年度) (人)

	令和3 (2021) 年度			令和4 (2022) 年度			令和5 (2023) 年度			令和6 (2024) 年度		
	1年	2年	3年									
男子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女子	0	5	0	5	2	0	1	5	0	46	11	2
合計	0	5	0	5	2	0	1	5	0	46	11	2

表Ⅱ-26 健康相談室利用者延べ人数状況(令和3(2021)年度～令和6(2024)年度) (人)

	令和3 (2021) 年度			令和4 (2022) 年度			令和5 (2023) 年度			令和6 (2024) 年度		
	1年	2年	3年									
男子	0	0	3	11	1	0	8	1	0	8	4	0
女子	20	6	3	79	69	9	72	40	9	52	37	14
合計	20	6	6	90	70	9	80	41	9	60	41	14

(8)

学生の生活実態及び満足度を調査するため、毎年度2月に1年次生を対象に「学生生活アンケート」を実施している(備付-17)。調査結果は、教授会等で報告し、学生支援のあり方を検討する資料としている。また、8月に「学生懇談会」を開催し、学内行事や課外活動に積極的に参加している学生の生の声を聴き、学生が必要とする学生支援の現状を知り、考える機会としている(備付-47)。

9月には「保護者懇談会」を開催して、保護者から見た学生の現状を知る機会にするだけでなく、保護者から学校への感想や要望を伺い、今後の学生支援のための貴重な意見を聞く場として活用している(備付-48)。このように、学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

(9)

留学生については、1年次は「フォーラム」担当教員が、2年次においては「ゼミナール」担当教員が学習面の指導だけでなく、生活面においてもきめ細やかな対応をして学生生活を支えている。国際交流留学生センターと学生課が留学生の支援担当部署で学習支援や生活支援をおこなっている。国際交流留学生センター事務室の隣には、留学生・学生・教職員が交流するスペースを設けている。そのほか、国際交流のイベント企画や運営をする国際交流学生スタッフ(Team Colors)が結成され、留学生が孤立しないよう工夫を凝らすとともに、一般学生にも語学学習・異文化交流の機会になるように考えている(備付-49)。このように、留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。

**表Ⅱ-27 留学生の受入れ状況[入学者数](令和3(2021)年度～令和6(2024)年度) (人)**

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
留学生	1	1	7	20

(10)

高校新卒者以外を対象とする入試として、社会人入試を実施している(備付-38)。令和6(2024)年度現在、社会人学生は2人在籍している。社会人学生に対しては、1年次は「フォーラム」に、2年次においては「ゼミナール」に所属し、担当教員が学習面の指導だけでなく、生活面においても学生生活を支える体制を取っている。このように、社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

**表Ⅱ-28 社会人の受入れ状況[入学者数](令和3(2021)年度～令和6(2024)年度) (人)**

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
社会人	1	1	1	1

(11)

障がいを持った学生に対しては、「障がい学生受入ガイドライン」を作成して対応をしている(備付-50)。受験時には、受験特別措置を設け、「学生募集要項」及びウェブサイトで事前相談をするよう促し、個人の状況により受験前・入学前の面談を実施している(提出-10)。入学手続き時には、「健康カード」にて障がいの申告のある場合、「入学前面談」の呼びかけ(案内)をおこなっている(備付-51)。面談の希望者には必要に応じて面談を実施する。面談は本人及び保護者とおこない、学生部長・学生課長・教務課長・臨床心理士・看護師及び学生部長が指名した教職員が対応する。障がい者を受入れる際の対応として、緊急連絡網の整備・教職員への周知・ノートテイクなどほかの学生による支援のあり方などについて研修・検討を重ねている(備付-52)。当該学生と常にコンタクトをとり、学生生活上の問題・悩み・要望などを把握し、速やかな対応を心掛けている。また、順次バリアフリー化をおこない、オストメイト対応のトイレも設けている。障がいを持つ学生にはエレベーターやロッカーの使用を認めている。このように、障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている(備付-53)。

**表Ⅱ-29 障がいを持った学生の受入れ状況[入学者数](令和3(2021)年度～令和6(2024)年度) (人)**

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
障がい者	2	3	1	7

(12)

長期履修生については、入学試験の際に長期履修生制度の説明をし、面談時に意思確認をおこなっている。1年次は「フォーラム」担当教員が、3年目の卒業年次においては「ゼミナール」担当教員が学習面の指導だけでなく、生活面においてもきめ細やかな対応をして学生生活を支えている。2年目の学習指導やその他のきめ細かい対応は学科長、および教務委員長が担当している。就職活動はキャリアサポート室の担当者が各種の就職対策講座を提供するとともにきめ細かい個別指導をおこなっている。そのほか、長期履修生が孤立しないようクラス配置に工夫を凝らすとともに、連絡事項は学習支援システム「el-campus」に掲載したうえで内容に応じて個別に抽出して連絡をおこない漏れなく伝達している。このように、長期履修生が在籍する場合、2年制の学生に比べて不利益を生じないよう支援する体制を整えている（提出-規程集 12）。

**表Ⅱ-30 長期履修生の受入れ状況[入学者数](令和3(2021)年度～令和6(2024)年度) (人)**

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
長期履修生	7	8	11	18

(13)

地域貢献ボランティア活動としては、「フェルト小物製作」のボランティア活動、「丸型ポストフェスティバル 2021 in 尼崎、伊丹、川西」、「伊丹市伊丹アピールプラン（いたみわっしょい）」でのボランティア活動など多くの活動に参加している（備付-11）。これらの地域貢献ボランティア活動のうち、本学と協定書を交わした受入れ団体が主体となる活動に参加した学生に対しては、十分な事前・事後学習をおこなったうえで単位認定をおこなっている。そのほかの地域活動として、「課外活動本部」や「ボランティア部」が中心になり、キャンパス周辺の清掃活動等に参加している（備付-54）。こうした地域貢献やボランティア活動において、顕著な活動をした団体、学生には、「大手前学園奨励金及び学生功労賞を授与し表彰している。「大手前学園奨励金（第一種・第二種）」（提出-規程集 13）は、学業、及び、スポーツ・文化などの活動において卓越した成績を修めた者または団体を対象に、学生委員会で判定して若干名に給付しているものである。このように、学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

**表Ⅱ-31 令和6(2024)年度 奨励金の給付状況**

奨励金の名称	学内・ 学外の別	給付・ 貸与の別	奨励者数	対在籍学生 (533人) 比率	年額(円)
大手前学園奨励 金第一種	学内	給付	4	0.75%	200,000

**【区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

**<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>**

(1)

各学科長を含めた教員6人とキャリアサポート室職員2人で構成する就職委員会を組織し、原則月1回の開催を通じて就職支援プログラムの検討や現状認識に基づく改善を協議し、具体的施策を実行に移している（提出-規程集14）。また、就職支援システム（就カツくん）には、求人紹介や面接練習などの個別指導の状況が記録され教職員双方での書き込みや閲覧により、緊密な情報共有が図られている（備付-55）。中でもコンタクトの取りにくい学生に関しては、職員が教員のゼミ時間に訪問をおこないその解消に努めるとともに推奨求人について情報を教員へメールで共有し、学生へはメール配信するなど教職協働の就職支援体制を確立している。

**表Ⅱ-32 令和6(2024)年度 就職委員会開催実績**

回	開催日	主な議題
1	4月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生の進路決定状況について</li> <li>・本年度支援体制及び2年次生進路登録票配布</li> <li>・1年次生個人面談について</li> </ul>
2	5月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生の進路決定状況について</li> <li>・インターンシップ実施準備と支援計画について</li> </ul>
3	6月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職支援イベントの計画・活動状況について</li> <li>・前年度の総括・卒業生の進路決定状況について</li> <li>・インターンシップ申し込み状況について</li> </ul>
4	7月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動状況報告及び学校とりまとめ求人について</li> </ul>
5	8月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動状況報告について</li> <li>・インターンシップ実施状況について</li> <li>・就職支援プログラム実施報告について</li> </ul>
6	9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動状況報告及びゼミナール担当教員への状況確認依頼について</li> <li>・夏季インターンシップ実施経過報告</li> </ul>
7	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動状況報告について</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップ事後研修実施報告について</li> <li>・秋学期就職支援スケジュールについて</li> </ul>
8	11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動状況報告及び未内定者の状況について</li> <li>・就職支援プログラムの参加状況について</li> </ul>
9	12月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路状況報告について</li> <li>・就活実践講座の開催について</li> <li>・卒業生アンケート結果について</li> </ul>
10	1月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路状況報告について</li> <li>・夏季インターンシップ単位認定について</li> <li>・フォーラムでの就職支援プログラムの周知について</li> </ul>
11	2月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動状況報告について</li> <li>・秋学期就職支援スケジュールについて</li> </ul>
12	3月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動状況報告について</li> <li>・学内合同企業説明会実施報告について</li> </ul>

ライフデザイン総合学科では、キャリア基礎科目として1年次春学期に「キャリアデザイン」と「キャリアベーシック」、1年次秋学期に「キャリアプランニング」を配当し、職業観の涵養をはじめ汎用的能力の養成を図り、自らのキャリアデザインを構想できる能力を身に付けている。また、履歴書や面接で必ず聞かれる三つの質問を中心に文章力の養成を図り、就職活動に関するすべての知識やノウハウを習得している。高校を卒業して間もない短期大学生にとって、早期からの職業観の涵養と自らの体験による仕事理解は、主体的に職業選択をおこない卒業後の自立した職業人生を歩むうえで重要な単位認定型のインターンシップ（就業体験）にも力を注いでいる。入学時の全員面談でその関心度合いを調べ、春学期のキャリアデザインでは昨年に参加した2年次生の体験談を実施し申込者の増加を目指すとともに学生の職業意識の喚起に努めている。幅広い業界と多様な職種の受入れが可能な企業を開拓し、志望度の高い企業とのマッチングを果たすことで、職業適性を見極めや社会人に必要な態度や姿勢について学んでいる。また、事前事後研修により参加目的を明確にすると同時に事後の振り返りにより内省を促し、単なる体験に終わらない対策を講じている。正課外の就職支援プログラムも充実させ、医療事務総合学科も含め1年次生の秋学期から本格的に開講している。特に今年度は、採用活動の早期化に即応するため約1ヶ月スケジュールを早めて実施した。事業の内容や仕事理解を図る業界研究セミナーは全13回のうち5回以上の参加を義務付け、就活の第一歩を踏み出すための「勇気づけの面接練習会」を皮切りに「本番の面接練習会」「履歴書添削会」「合同企業セミナー」を実施し、「就活実践講座①～④（応募企業の選択、面接力ブラッシュアップ講座）」では短期大学生採用企業の見極め方や面接での相手方の観点を理解させている。これらのプログラムは、すべて全員参加として就活準備を万全の体制で整えている。ほかにも「エアラインセミナー」や「信用金庫内定ゼミ」などを開講し学生の多様なニーズに対応を図っている。このように、授業科目から座学として学ぶ知識やノウハウと具体的な実践力の養成の両面から相乗効果を上げる仕組みを構築している。あわせて、マンツーマンの個別指導体制を徹底し、学生が内定するまで

寄り添い、一人の脱落者も出さない姿勢を貫いている。

歯科衛生学科においては、国家試験の合格を最優先とするものの、主に歯科医院に就職する場合の留意点を中心に就職ガイダンスを実施し円滑な就職活動を促している。なお、総合病院の口腔外科などのより専門的な力量を必要とする求人に対しても、応募書類の添削や筆記試験対策、面接練習をおこない、内定に結びつくよう万全の支援体制で臨んでいる。

医療事務総合学科は、令和6(2024)年度に第一期生を輩出し、就職率は100%となっている。短期大学における学びが就職にも直結しており、医療従事者としての専門性を高めるため在学中から難易度の高い資格にチャレンジしていることが公立の総合病院などから高く評価され、医療事務職として多くの卒業生が医療の現場で活躍している。また、下述の就職支援プログラムに参加させるなど、実践対策を支援する体制も整っている(備付-56)。このように、就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

**表Ⅱ-33 令和6(2024)年度実施 就職支援プログラム**

プログラム名	参加条件
業界研究セミナー(10/10-1/23 全13回)	5回以上の参加を義務付け
勇気づけの面接練習会(10/12)	全員参加
履歴書添削会(10/19)	全員参加
本番の面接練習会(11/9)	全員参加
学内合同企業セミナー(2/12-14)	全員参加
就活実践講座①「応募企業を選択する」(10/26)	全員参加
就活実践講座②「面接力ブラッシュアップ講座A」(12/14)	全員参加
就活実践講座③「エントリーシートの書き方・ZOOM講座」(12/21)	全員参加
就活実践講座④「面接力ブラッシュアップ講座B」(1/11)	全員参加

(2)

学生がいつでも出入りしやすい生協や食堂の隣の場所に専門の職員を配置した「キャリアサポート室」を設置している。オンラインの会社説明会や面接選考を各個室で受けることができるほか、合同企業セミナーなどのポスター掲示板、就職関連図書や各企業や団体の面接体験記録が常備されている。また個別面談をおこなう個室が7室あり、プライバシーの確保と面接練習の活用に役立っている。加えて、一般及び歯科衛生士の求人情報は、求人検索NAVIというクラウドシステムに集約され、学生は学外からのアクセスも可能で職種や業界、勤務地などの検索条件を入力することで求人情報の絞り込みをおこない自由に閲覧ができるようになっている。あわせて、学生の就活状況は学生の面談記録を中心に「就カツくん」という就職支援システムに一元管理され、教職員が入力閲覧することにより情報共有が図られ、学生の就活の進捗状況に応じた対応ができる体制が整っている(備付-55)。このように、就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援をおこなっている。

(3)

ライフデザイン総合学科では、5つのコース制を導入し、コース自由選択制に基づいて自

由に科目選択ができる。中でも MOS ワード・エクセル、日商簿記、ファイナンシャルプランニング技能士、リテールマーケティング（販売士）の資格については、それぞれの資格取得に向けた学習を推進するため選択必修科目として重点配当している。一方で就職試験には筆記試験が課せられ、一定の水準に達しないと次の面接選考に進めない仕組みとなっている。そのため1年次の春・秋学期には、言語・非言語における基礎学力を養成する選択科目を配当している。医療事務総合学科では、「医科2級医療事務」「医師事務作業補助者」「電子カルテオペレーション」などの資格取得を目指し、医師の働き方改革などの医療機関の人材ニーズに合う資格取得及び人材養成に努めている。歯科衛生学科では、歯科衛生士の国家試験の合格を目指した試験対策プログラムを本来の実習や授業とは別に配当し令和6（2024）年度は全国平均を上回る合格率 98.7%の高水準となり、就職率は 100%を達成できている（備付-36）。このように、就職のための資格取得、就職試験対策等の支援をおこなっている。

(4)

本学は、学生個々の指導を充実させ在学中の学びと卒業後の進路まで、一人一人に寄り添い脱落者の出ない体制を構築している。入学時のオリエンテーションではキャリアサポート室の職員が全員面談をおこない、高校時代の部活動や学習の様子をヒアリングし、本学の入学目的や将来の進路について確認をしている。また、就職支援プログラムを充実させるとともに、参加アンケートを実施し学生の意見や感想が反映される仕組みが整っている。また面接や筆記試験等における学生の弱点を抽出しその課題解決に向けて、キャリア基礎科目のシラバスや就職支援プログラムの改善に取り組んでいる。就職率をはじめ就職先の職種や業界の傾向、そして学生の状況を分析し、就職委員会を中心にその分析結果を十分に検討したうえで就職支援の具体的な施策に反映させている。卒業時の就職状況は就職委員会で示し（備付-57）、さらに、教授会においても就職状況を報告し（提出-35）、学内での情報共有を図り、全教職員が学生の就職支援に活用できる体制を整えている。また、就職率の推移等については、本学ホームページにて学内外にも情報を公表している（備付-58、59）。このように、学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

(5)

進学の支援としては、「編入学プログラム」を設け、試験準備の仕方や試験情報などの情報提供をおこなっている（備付-60）。くわえて、ライフデザイン総合学科において「アカデミックブリッジコース」を設定し、他大学特に難関国公立大学を目指して、英語講読や専門領域の小論文作成など多岐に亙る授業科目を配当している（提出-14）。マンツーマンの指導も功を奏して、地方国立大学や中堅私立大学の編入学実績が積み上がっている（備付-61）。一方、留学支援として、海外研修・留学プログラムを設け、ニュージーランド、韓国、オーストラリアに派遣している（備付-43）。なお、国際交流留学生センターが中心となって募集や出入国の手続き、学業把握をおこなっている。このように、進学、留学に対する支援をおこなっている。

### ＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題＞

本学は、近年開設した医療事務総合学科を含め、全学科において就職率 100%を達成している。一方で、学生一人ひとりの進路希望に沿った支援を実施するため、教員との連携を強化するとともに、求人情報をタイムリーに共有する体制の構築を目的として、企業訪問数の増加を計画している。

また、ライフデザイン総合学科においては、これまで1年次春学期に実施していた全員面談を1年次秋学期の必須事項として位置づけ、個別指導の強化を図る。

さらに、近年増加傾向にある ASEAN 諸国からの学生に対する経済的支援を拡充するため、ASEAN 奨学金の対象人数の増加についても検討を進めている。

### ＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

なし

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

### [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

#### <根拠資料>

提出資料-規程集 1 大手前学園教員選考規程、15 大手前短期大学教員採用・昇任基準、16 人事委員会規程、17 大手前大学・大手前短期大学スチューデント・アシスタント規程、18 教育研究費支給規程、19 学長特別教育研究費規程、20 受託研究規程、21 共同研究取扱規程、22 研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程、23 大手前短期大学研究倫理委員会規程、24 教員服務規程、25 海外研修派遣規程、26 海外出張旅費規程、27 職員人事評価規程、28 事務組織規程、29 個人情報保護に関する規程、30 文書管理規定、31 大手前学園 SD 委員会規程、32 大手前短期大学 FD 委員会規程、33 大手前大学・大手前短期大学ピア・サポーター規程、34 就業規則、35 パートタイム職員に関する就業規則、36 任期付教員任用規程、37 期限付職員雇用規程、38 教員人事評価規程、39 職員人事評価規程、40 育児休業規程、41 介護休暇等に関する規程、42 教員服務規程、43 教職員褒章規程

備付資料 4 教務委員会議事録 [令和6(2024)年度]、12 年間活動業績報告書 [令和6(2024)年度]、44 学生委員会議事録 [令和6(2024)年度]、57 就職委員会議事録 [令和6(2024)年度]、62 教員個人調書【様式22】、63 教育研究業績書【様式22】、64 専任教員の年齢構成表 [令和7(2025)年度]、65 非常勤教員一覧表又は基幹教員以外の教員一覧表【様式24】、66 学長特別教育研究費採択一覧 [令和7(2025)年度]、67 学校法人大手前学園における学術研究倫理に関するガイドライン [令和7(2025)年度] <https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/files/OtemaeKenkyuGuideline2015.pdf>、68 研究倫理研修会案内 [令和7(2025)年度]、69 研究紀要・論文集 [令和6(2024)年度]、70 ウェブサイト「大手前大学・大手前短期大学 リポジトリ」 [令和7(2025)年度] <https://otemae.repo.nii.ac.jp/>、71 教員以外の専任職員の一覧表(氏名、職名) [令和7(2025)年度]、72 職員人事評価制度の仕組み [令和7(2025)年度]、73 規程管理システムトップ画面 [令和7(2025)年度]、74 事務用機器備品・情報端末配置一覧 [令和7(2025)年度]、75 委員会構成 [令和7(2025)年度]、76 国際交流センター運営委員会議事録 [令和6(2024)年度]、77 FD 活動の記録 [令和6(2024)年度]、78 SD 活動の記録 [令和6(2024)年度]、79 指導補助者への研修の案内(SA 講習会) [令和7(2025)年度]、80 勤怠管理 WEB システム画面 [令和7(2025)年度]

## **【区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。
- (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

### **<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>**

(1)

ライフデザイン総合学科では、5つのコースと2つのプログラムにおいて、それぞれ専門性の高い教員をバランスよく配置しており、教育課程に応じた指導体制を確立している。歯科衛生学科では、豊富な臨床経験のある歯科医師、歯科衛生士の資格を持つ教員を実習及び講義科目に適切に配置している。医療事務総合学科では、医療事務に必要な高度な知識と技能、実務能力を身に着けた教員を配置している。

(2)

本学各学科の基幹教員数は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。ライフデザイン総合学科は、基幹教員が6人、職位別では教授4人、准教授2人となっている。歯科衛生学科は、基幹教員が11人、教授5人、准教授2人、講師2人、助教2人となっている。医療事務総合学科は、基幹教員が4人、教授2人、准教授2人となっており、本学全体では、教授11人、准教授6人、講師2人、助教2人で構成されている（提出-データ編 11-2-2）（備付-62、63、64）。

(3)

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、主要科目は基幹教員が担当するように配置し、必要に応じて専門分野ごとに非常勤教員を配置しており、学生一人ひとりの社会人基礎力の修得、社会に貢献できる人材の養成に努めている（提出-データ編 15）。

(4)

基幹教員の職位は、短期大学設置基準に準じた「大手前学園教員選考規程」（提出-規程集 1）及び「大手前短期大学教員採用・昇任基準」（提出-規程集 15）に基づき決定しており、

採用、昇任の際に教育実績、研究実績、制作物発表、その他の経歴等について、人事委員会（提出-規程集 16）において厳正に審査をおこなっている。

(5)

基幹教員以外の教員の採用は、「大手前学園教員選考規程」（提出-規程集 1）に基づいて、研究業績、その他の経歴等を短期大学設置基準に定める職位ごとの基準などを総合的に審査した上で決定している（備付-65）。

(6)

また、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、履修人数が多い授業や演習授業、情報機器などを使う授業については、「スチューデント・アシスタント規程」（提出-規程集 17）に基づいて、授業補助員としての学生スタッフ（SA）を配置している。また、歯科衛生学科では、実習授業において教員を補助する専任の助手を 2 人配置している。

### **【区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

### **<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>**

(1)

基幹教員の研究活動は、教員各自が専攻する研究領域についておこなわれているが、そうした専門領域のほか、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づいて、一定の成果をあげている。各基幹教員の教育研究活動については、学長宛に毎年度提出する「活動・業績報告書」において、研究・制作活動面の項目に、執筆した論文数や著書、学会での発表、制作活動等を記載することで報告をおこなっている（備付-12）。

(2)

科学研究費補助金等の外部資金について、毎年度、公募要領を教員に周知させるとともに、教授会等を通して案内をおこなうなど、積極的な申請に向けての働き掛けをおこなっている。令和6(2024)年度は申請5件で採択1件、令和7(2025)年度は申請2件で採択なし、令和8(2026)年度は申請2件となっており、現在審査結果待ちである。その他外部資金の獲得状況としては、令和3(2021)年度に、日本私立学校振興・共済事業団の若手・女性研究者奨励金に歯科衛生学科教員1人が採択された。また、企業等との共同研究で研究費として歯科衛生学科教員1人が獲得している。

(3)

研究活動に関する規程等について、研究費に関することは、「教育研究費支給規程」(提出-規程集18)に定めており、全基幹教員に支給される「個人研究費」と学長あるいは学科長がそれぞれの特色のある研究活動として決裁し、支給することができる「部局教育研究費」からなる。「部局教育研究費」については、グループによる共同申請も認められ、調査活動面も含めた教育研究費としての支出も対象としている。また、「学長特別教育研究費規程」(提出-規程集19)に基づき、本学における教育改革あるいは教育力向上に直接資することを目的とした教育研究活動を助成するために支給する「学長特別教育研究費」を採択制として運用している(備付-66)。その他、「受託研究規程」(提出-規程集20)や「共同研究取扱規程」(提出-規程集21)を整備し、官公庁や外部の研究機関等からの受託研究や共同研究に関する必要な事項を定め、研究環境の整備に努めている。

(4)

研究倫理については、「学校法人大手前学園における学術研究倫理ガイドライン」(備付67)に基づき、「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」(提出-規程集22)を制定し、研究活動上の不正行為を防止し、及び不正行為がおこなわれ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めている。また、教員がおこなう研究が、「学校法人大手前学園における学術研究倫理に関するガイドライン」の趣旨を尊重しつつ慎重におこなわれるよう、個人の尊厳及び人権の尊重、個人情報保護、その他の倫理的観点及び科学的観点から審議することを目的に、研究倫理委員会を設置している(提出-規程集23)。

研究倫理に関する研修としては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26(2014)年8月26日文科科学大臣決定)に基づき、基幹教員には毎年度、研究倫理・コンプライアンス研修講義の受講を義務付けている。講義はオンライン形式でおこない、研修を修了した者にのみガイドラインを遵守する誓約書がダウンロードできるようになっており、すべての基幹教員より誓約書の提出を必須としている(備付-68)。

(5)

研究成果を発表する機会としては、毎年度1回、「大手前短期大学研究集録」(冊子版)を発行し、教員の教育・研究業績を公表している(備付-69)。また、研究集録は「大手前大学・大手前短期大学リポジトリ」において、ウェブサイト公開もおこなっている(備付-70)。

(6)

研究、研修等をおこなう時間については、「教員服務規程」（提出-規程集 24）において、1 週当たり授業担当日数を 4 日以内、授業担当時間数を 12 時間（6 コマ）以内と定めるとともに、週 2 日の研修日が設けられており、研究・研修等をおこなう時間は十分に確保されている。

(7)

基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等については、「海外研修派遣規程」（提出-規程集 25）、「海外出張旅費規程」（提出-規程集 26）に基づいて、教員からの申請により、学長、理事長等の許可のもと、海外出張の実施、渡航費の支給等がおこなわれている。

### **【区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (3) 事務等関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

### **<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>**

(1)

本学の所在するさくら夙川キャンパスには、併設の大手前大学が設置されており、総務課、教務課、学生課、キャリアサポート室、アドミッションズオフィス、図書館事務室、国際交流留学生センター、情報メディアセンター等を配置し、短期大学及び大学の事務をおこなっている。図書館業務については、一部を専門的なノウハウを有する外部企業に業務委託し、司書を持った職員の派遣を受けている。学生相談室には臨床心理士、健康相談室には看護師、学生課には学校心理士を配置、また、キャリアサポート室には、CDA などのキャリアカウンセラー資格を持った職員を配置し、情報メディアセンターには、ICT 機器やネットワーク環境に精通した専門技術職員を配置するとともに、業務の一部を専門的で高度な技術・知識を有する外部企業に業務委託するなど、各部署で必要とされる専門的な知識・能力を有する職員等を配置している（備付-71）。

(2)

事務職員については、「職員人事評価規程」（提出-規程集 27）に基づく職員人事評価制度を導入している（備付-72）。職員の役割期待（学園が期待する各職員の役割）に応じて、設定する業務目標の達成度及び成果と達成のために発揮した能力を定期的に把握し、昇格・昇

進・昇給・賞与配分等の人事処遇に関する判断材料としている。職員の発揮能力を公正かつ多面的に把握することにより、人材の育成、異動・適正配置等の人材マネジメントの的確な運用を図っており、事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

(3)

事務等関係諸規程については、組織運営に関する基本的な事項が「事務組織規程」（提出-規程集 28）に規定されており、事務を処理する事務組織と事務局の事務分掌が明記されている。規程は、規程管理システムにおいて、すべての教職員が閲覧可能となっている（備付-73）。理事長、副理事長はじめ法人本部長、事務局長、事務長等で組織する「事務長会」を毎月開催し、「理事会」、「常任理事会」での議事内容の共有や学園の事務全般に共通する事項を協議し、事務の連絡、調整をはかるなど法人本部と事務局との緊密な連携をおこなっている。「事務長会」の内容は、各部署の課室長が出席する毎月開催の「事務連絡会」において適宜報告をおこない、課室長より各課室員に周知されている。

(4)

事務部署には、事務室、情報機器、備品等を整備している。事務職員には一人1台のノートパソコンを配付し、部署ごとにはプリンター、コピー、スキャナ等の機能を備えた複合機を設置している。また、一部の事務室には印刷室を備え、教職員が共同で使用する高速印刷機や大型プリンターを設置している。令和4（2022）年度からは、事務業務のDX化推進が本格的に開始され、事務業務全体のデジタル化、クラウドサービスの導入等業務効率化に向けての取り組みをおこなっている（備付-74）。

(5)

日常的な業務については、各部署における定期的なミーティングにより業務の見直しや事務処理等の点検・評価をおこない、改善している。また、先に述べた職員人事評価制度により、上司と部下との定期的な面談を通して、事務職員一人ひとりの役割、目標、成果等を確認し、業務の見直し、改善をおこなっている（備付-72）。

(6)

学生の成績記録については、「個人情報保護に関する規程」（提出-規程集 29）及び「文書管理規程」（提出-規程集 30）に基づき、適切に管理している。また、その保存方法及び保存期間は「文書管理規程」に定めている。

#### **【区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。
- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

### <区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

(1)

教職員は、相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。教務委員会及び学生委員会、就職委員会等一部の委員会においては、教員とともに事務職員も委員として出席し、事務職員の立場から意見等を述べ、議決に参加している（備付-75）。また、教授会には各部署より課長職以上の事務職員が陪席として出席し、審議事項及び報告事項等を共有し、教員との組織的な連携体制を整備している。学習指導については教務課、学生生活面については学生課、就職、進学等進路についてはキャリアサポート室、留学生支援については国際交流留学生センターなど、教員と関連部署の細かい連携により円滑で効果的な学生指導、学生支援をおこなっている（備付-4、44、76）。

(2)

教育研究活動等に係る責任については、「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」（提出-規程集 22）に基づいて、その所在を明確にしている。研究活動上の不正行為を未然に防止し、また、不正行為へ対応するため、研究倫理教育統括責任者に学長を、研究倫理教育責任者に副学長を、部局責任者に学科長をもって充て、責任体制を構築している。

### [区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (2) 教員の FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

### <区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

(1)

「大手前学園 SD 委員会規程」は SD 活動の目的を、「教職員としての資質向上を図り、教育支援活動を多方面からの協働において円滑に遂行するために、個人の業務改善と能力開発及び組織間の連携を推進すること」と定めている（提出-規程集 31）。その趣旨に則って、学園の財務状況や今後の課題及び現在進行中の身近な制度改革などにつき説明を受け討議することにより、教職員間の理解促進を図っている。また、その時々々の環境変化や取り組むべき課題について、必要に応じて学外から講師を招き認識を深めるようにしている（備付-77）（表Ⅲ-1）。

**表Ⅲ-1 令和6(2024)年度SD開催一覧**

開催日	タイトル
8月2日	前年度決算および今年度予算と課題について、他
9月2日	教育・研究のための統計法 統計の超基本とデータ解釈 ～血液型と正確に関するデータを用いて～

(2)

FD活動に関してはFD委員会が担当しており、「大手前短期大学FD委員会規程」に基づいて、FDセミナーを開催し、授業・教育方法の改善をおこなっている（提出-規程集32）。令和6（2024）年度に開催された主なFDセミナーは、大手前大学との共催による公開FD、SDセミナー、教育における生成AI活用に関するFDセミナー、大学eラーニング協議会との共催によるFDセミナーなどがある。大手前大学との共催による公開FD、SDセミナーは「教育・研究のための統計法」というテーマで、実際の分析データを用いて統計分析の手順を実践的に学び、教育活動や研究実施に役立てるという内容であった。FDセミナー終了後におこなったアンケートでは、「統計の基礎知識を広く認識することができた」、「尺度の基本からの説明であったため、実務にあたって大変参考になった」、「新たな知見を得ることができた」などの声が寄せられていた（備付-78）（表Ⅲ-2）。こういったFD活動は多様な活用事例に関する情報が共有され、今後の授業・教育方法の改善に役立てている。

**表Ⅲ-2 令和6(2024)年度FD開催一覧**

開催日	タイトル
7月16日	令和5（2023）年度 財務状況報告
9月2日	教育・研究のための統計法 統計の超基本とデータ解釈 ～血液型と正確に関するデータを用いて～
2月18日	本学教育における生成AI活用について
3月4日・5日	大学eラーニング協議会フォーラム2024 ICT活用セミナー

(3)

指導補助者の研修については、「大手前大学・大手前短期大学スチューデント・アシスタント規程」第13条に研修に関する事項を定め（提出-規程集17）、「大手前大学・大手前短期大学ピア・サポーター規程」第13条に研修に関する事項を定め（提出-規程集33）、適切におこなっている（備付-79）。

**[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。
- (4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

### <区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

(1)

教職員の就業に関する規程の整備やその周知及び就業の管理については法人本部総務部が主管しており、その指揮に基づいて各キャンパス総務課が遂行している。法人本部では円滑な業務運営及び組織秩序の維持のため、下記の通り教職員の就業に関する諸規程を整備しており、これらの規程に基づき教職員の就業について適正に管理している。

**表Ⅲ-3 教職員の就業に関する諸規程**

規程名	改廃決定機関
事務組織規程（事務分掌含む）（提出-規程集 28）	常任理事会
就業規則（提出-規程集 34）	理事会
パートタイム職員に関する就業規則（提出-規程集 35）	理事会
任期付教員任用規程（提出-規程集 36）	理事会
期限付職員雇用規程（提出-規程集 37）	理事会
教員人事評価規程（提出-規程集 38）	常任理事会
職員人事評価規程（提出-規程集 39）	常任理事会
育児休業規程（提出-規程集 40）	理事会
介護休業等に関する規程（提出-規程集 41）	理事会
教員服務規程（提出-規程集 42）	理事会
教職員褒章規程（提出-規程集 43）	常任理事会

(2)

上記の就業に関する諸規程は学内の掲示板サイト「desknet's NEO」上の規程管理システムにて法人本部総務部が管理しており、教職員が学内イントラネットを通じて必要に応じていつでも最新版の規程が閲覧できるようになっている(備付-73)。新入教職員に対しては、定期採用の場合は原則として4月1日の辞令交付式にて法人本部ならびに関連部署から主だった規程等については概要を説明している。また、期中での採用の場合は入職時に個別に説明を実施して周知を図っている。

(3)

労働関係法令等の人事労務管理に関する法令が改正される時は、法人本部総務部が通達や各種セミナーを通じて情報を収集し、顧問社会保険労務士とも協議したうえで学園としての対応を検討し、必要に応じて関連する規程の改正や制定を理事会や常任理事会に諮り、承認を得たのち規程管理システムを更新する。教員には教授会、職員には事務長会や総務課長会で内容を説明したうえで事務連絡会を通じて規程の制定や改正について周知している。

教職員の労務管理は就業管理システムを導入しておこなっており、教職員は出退勤時に ID カードを打刻することにより機械的に勤務時間管理をしている（備付-80）。

(4)

新規採用に当たっては「大手前学園教員選考規程」に従い、原則公募による選考を経て人事委員会で審議される（提出-規程集 1）。教員の昇任については、本学の「大手前短期大学教員採用・昇任基準」に従って、人事委員会で審議し、教学運営評議会の議を経て理事会や常任理事会で決定している（提出-規程集 15）。このように、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任については、各学科の教育目的・教育課程に照らし、また将来構想も勘案しつつ、人事委員会に諮られ、適切に配置できるようにしている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

社会の動きや時代の要請を受けた就業・雇用・休業関係の法令の改正に合わせた就業規則等教職員の就業に関する諸規程を適切に改正するように努めている。

科学研究費補助金への申請件数や採択件数の増加が課題である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

なし

## [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

### <根拠資料>

提出資料 14 大手前短期大学案内パンフレット [令和7(2025)年度]

提出資料-規程集 44 大手前大学・大手前短期大学図書館利用規程、45 固定資産管理規程、46 固定資産及び物品調達規程

備付資料 81 キャンパスマップ [令和7(2025)年度]、82 バリアフリーマップ [令和7(2025)年度]、83 校地、校舎に関する図面 [令和7(2025)年度]、84 教員研究室配置図面 [令和7(2025)年度]、85 図書館、学習資源センターの概要 [令和7(2025)年度] <https://library.otemae.ac.jp/guide/floor/cell>、86 選書に関する内規 [令和7(2025)年度]、87 大手前大学・大手前短期大学図書館資料除籍に関する内規 [令和7(2025)年度]、88 固定資産棚卸フォーム [令和7(2025)年度]、89 物品(消耗品等)月次支出管理フォーム [令和7(2025)年度]、90 危機管理マニュアル [令和7(2025)年度]、91 防火防災活動動画 [令和7(2025)年度]、92 消防計画 [令和7(2025)年度]、93 ICT関連研修(e-ラーニング)案内 [令和7(2025)年度]、94 ペットボトル資源ごみの分別回収について [令和7(2025)年度]

### [区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している
- (2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。
- (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
- (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
- (7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。
- (8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による

指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

- (10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
- (11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
- (12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
  - ①購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。
- (13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

(1)

本学のキャンパスは、令和7（2025）年度現在、さくら夙川キャンパス（西宮市御茶家所町）及び西宮総合グラウンド（西宮市西宮浜）で構成され、ともに大手前大学（収容定員2,749人：さくら夙川キャンパス分）と共用している。校地面積は総面積46,733㎡と短期大学設置基準に定められた基準（5,200㎡）を充足している。

(2)

運動場である西宮総合グラウンド（20,609㎡）は十分な面積となっており、全天候型トラック、テニスコート（5面）、バッティングゲージ、弓道場、ゴルフ打撃場、クラブハウス、アスレチックルーム、フィットネススタジオがあり、ナイター設備も充実している。また寄宿舎も、Judy's EAST寮、Judy's WEST寮、エスキュートパル神戸御影、Goumen寮、レジデンス西宮北口、Judy's WEST寮Ⅱといずれも通学圏内に6棟を保持している（提出-14）。

(3)

校舎はA棟2階、E棟1階、L棟1・2・3階の多くを専用として使用している。A棟2階はA21教室ほか講義室を6室、L棟1階・2階・3階はL105臨床歯科実習室ほか実習室を4室、L201教室ほか講義室を4室、E棟1階はE105教室ほか講義室を2室使用し、必要な教室・実習施設・研究室を備えている。ほか、大手前大学との共用も含め校舎面積は17,081㎡と短期大学設置基準に定められた基準（4,800㎡）を充足している。

(4)

E棟の学生食堂「e's kitchen」では、昼休みには昼食や休息をとる多くの学生で賑わっている。またE棟のラーニングコモンズや国際交流ラウンジ、C棟の学生ラウンジ「Mirou」、K棟のアクティブラーニングスペースと敷地内には多くの交流、休息スペースが設けられている（備付-81）。

(5)

A棟・CE棟 (CELL)・D棟・F棟・R棟・L棟-B棟間・G棟にエレベーターを設置、CE棟は玄関スロープ、多目的トイレを有している。令和7(2025)年度には文部科学省防災機能等強化緊急特別推進事業(バリアフリー推進事業)の採択によってA棟エントランス東側扉を自動ドアに更新し、車椅子を使用する学生が自立してキャンパス内を通行しやすいようにバリアフリー化を順次図っていくなど、学生にとって居心地の良いキャンパス作りを進めている(備付-82)。

(6)

大講義室、小講義室、演習室、実習室などカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)に基づいて基礎力と専門性を習得するに十分な教室を備えている。D棟には建築・インテリアコースの学生が二級建築士やインテリアコーディネーターを目指して実践的なスキルを学ぶ製図室があり、L棟には最新の歯科チェアを備え学生が3人1組で実習ができる臨床歯科実習室がある(備付-83)。

(7)

基幹教員に対して専用の研究室(一部共同研究室)を設けている。計22室の内訳は、A棟1室、E棟7室、F棟2室、L棟12室である(備付-84)。

(8)

本学では専門職学科は設置していない。

(9)

本学では通信による教育をおこなう学科又は専攻課程は設置していない。

(10)

カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)に基づいて専門性を高め実践力を養うのに十分な機器・設備を備えている。ライフデザイン総合学科のデジタル・デザインコースでは、デザインワークにおける必須のアプリケーション、IllustratorやPhotoshopをPCに完備している。また歯科衛生学科では、知識のみならず、技術と実践力を有する歯科衛生士となるため、マネキンを備えた実習机を学生一人に1台用意し、エックス線検査室も設置している。また医療事務総合学科では、診療情報の電子化に対応してA37コンピュータ教室のPCに電子カルテシステムを整備しており、授業中や自主学習で活用し実務能力を高めている。

(11)

図書館、メディアライブラリーCELLでは閲覧座席数328席を備え、図書365,230冊、視聴覚資料6,193冊の蔵書を学生などに提供している(提出-データ編11-2-1)。地下1階・1階の閲覧フロアには入門書から専門書まで幅広いタイプの図書が並んでおり、哲学・歴史・社会科学など10系統に分類して保管されている(備付-85)。また蔵書検索システムも

整備されており、学生は蔵書検索システム OPAC を通じて来館せずに蔵書検索や貸出予約をおこなうことができる。

(12)

購入図書選定については「選書に関する内規」に定め、図書館委員会や基幹教員による選書、学生のリクエストなど、利用者の多様なニーズを十分に反映したものとなっている（備付-86）。また廃棄についても「大手前大学・大手前短期大学図書館資料除籍に関する内規」に基づいて適切に廃棄処理をおこなっている（備付-87）。他の短期大学図書館との相互協力の推進についても「大手前大学・大手前短期大学図書館利用規程」第 20 条に定めており、相互利用サービスを希望する学生は「相互利用申込書」をカウンターに提出し利用できる（提出-規程集 44）。

(13)

令和 3（2021）年度より全学科でパソコン必携化を導入し、図書館の個室スペースや C 棟学生ラウンジ「Mirou」や B 棟南側、E 棟北側のサードプレイスほか、学内全域に無線 LAN 環境を整備しており、空き時間を活用して e ラーニング科目の受講が可能となっている。また、K 棟の「アクティブラーニングスペース」にはリモート授業も受講可能な個人ブースを完備しており、セミナーやイベントが可能なエリアとなっている。

#### **【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### **<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>**

(1)

「固定資産管理規程」、「固定資産及び物品調達規程」を財務諸規程に含め、定めている（提出-規程集 45、46）。固定資産の耐用年数等は細かく規定し、物品の調達においても請求及び発注、契約から検収及び支払に至るまで定めている。

(2)

施設設備、固定資産については、1 基、1 個、1 組又は 1 台等の取得価額が 10 万円以上

かつ耐用年数1年以上のものについて固定資産として管理し、定期的に実地たな卸を実施するルールとしている(備付-88)。毎年度の会計監査においては監査法人による実地たな卸しについて個別具体的な指導を受けて適正に実施している。物品(消耗品等)については月次にて予算管理を行っており、異常値等があれば要因等を調査する等ができる管理態勢にある(備付-89)。

(3)

「危機管理ガイドライン」において火災、地震、防犯等に対する具体的な対応要領を制定している(備付-90)。SDの実施、ネットにより理解度テストを全職員が実施する等で意識の浸透を図っている。危機管理ガイドラインにおいては、「被害を最小限に食い止めること」を目的として、危機レベルに応じた体制構築から危機発生時の対応手順及び未然防止策について、危機の種類ごとに、対応フロー、具体的行動の留意点、対応者等具体的かつわかりやすく記載されており、有事に対しての万全の準備態勢を整備している。

(4)

本学における建物はすべて現行法通りの耐震基準を満たしている。火災等における警報機器類、消火器類等の定期的に消防点検をおこない、防災訓練も学生とともに教養型防災訓練動画を作成し、啓蒙活動に活用している(備付-91)。消防点検は毎年、3月と9月に全館、全学生寮、グラウンドの消防用設備の点検をおこなっている(備付-92)。火災報知器、消防基部、誘導灯、防排煙設備等が対象で、不備があった場合には随時、補完する等の対応をおこなっている。消防訓練は教養型訓練として、「e1-Campus」に前記の動画を掲載して何時でも視聴できる環境を整えている。

(5)

コンピュータシステムのセキュリティ対策をおこなっている。外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置や、未知なる脅威から守るためにウィルス対策ソフトをサーバやクライアントにインストールする等の対策をおこなっている。また未告知での不審メール訓練の実施や、ドラマ仕立ての動画にて教職員にセキュリティに対する意識を浸透させるなどの工夫をおこなっている(備付-93)。

(6)

夜間の照明不要箇所の消灯、冷暖房時の温度設定のルール化により全学一丸となって省エネルギー対策をおこなっている。LED化においても順次実施しており、体育館の断熱化工事も完了冷暖房効率がアップしている。また学内文書等の電子化によりペーパーレス化を徹底実施しており、紙消費量の削減が実現できている。ペットボトルの分別回収やペットボトルキャップを再利用してオープンキャンパスのアメニティの原材料として再利用する等のプロジェクトを取引銀行と提携し、省資源対策を実施している(備付-94)。

**<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>**

一段のキャンパスのバリアフリー化を目指して、文科省の施設設備補助金を獲得しながら順次進めている。

また、照明の LED 化についても、文科省の施設設備補助金に申請し、その採択を待って LED 化を進めていく。

**<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>**

なし

## [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

### <根拠資料>

備付資料 28 el-Campus 大手前大学・大手前短期大学—学生用操作説明書—教育・学習支援システム (UNIVERSAL PASSPORT EX) 操作説明書 [令和 7 (2025) 年度]、95 大手前学園ネットワーク構成図 [OCNET] [令和 7 (2025) 年度]、96 情報メディアセンター 貸出機器予約システム画面 [令和 7 (2025) 年度]、97 学内無線 LAN 利用者マニュアル [令和 7 (2025) 年度]、98 マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図 [令和 7 (2025) 年度]

### [区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。
- (7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

(1)

大手前短期大学における「技術的資源」について、まず情報インフラは、十分なサービス提供をおこなっている。学内ネットワークは、無線 LAN 環境を整備し、ユーザが自身で登録した端末で自由に利用できる。サーバ環境は、クラウド化を概ね完了しており、高速ネットワークでキャンパスと接続している。ユーザサポートは令和 4 (2022) 年度から専門業者による業務委託体制をとっており、それ以前の派遣職員とパート職員によるサポートと比較し、飛躍的に品質向上を実現している。サポート業務の分析や改善提案も段階的に実施するとともに、学生スタッフを活用した「IT サポートデスク」も開設し、学生間の学びあいや学生活躍の場としても有効に機能している。加えて、定期的実施している定例会でのサ

ポート業務改善や、インフラ設備の更新、システムバージョンアップにも取り組んでいる。機器メーカーとの協業体制のもと、最新技術の導入とその事例報告も積極的におこない、さらに先進的な大学との関係構築と情報共有を進め、更なる ICT サービスの拡充と充実に努めている（備付-95）。

(2)

併設の大手前大学で平成 31(2019)年度から段階的に実施してきた学生 PC 必携を手本に、大手前短期大学でも令和 3(2021)年度より学生の PC 必携を実施している。これに伴い、入学前および入学時のガイダンスで、自身の PC 設定と教育用 ICT システムの操作を習得するプログラムを全員に課している。入学以降も、必修授業である「コンピュータ演習」をはじめ、大学生活における ICT サポートを上記の IT サポートデスクでおこなっている。個別支援を通じたトレーニングだけでなく、ポスターや文書、ウェブサイト、動画教材などを活用したサポートも提供している。教職員には、FD セミナーとして教育 ICT 活用の最新情報を提供しており、令和 6(2024)年度には生成 AI に関する講演と教育におけるデータ活用の事例共有、令和 7(2025)年度には生成 AI 活用のワークショップを実施した。大手前学園の統合情報部門である「情報メディアセンター」が実施する ICT 活用勉強会では、学習支援システム「e1-Campus」の活用や、e ラーニングのアプローチによる授業改善をテーマとして扱っている。さらに、令和 5(2023)年度は大手前学園主催の「ICT 活用シンポジウム」、令和 6(2024)年度は大学 e ラーニング協議会との共催フォーラムを開催し、学園関係者だけにとどまらず、近隣大学はじめ全国の大学関係者への研修機会を提供した。参加者数は令和 5(2023)年度が約 180 人、令和 6(2024)年度は約 250 人であった。

(3)

令和 7(2025)年時点における学園内の ICT 環境は、教育研究活動に支障のない状態に達している。一部、学期当初など ICT システムへのアクセスが集中するタイミングで過負荷状態が見られるが、クラウドシステムの即時増強や、年次計画でのネットワーク環境の見直しを実施しており、十分なサービスレベルを維持している。

(4)

IT インフラはクラウド化を進めたことにより、利用状況にあわせた最適化が実現できている。ハードウェアについては、令和 7(2025)年度で学生 PC 必携が完成したことから、それまでのパソコン教室を削減し、アクティブラーニングなど多様な教育方法に対応できるワークステーション設置教室を整備し、既存の情報系実習・演習授業の高度化や、AI・データサイエンスを活用した授業を視野に入れた情報環境を構築した。学生 PC 必携に際しては、条件を付した学園 PC 貸与制度があり、経済的支援や修理時の一時貸与などをおこない、学習に支障がない体制を整えている。

(5)

学生 PC 必携の完成とあわせ、それまで一般教室に設置していた授業用 PC を撤去し、教員の BYOD (Bring Your Own Device : 一般には、従業員が個人保有の IT 機器を業務利用す

ることを指す。ここでは、本学の IT 施策で教員向けに貸与している研究室用 PC を教室に持ち込んで授業に活用することを意味している。また研究室用貸与 PC だけでなく、科研費をはじめとした研究費あるいは自費で購入した PC、タブレット端末などを活用する例もみられる)による多彩な授業に対応した。具体的には複数台の情報機器を用いた授業が可能で、必要に応じて教員向けに PC 貸出ができる体制をとっている。貸与用周辺機器も準備しており、教室設備との接続だけでなく、授業収録用機器も利用可能である。貸出予約は専用ウェブシステムを構築し、教員負担を軽減している (備付-96)。

(6)

先述のとおり、キャンパス内で学生が学習活動をおこなう場所はほぼ 100%をカバーする範囲で無線 LAN 接続が可能になっている。接続アカウントは学生が情報端末に接続アプリをインストールし、セルフサービスで登録でき、セキュリティと利便性を両立できる仕組みである。これは学生必携 PC だけでなく、スマートフォンやタブレット端末でも利用できる (備付-97)。

(7)

学習支援システム「e1-Campus」には平成 26(2014)年度からすべての授業ページが設定されている。LMS の基本的機能である授業・教材機能だけでなく、お知らせ機能、出欠管理機能、アンケート機能などを自由に活用でき、教員活用率は 100%である。サポート体制を充実させるとともに、教育での活用にあたってのハードルを下げる方策として、学内の FD/SD 環境としても使用しており、ユーザが日常的に情報技術に触れる機会になっている (備付-28)。

(8)

学生 PC 必携が完成したことで、役目を終えたコンピュータ教室は削減した。その代わりにアクティブラーニングなど多彩な教育方法に対応したワークステーション教室としてリニューアルし、多様な授業スタイルに対応できる可動式什器や、プロジェクタ 2 台と液晶モニター 6 台によるマルチスクリーン提示可能な映像機器を設置している。令和 7(2025)年度から利用を開始している (備付-98)。

#### **<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>**

現在の学修支援システム「e1-Campus」が、配備してからかなりの年数がたっているため、改修・並びに高度化が必要で、数年間かけてその改修作業を進めている。

ICT インフラの整備は、多額の資金が必要になるが不可欠であるため、文科省の施設設備補助金の申請を行い、採択を待って整備をしていく。

#### **<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>**

なし

## [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

### <根拠資料>

提出資料 16 活動区分資金収支計算書(学校法人全体)[書式 1]、17 事業活動収支計算書の概要[書式 2]、18 貸借対照表の概要(学校法人全体)[書式 3]、19 財務状況調べ[書式 4]、20 資金収支計算書、21 資金収支内訳表、22 人件費支出内訳表、23 事業活動収支計算書、24 事業活動収支内訳表、25 貸借対照表、26 固定資産明細表、27 借入金明細表、28 基本金明細表、29 財産目録、30 事業報告書、31 事業計画書、32 予算書

提出資料-規程集 47 資産運用規程、48 稟議規程、49 経理規程

備付資料 1 大手前短期大学中長期計画[令和2(2020)年度～令和7(2025)年度]、99 寄付金募集についての印刷物[令和7(2025)年度]、101 「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(令和6年度区分)(法人全体)」、102 学校法人大手前学園「学園データ・情報公開」ウェブサイト[令和7(2025)年度] <https://gakuen.otemae.ac.jp/about/disclosure.html>

### [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している
  - ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。
  - ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧教育研究経費を適切に措置している。
  - ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
  - ⑩会計監査人の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ①学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③年度予算を適正に執行している。
- ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑤ 月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

**<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>**

(1)

令和4（2022）年度～令和6（2024）年度の学園（学校法人）全体の資金収支、事業活動収支の状況は下記の通りである。18歳人口が減少し、競争激化により環境は厳しい状況が続いているが、新学部を設置後も定員は確保できていることから収入は安定している。しかし、人件費や物価の高騰による経常的なコストや修繕費などの設備関連のコストも増加しており、収支は厳しい状況が続いている。本学園としては、機能強化支援事業の補助金収入や追加の資産売却、特定資産の取り崩し等による資金余力はある程度有しているものの、今後も大口のシステムの更新や修繕なども控えており、経費の効率的・効果的な支出に努めるとともに、支出が単年度に集中しないよう中長期的な計画により財政基盤を引き続き安定させていくこととしている。

**表Ⅲ-4 資金収支計算書** (単位：百万円)

		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
学園全体	繰越支払資金増減額	△1,288	△106	162

**表Ⅲ-5 資金収支計算書** (単位：百万円)

		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
短期大学	基本金組入前収支差額	26	△23	△40
学園全体	基本金組入前収支差額	81	402	337

貸借対照表については、継続して総資産約400億円を維持し、うち純資産は約90%と私学平均を上回っており、健全性は高く学園全体として短期大学の存続を可能とする財政は維持できている。退職給与引当金については、退職金の期末要支給額の100%を計上している。資産運用については、「資産運用規程」を実態に合わせ整備しつつ、リスク分散を基本とし規程に基づいて適切な運用をしている（提出-規程集 47）。また、財務部長による理事長あて月次の報告に加え、3ヶ月ごとの理事会でも担当常務理事より運用状況について時価評価を含めて報告している。

教育研究費については、下記の通り令和4(2022)年度37.5%、令和5(2023)年度36.7%、令和6(2024)年度34.6%と低下傾向にある(表Ⅲ-6)。また、施設や図書への支出も含め、教育研究にかかる経費は継続して適切に配分されている(表Ⅲ-7)。

**表Ⅲ-6 教育研究経費比率**

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
短期大学	37.5%	36.7%	34.6%
学園全体	38.1%	38.1%	38.1%

**表Ⅲ-7 施設設備への支出状況** (単位：百万円)

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
施設関係支出	51,449	33,354	19,280
教育研究備品支出	21,807	23,711	19,420
図書支出	3,702	2,526	4,490

監査法人による監査は、10月、12月、3月に通常監査をおこない、決算監査を4月、5月におこなっている。また、通常監査の実査日以外でも実務担当者は日常的なサポートを受けることができる体制となっている。理事長、監事、学園幹部とも定期的なコミュニケーションをとり、情報の共有、適正な会計処理と厳正な会計監査の継続について意見交換をおこなっている。

寄付金については、短期大学創立60周年記念募金の募集をおこなったが、学園創立の周年募金としても、70周年、75周年とおこない、令和6(2024)年10月からは、学園創立80周年記念事業募金を開始している。その他にもASEAN留学生学修サポート募金、古本募金もおこなっている(備付-99)。なお、学校債は発行していない。

入学定員と収容定員の充足率については下記に記載の通り、短期大学の取り巻く環境が厳しい中、令和7(2025)年度は入学定員、収容定員ともに100%を維持できており、収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。(注：令和7(2025)年度に、入学定員を230人から210人に見直している。)

**表Ⅲ-8 定員充足率の状況**

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
短期大学	95.2%	99.1%	92.6%
学園全体	103.1%	99.8%	98.9%

(2)

平成 27 (2015) 年度に期間 4 年の中期計画、続いて令和 2 (2020) 年度に期間 6 年の中期計画を策定 (備付-1)。さらに令和 7 (2025) 年度に新たに期間 5 年の中期計画を策定予定である。従来より、策定された計画は評議員会の諮問を経て理事会で承認され、承認された計画は、教授会で教員に、事務長会で事務長に説明するとともに、短期大学の中期計画を学内掲示板に掲載している。事業計画及び予算は、中期計画並びに常任理事会で承認された予算編成方針に基づき、関係各部とのヒアリングを経た上で策定する。その後、常任理事会の審議・承認を経て、あらかじめ評議員会に諮問の上で、理事会にて審議・承認される。承認された予算は速やかに各部署に通知している。予算の執行は、「稟議規程」や「経理規程」に基づいておこなわれ、学校法人会計基準に則って適切に処理されている (提出-規程集 48、49)。日常的な出納業務については、「経理規程」に基づき処理されている。資産及び資金の管理と運用についても、「経理規程」「固定資産管理規程」や「資産運用規程」に則り、元帳等に記録し、安全かつ適正に管理している (提出-規程集 45、47、49)。月次の試算表は、原則毎月、財務部長が理事長、法人本部長に報告している。

**【区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づき、経営 (改善) 計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費 (人件費、施設設備費) のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分 (法人全体) 平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

## <区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

### (1)及び(2)

令和6（2024）年度決算における、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」（平成27年度）では、「A3：正常状態」となっている。足元は入学定員を充足し学生生徒納付金収入も増加しており、支出のコントロールもできていることから、新学部の新設に伴う経費増加を吸収し、経常収支差額の黒字が維持できている。なお、令和5（2023）年度より区分が「B0」から「A3」に改善した（備付-101）。

### (3)

本学は、令和8（2026）年に創立75周年を迎え、歴史と伝統をもつ高等教育機関として地域のニーズに幅広くこたえてきた。平成16（2004）年度には時代の要請に答えて男女共学化を実現するとともに、地域総合科学科の認定を受けて「ユニット自由選択制」のもと、時代の要請に合致した幅広い分野での多彩な教育課程を提供してきた。また、修学しながら勉強したいという層のニーズに答えて、ライフデザイン総合学科では、期間3年の長期履修生制度を設けている。さらには、歯科衛生士養成課程を持つ大学・短期大学がない阪神間で初めてとなる歯科衛生学科を令和2（2020）年4月に開設、令和5（2023）年度には医療事務総合学科を開設し、資格系の学科を備えた。

学生募集においては、教育改革に連動した高大接続を積極的におこない、専願入試に繋がる大学体験授業参加者の増強を実施、留学生の募集に関しても留学生のニーズにあわせ留学生・日本語コースを設けるなど、受験生のニーズに幅広く対応してきている。結果、令和7（2025）年度の全国の短期大学の入学定員充足率100%未満の学校数は88.4%と、短期大学を取り巻く環境は更に厳しい状況のなか、本学園は令和7（2025）年度は入学定員充足率、収容定員ともに100%を充足できている。

本学の人件費率はほぼ適正な水準にあるが、短期大学は資格系の学科を抱えるため、高めの比率となっている（表Ⅲ-9）。人事制度改革を進めており人件費のコントロールに努めている。

表Ⅲ-9 人件費率

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
短期大学	49.5%	54.2%	55.7%
学園全体	44.9%	44.1%	43.7%

補助金については、私立大学等改革総合支援事業補助金の獲得を目指しているが、採択には至っていない。その他、科学研究費補助金についても、教員説明会の実施やインセンティブの付与などを通じて申請・獲得に向けて推進していく。また、令和3（2021）年にいたみ稲野キャンパスの売却をおこなったが、その他の遊休資産は現時点ではない。

(4)

入学定員および収容定員は、短期大学全体では双方充足しており収入は安定している。未充足となっている医療事務総合学科についても令和7（2025）年度より入学定員の見直しもおこない、地元の病院との共催でオープンキャンパス実施など、入学定員の確保に努めている。しかし規模の縮小、資格取得の為の設備負担等で収入に見合った支出額となっておらず厳しい状況であるが、人件費の見直し、大学との経費支出の共用など黒字化を進めている。

(5)

決算については、毎年7月に教授会やSDにて教職員向けに財務担当理事がその概要と短期大学の課題について説明をし、教職員間で情報と危機意識の共有を図っている。また、財務情報については、学園ウェブサイトに掲載し、決算の概要、経年変化や財務分析を含めて学内外に公表をしている（備付-102）。

#### **<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>**

事業活動収入に対する学生生徒納付金の比率が高いため、18歳人口の減少や受験生の短大離れの影響を受けた入学定員の充足が毎年の課題である。令和7（2025）年は短期大学全体で入学定員、収容定員を充足することができている。引き続き定員の充足に努めるとともに、私立大学等改革総合支援事業補助金への採択など補助金などの外部資金の獲得に努めていく。

学園全体では、この3年間経常収支差額は黒字を継続しており、短期大学の存続を可能とする財政を維持できている。

#### **<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>**

なし

## 【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

### [テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

#### <根拠資料>

提出資料-規程集 50 教学運営評議会規程、51 寄附行為、52 理事会運営規則

備付資料 102 学校法人大手前学園「学園データ・情報公開」ウェブサイト [令和7(2025)年度] <https://gakuen.otemae.ac.jp/about/disclosure.html>、104 理事長年頭スローガン、106 大手前短期大学「情報公開」ウェブサイト [令和7(2025)年度] <https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/>

#### [区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- (2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

#### <区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

(1)

理事長は、建学の精神及び教育理念に基づいて学園経営ならびに教学運営における意思決定を迅速におこないリーダーシップを適切に発揮し、学校法人を代表して業務を管理運営している（備付-103）。

(2)

理事長の方針は、建学の精神である“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”を具現化する目的のため、毎年年頭の新年の会の挨拶にて教職員に発信されており、その年のスローガンに集約されている（備付-104）。また、実効性のある運営を目的に、短期大学長、副学長、学科長の執行部に教務部長、学生部長等の部局長、事務局長のほか、陪席者として理事長や法人本部長などが出席する教学運営評議会を設置して教学面の重要事項を審議しており、学校法人と教学が一体となった迅速な意思決定と円滑な教学運営の仕組みを実現している（提出-規程集 50）。

**[区分 基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
- (2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- (3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- (4) 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- (5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

**<区分 基準IV-A-2 の現状>**

(1) ~ (5)

理事長は「寄附行為」第16条の規定に基づき理事会を招集し、ここで、予算、借入金、不動産の処分・買受、理事の選任、事業計画、寄附行為の変更などの重要事項につき審議、決定し、理事長以下の理事が職務を遂行しており、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。寄附行為には理事長が学校法人を代表して業務を総理することや理事会を招集して議長を務めることなどが定められている（提出-規程集 51）。理事会は、認証評価の受審に関して受審時期や自己点検・評価内容について短期大学自己点検・評価委員会より上申された内容を審議及び決議することによって認証評価に対する役割を果たし責任を負うとともに、短期大学の運営について法的責任を負い、学内外の情報を収集するとともに教育・財務に関する情報の公表・公開を本学園ウェブサイトを通じておこなっている（備付-102、106）。また、学園運営ならびに短期大学運営に必要な諸規程を整備しており、それらの規程に基づいて適正に運営されている（提出-規程集 52）。

**[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。
- (2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

**<区分 基準IV-A-3 の現状>**

(1)

理事は、本学園の理事選任機関である理事会での審議を経て適切に選任されている（提出-規程集 51）。

(2)

理事選任機関である理事会は、理事の選任に際してあらかじめ評議員会の意見聴取をおこなっている（提出-規程集 51）。

**<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題>**

理事会は重要事項を審議するために定期的に適切に開催され、必要に応じて評議員会への諮問を行っている。私立学校法の改正に伴い、評議員会の開催日時や審議事項などを理事会にて決議している。理事会への理事の出席率も高く、議論も活発で特段の課題はない。

**<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項>**

なし

## **[テーマ 基準IV-B 教学運営]**

### **<根拠資料>**

提出資料 35 教授会議事録 [令和6(2024)年度]

提出資料-規程集 2 自己点検・評価委員会規程、4 入学試験委員会規程、5 学生委員会規程、14 就職委員会規程、23 研究倫理委員会規程、32 FD委員会規程、50 教学運営評議会規程、53 学長及び副学長に関する規程、54 教務委員会規程、55 編入学委員会規程、56 大手前短期大学教授会規程、57 図書館委員会規程、58 国際交流留学生センター規程、59 社会連携委員会規程、60 論集委員会規程、61 ICT教育推進委員会規程

備付資料 107 学長の個人調書、108 教育研究業績書、109 大手前短期大学教学運営評議会議事要録 [令和6(2024)年度]

### **[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。
  - ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
  - ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。
  - ①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ④教授会議事録を整備している。

- ⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

### <区分 基準IV-B-1の現状>

(1)

学長は、短期大学の教学運営の最高責任者として、校務をつかさどり、教授会の意見を参酌して、最終的な判断をおこなっている(備付-107、108)。「建学の精神」である“STUDY FOR LIFE(生涯にわたる、人生のための学び)”や「使命」で謳う「実社会に則した豊かな教養に基づく実務教育」による教学運営を一段と推進するため、ライフデザイン総合学科では、入学後に専門分野を選ぶ「コース自由選択制」を導入した。この「コース自由選択制」では5つのコースと2つのプログラムからコースの壁をこえて組み合わせることで学ぶことができ、知識とスキルの幅を広げることを可能としている。数次にわたる教学改革において、常に強力なリーダーシップを発揮して先進的な取り組みの導入を決断し、その実行の先頭に立ち、「就職に強い短期大学」を目指すとの目標を定めて、学習成果として進路決定率(就職内定率及び進学率)が常に全国平均をこえるよう求めるなど、本学の教育研究活動全般の向上・充実に努めている。学生の学習及び学生生活に関して学生に対する懲戒の手続きを定めている。また、本学の学務に関してはそれを統括し、教職員を指揮監督する立場に立つ。特に、常に時代のニーズに応えるべく教学改革に目を向け、副学長・学科長・事務長など短期大学執行部メンバーで構成される「短大ミーティング」を定期的で開催し、その場での議論を踏まえて改革の方向性を学長が打ち出し、教学運営をリードしている。厳しい環境の下での新学科の開設もその一例であり、令和2(2020)年4月に「歯科衛生学科」を開設し、令和5(2023)年4月に「医療事務総合学科」を開設した。学長の選任については、「学長及び副学長に関する規程」に基づいておこなわれており、「教学運営評議会」における推薦、理事会における承認の手続きを経て選任される(提出-規程集 50、53)。このように、学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

(2)

少子化が進み、学校間あるいは学校種別間の競争が激しくなる中で、入学する学生の多様化や学力不足が目立つようになっている。こうした環境下で、本学の進むべき方向を明確に定め、目指す学習成果をしっかりと獲得するためには、教学面でこれまで以上の努力が必要となるが、そうした教学改革を推進する上では、何よりも迅速な意思決定と、短期大学と学園経営陣が緊密に連携し一体となって取り組む体制が求められる。こうした思いから、本学では、学園の最高意思決定機関である「理事会」及び「常任理事会」と、学生の入学、卒業及び課程の修了や学長がつかさどる教育に関する事項について審議する「教授会」との間に、学長・副学長・学科長の本学執行部及び図書館長・教務部長・学生部長・アドミッションズオフィス部長・キャリアセンター部長の部局長、事務局長などの構成員に加えて、理事長、法人本部長も陪席者として出席する「教学運営評議会」を設置し、教学に関する重要な制度・規則の制定・改廃、短期大学及び教員の人事、学科及び教育課程、将来計画などについて審議する重要組織として位置づけている。

学長は、「教学運営評議会」及び「教授会」の議長を務め、本学の教育研究活動を推進するためにその運営責任を全うしている。「教学運営評議会」は、「教学運営評議会規程」に基づき運営され、「C-PLATS®」の育成が学習成果となるよう適切にカリキュラムを編成し、また学内外での諸活動が充実したものとなるように、十分な審議と有効な意思決定がおこなわれている（提出-規程集 50）。教学運営の基本方針たる「三つの方針（3つのポリシー）」に則った教学運営を展開するため、「教学運営評議会」のもとに自己点検・評価委員会、入学試験委員会、FD委員会、教務委員会、就職委員会、編入学委員会などの委員会を設け、その活動を総括する上位審議機関として主体的な機能を果たしている（提出-規程集 2、4、14、32、54、55）。「教学運営評議会」は原則として毎月第2火曜日に定例開催している。令和6（2024）年度の「教学運営評議会」の開催状況については下表の通りとなる（備付-109）（表IV-1）。

**表IV-1 令和6(2024)年度教学運営評議会 開催状況**

開催日	主な議案
4月16日	委員会構成メンバーについて、他
5月14日	卒業生の就職状況について、他
6月11日	留学生受け入れに伴う学生寮運営の変更について、他
7月9日	カリキュラム変更（案）について、他
9月10日	必修科目等時間割配置（案）について、他
10月8日	時間割開講科目（案）について、他
11月12日	高大連携授業における単位授与科目の新設について、他
12月10日	高大連携教育における科目等履修生に関する規程の変更について、他
1月14日	留学生日本語コース規程の改正について、他
2月12日	学則（学則別表）の改正について、他
3月11日	入試制度の変更について、他

教授会は、「大手前短期大学教授会規程」に則り、学長、副学長以下教授・准教授・講師の全専任教員が参加し、関係職員が陪席して、原則として毎月第3火曜日に開催しており、それ以外にも卒業判定等につき、臨時開催することもある（提出-規程集 56）。令和6（2024）年度の「教授会」の開催状況については下表の通りとなる（提出-35）（表IV-2）。また、併設する大手前大学との合同の教授会で審議することは無く、オープンキャンパスや入試日程など双方で関連のある事項についてもそれぞれの教授会にて審議をおこなっている。

**表IV-2 令和6(2024)年度教授会 開催状況**

開催日	主な議案
4月23日	学籍異動について、他
5月21日	既修得単位の認定（案）について、他
6月18日	短大創立60周年記念奨学金奨学生の選定について、他
7月16日	秋学期からの転学科に係る判定について、他

9月2日	卒業判定について、他
9月18日	転学科生の既修得単位の認定（案）について、他
10月15日	学籍異動について、他
11月19日	海外研修参加者の単位授与（案）について、他
12月17日	大手前学園奨学金（1年次生）選考について、他
1月21日	大手前学園 ASEAN 留学生学修サポート奨学生（1年次生）選定について、他
2月18日	夏季インターンシップ単位授与（案）について、他
2月27日	卒業判定について、他
3月7日	卒業判定について、他
3月18日	再入学に係る判定および単位認定について、他

「教学運営評議会」の事務局は教学運営室が、教授会の事務局は教務課がそれぞれ担当し、各議事録はウェブ上の学園掲示板に掲載して公開の上、保存している。「教学運営評議会」での議事内容は遅滞なく、次週に開催される「教授会」に報告・共有されており、それぞれが学習成果及び三つの方針（3つのポリシー）に対する認識を共有している。

なお、委員会のうち、研究倫理委員会、学生委員会、図書館委員会、国際交流留学生センター運営委員会、社会連携委員会、論集委員会、ICT教育推進委員会については、所管事項が大手前短期大学と大手前大学の双方にわたり、共通して取り扱うのに適した内容が多いため、大手前大学との合同委員会として組織されている。個々の委員会については、委員会構成一覧表にて教授会で報告されている。合同委員会では、大手前大学や大手前短期大学双方の学生に直接関わる内容について、各校の委員が一同に会して審議や報告をおこなうことでコンセンサスがとれている。例えば、海外研修では双方の学生が同じプログラムで研修することから国際交流留学生センター運営委員会が開催され、齟齬がないように実施している。また、学生委員会では、合同委員会として共通テーマを審議・報告する一方、各校独自の問題は、小委員会をそれぞれ開催して審議・報告している。このように、学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している（提出-規程集5、23、57、58、59、60、61）。

#### <テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

学長を教学運営の最高責任者として、教学運営評議会、教授会を組織し、その意見を聞いて教学運営を行っている。18歳人口の減少や受験生の短期大学離れを受けた短期大学を取り巻く環境の激変に、的確に対応することが求められている。そのため定期的な教授会とは別に、非公式な短期大学幹部による短大ミーティングを開催し、必要な協議を迅速にすることに努めている。

#### <テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

大学と短期大学が同じキャンパスに立地し、共通して取り扱うことに適した内容が多いため、学生委員会、図書館委員会、国際交流留学生センター運営委員会、ICT教育

推進委員会などは合同委員会として組織されている。

## **[テーマ 基準IV-C ガバナンス]**

### **<根拠資料>**

提出資料 36 評議委員会議事録、20 資金収支計算書、21 資金収支内訳表、22 人件費支出内訳表、23 事業活動収支計算書、24 事業活動収支内訳表、25 貸借対照表、26 固定資産明細表、27 借入金明細表、28 基本金明細表、29 財産目録

提出資料-規程集 51 寄附行為

備付資料 102 学校法人大手前学園「学園データ・情報公開」ウェブサイト [令和7(2025)年度] <https://gakuen.otemae.ac.jp/about/disclosure.html>、110 監査報告書 [令和(2025)年度] <https://gakuen.otemae.ac.jp/common/files/about/r6kanji.pdf>

### **[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。
- (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (4) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

### **<区分 基準IV-C-1 の現状>**

(1)

監事は2人(寄附行為第5条第1項第2号)としており、この法人の理事、評議員並びに職員以外のものから、評議員会の決議によって選任している(寄附行為第22条及び第23条)(提出-規程集51)。

(2)

監事は、内部監査を担当する監査室と連携をとりながら、業務及び財産の状況について監査するとともに、予算や中長期計画の策定に関する意見陳述や計算書類および財産目録等の監査について必要に応じて会計監査人と意見交換をおこない、理事からの業務執行状況等を聴取することにより、ガバナンスの有効性を確認している。

(3)

監事は、理事会、評議員会に都度出席をし、各議案の審議状況について監査するとともに、必要に応じて意見を述べている（提出-データ編 18、19）。

(4)

監事は、会計監査人による会計監査が終了した後に、会計監査人とのミーティングの場を設けて、会計監査人とのコミュニケーションを図っている。毎会計年度終了後3か月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。また、監査報告書は、財務諸表や事業報告書とともに、学園のホームページにて情報公表されている（備付-110）。

**[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している
- (2) 評議員会は、適切に運営している。

**<区分 基準IV-C-2 の現状>**

(1)

評議員は「寄附行為」第32条に従って適切に選任されており、学校法人職員4人、卒業生3人、学識経験者5人の12人で構成されており、理事総数8人を超えている（提出-規程集51）（備付-102）。

(2)

評議員会は「寄附行為」第37条に定める諮問事項について理事長に意見を述べるとともに、学校法人の業務や財産の状況または役員の業務執行の状況について意見を述べるとともに役員から報告を徴することができており、適切に運営されている（提出-規程集51）（提出-データ編19）。

**[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。
- (3) 会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提

出している。

### **<区分 基準IV-C-3の現状>**

(1)

改正私立学校法の施行に伴い新たに設置することとなった会計監査人の件について、まず令和7（2025）年5月27日の理事会において、定時評議員会の議案とすることについて承認を得た。次に令和7（2025）年6月12日の定時評議員会で監事が推薦した有限責任監査法人トーマツを本学園の会計監査人とするについて決議された（提出-36）。以上のように、会計監査人は適切に選任されている。

(2)

会計監査人は、令和7（2025）年度の監査より、私立学校振興助成法監査と私立学校法監査としており、監査の範囲との計算関係書類として、貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書としている（提出-20～28）。また、財産目録についても監査するとして、監査委託契約書の「1. 監査の目的及び範囲」に明記している（提出-29）。なお、実際に本学園での監査日程は、令和7（2025）年度は、10月、12月、3月及び4月5月に決算監査を実施予定である。

(3)

会計監査人は監査を終えた後、監査結果概要書を作成し、監事あてに報告している。概要書では監査の実施状況や体制のほか、発見事項、監査重点領域、個別報告事項等を記載している。決算承認の理事会をもって監査報告書を提出している（備付-110）。

### **<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>**

私立学校法の改正に伴い、理事と評議員との兼任が禁止され、評議員中心の運営が開始されたので、理事会とのコミュニケーションが重要になってくる。そのため理事長をはじめとした学内理事は評議員会に陪席し、評議員とのコミュニケーションに努めている。監事の役割が強化され、会計監査人が新たに選任されたので、監事や会計監査人との密接なコミュニケーションを図っていくように努めている。

私立学校法改正、学校法人会計基準の改正後初めての決算となるので、法令を遵守して一連の決算作業を遺漏なく進めていくこととしたい。

### **<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>**

なし

## **【テーマ 基準IV-D 情報公表】**

### **<根拠資料>**

備付資料 31 学校法人大手前学園 ガバナンスコード遵守点検表 [令和6(2024)年度]、102 学校法人大手前学園「学園データ・情報公開」ウェブサイト [令和7(2025)年度] <https://gakuen.otemae.ac.jp/about/disclosure.html>、106 大手前短期大学「情報公開」ウェブサイト [令和7(2025)年度] <https://college.otemae.ac.jp/about/disclosure/>、111 学校法人 大手前学園 ガバナンス・コード <https://gakuen.otemae.ac.jp/common/files/about/governance.pdf>

### **【区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
- (2) 自主的な行動規範であるガバナンス・コードを定め、公表している。

### **<区分 基準IV-D-1 の現状>**

(1)

学校教育法並びに学校教育施行規則の規定に基づき、本報告書「基礎データ様式20 短期大学の情報の公表について」のとおり、教育情報を本学ウェブサイトにて公表している。なお、ウェブサイトでの公表については、「情報公開」のページを設け、さまざまな情報の公表をわかりやすく公表している（備付-106）。私立学校法の規定に基づき、寄附行為・監査報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・役員名・役員に対する報酬等の支給基準等を学校法人大手前学園のウェブサイトで公表しており、上述の本学ウェブサイトより学園の公表ページにリンクしている（備付-102）。上記財務資料は、総務課窓口にも備え付けており、閲覧希望者には直接開示している。このように、本学では学校法人が公共性を有する法人として、社会への説明責任を果たし、関係者の理解や協力を得られるよう積極的に公表することに努めている。

(2)

大手前短期大学ガバナンス・コードについては、学園ウェブサイトにて公表し定期的に点検しその結果も公表している（備付-31、111）。

### **<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>**

特にないが、法令に基づき必要な情報を定められた時期の公表・公開していくことを継続していく。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>  
なし